

柳之御所遺跡

第1・2期保存整備事業報告書

2022

岩手県教育委員会

柳之御所遺跡

第I・2期保存整備事業報告書

2022

岩手県教育委員会



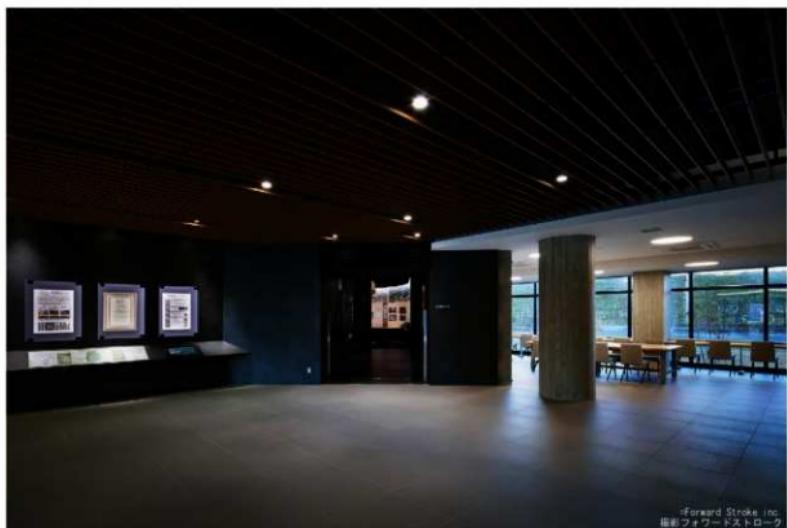
柳之御所 航空写真（令和3年撮影）



平泉世界遺産ガイダンスセンター 外観



平泉世界遺産ガイダンスセンター 外観



平泉インフォメーション 県内世界遺産（左）図書コーナー（右）
撮影 Forward Stroke, inc.
撮影 フォワードストローク



平泉インフォメーション 平泉全体航空写真
撮影 Forward Stroke, inc.
撮影 フォワードストローク



Forward Stroke, inc.
撮影 フォワードストローク

柳之御所遺跡と奥州藤原氏 平泉館ジオラマ模型

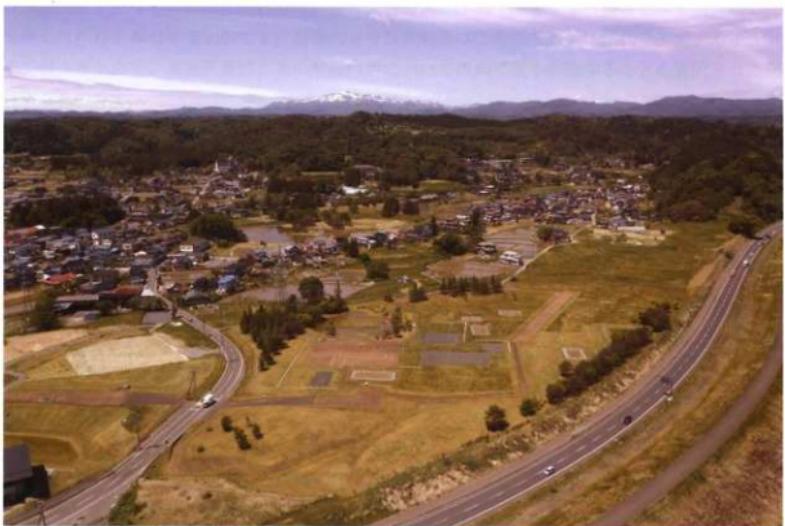


Forward Stroke, inc.
撮影 フォワードストローク

柳之御所遺跡と奥州藤原氏 柳之御所遺跡出土資料



南端部 園路から臨む平泉世界遺産ガイダンスセンター



柳之御所遺跡全景

序

柳之御所遺跡は、平安時代末期の約 100 年間にわたり北方の王者として繁栄を誇った奥州藤原氏の残した遺跡であり、特別史跡中尊寺境内、特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡、特別史跡無量光院跡などの文化財と並び、当時の平泉の核をなしていた遺跡の一つです。

本遺跡は、昭和 63 年度から（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（現（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）、平泉町教育委員会が実施した一級河川北上川上流改修一閣遊水地事業及び国道 4 号改修平泉バイパス建設事業に伴う緊急発掘調査により、大規模な掘立柱建物跡・圓池跡・堀跡などが確認され、また、膨大な量のかわらけや木製品など、質・量ともに卓越した遺物が出土いたしました。これらの豊富な遺構・遺物により、本遺跡が『吾妻鏡』に記された「平泉館」であることが指摘されています。

このような経過のなかで、遺跡に対する建設省（現国土交通省）のご理解により、平成 5 年には遺跡の保存が決定し、平成 9 年 3 月に『柳之御所遺跡』として国の史跡に指定されました。

岩手県では、本遺跡が国民共有の貴重な財産であるとの認識から、史跡公園として整備して後世に伝えるとともに、広く活用していきたいと考え、平成 10 年度から史跡整備に向けた発掘調査を実施してきました。そして、それらの成果を基に平成 17 年度から堀内部地区の史跡公園に係る整備工事を開始し、平成 22 年には一般公開を行っています。その後も整備工事を進め、今年度の南端部整備の完了をもって、堀内部地区の整備は一定の完了を見ることができました。

これまで進めてきた保存整備事業について平成 22 年度に「第 1 期保存整備事業報告書」を刊行しています。本報告書は、それ以降の保存整備事業について「I - 2 期保存整備事業」として整理した内容を報告するものです。整備内容や検討報告はこれまでも折に触れて公開するよう努めて参りましたが、本報告書は、その整備内容について改めて広く公開することを目的として刊行するものです。

最後に、ご指導・ご協力を賜りました平泉遺跡群調査整備指導委員会の先生方、文化庁、（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、平泉町教育委員会、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所をはじめ関係各位に深く感謝申し上げますとともに、本書が平泉文化研究発展の一助になれば幸いです。

令和 4 年 3 月

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

例　　言

1. 本書は、岩手県教育委員会が実施した史跡柳之御所遺跡の第Ⅰ－Ⅱ期史跡保存整備事業の報告書である。今回は平成22(2010)年度から令和3(2021)年度までに実施したものを主な対象としており、整備事業の一部は、改めて報告する予定である。なお整備については、文化庁の補助金（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）を受けて実施されている。
2. 本書では2条の堀及びそれに囲まれた範囲を「堀内部地区」と呼称する。また、堀の外側の柳之御所遺跡の遺跡及び史跡範囲については「堀外部」と記す。
3. 本事業は、岩手県教育委員会が主体となり、岩手県文化スポーツ部文化振興課、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター、（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターの協力を得て実施した。
4. 整備事業のうち柳之御所史跡公園内については、岩手県教育委員会が主体となり、（株）文化財保存計画協会に委託し実施した。また平泉世界遺産ガイダンスセンターについては、岩手県教育委員会、岩手県文化スポーツ部が主体となり、（株）三衡設計（軸体部分）、（株）丹青社（展示部分）に委託し実施した。
5. 本書の編集・執筆は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課柳之御所担当、岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当、（株）文化財保存計画協会が担当した。
6. 事業の一部については、平泉遺跡群調査整備指導委員会で公表してきたが、本書の内容が優先するものである。
7. 本事業に係る諸記録は、岩手県教育委員会が保管している。

目 次

I 序論	
1. 遺跡の概要	1
2. 発掘調査の概要	2
(1) 平成 21 年以降の発掘調査の進展	2
(2) 堀内部地区の調査	3
(3) 整備事業に関わる遺構	5
II 保存整備事業の概要	
1. 保存整備事業の概要	12
2. 岩手県による公有地化	16
3. 平泉遺跡群調査整備指導委員会	17
4. 世界遺産「平泉」と柳之御所遺跡の関連	24
III 保存整備工事の内容	
1. 保存整備事業内容	25
(1) I 期整備基本計画及び整備実施計画の概要	25
(2) 整備課題への対応	26
(3) I - 2 期整備（平成 22 年度～令和 3 年度まで）の位置づけ	27
(4) 柳之御所遺跡整備に係る基本的方向性及び整備の基本方針	28
(5) I - 2 期整備基本方針の具体化	28
(6) I - 2 期整備概要	29
2. 保存整備事業の詳細	31
(1) 遺構保護と地形の復元	31
(2) I 期整備段階での現状	32
(3) 南端部堀遺構の検討経過	34
(4) 建造物等の復元	37
(5) 植栽の考え方	38
(6) 井戸遺構・汚物廐棄穴遺構の復元	39
(7) 管理活用施設の整備	40
①動線計画	40
②園路整備	40
③連絡階段整備	42
④解説板・案内板	44
⑤ロープ柵	45
3. 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター（柳之御所資料館）の施設整備	
(1) 施設整備の概要	48
(2) 施設整備の経緯	51
(3) 施設整備事業実施体制	53
(4) 施設整備工事等の内容	54
(5) 展示制作の内容	61
① 展示製作物の概要	61
② 平泉遺跡群調査整備指導委員会における検討内容	62
ア 経緯（委員会及びガイダンス部会開催状況）	62
ア ジオラマ模型	62

b インタラクティブコンテンツ	65
c プロローグシアター	66
d プロジェクションマッピング	67
イ 主な検討内容【建造物等の復元について】	73
(6) 施設整備事業費	79
(7) 令和3年度の実施工業	80
IV 今後の課題	81
V 工事写真	82
付属資料	
・ガイダンス施設（仮称）整備基本構想概要版	90
・ガイダンス展示製作物資料	91
・柳之御所史跡公園条例	98
・柳之御所史跡公園条例施行規則	99
・ガイダンスセンター条例	100
・ガイダンスセンター条例施行規則	102
・平泉遺跡群調査整備指導委員会設置要綱	104

I 序論

1. 遺跡の概要

柳之御所遺跡は、「史跡柳之御所・平泉遺跡群」に含まれる遺跡の一つである。その範囲は北辺を北上川、南辺を猫間が淵と称する幅数十mの低湿地に挟まれた舌状の台地上で、平成9(1997)年度の史跡指定対象面積は87,855.65m²である。その後、平成16、17、20、22(2004、2005、2008、2010)年度の追加指定を経て、平成29(2017)年の指定面積は107,496.60m²にまで拡張している。

史跡としての柳之御所遺跡は、堀に囲まれた東側の「堀内部地区」と、西側の「堀外部地区」、さらに柳之御所遺跡と無量光院跡とを区画する「猫間が淵」に区分することができる。

「H14基本計画」に基づいたガイダンス施設の新設計画はこれまで実現には至らなかった。しかし、柳之御所遺跡の出土品が平成22(2010)年度に重要文化財（考古資料）に指定され、それらの保管に万全を期す必要があること、さらに世界遺産登録を期に「平泉の文化遺産」に関する総合的な情報発信機能を強化する必要性が高まってきた。令和3(2021)年11月、堀内部地区の東側に岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターが新設され、その中に設置されている柳之御所資料館によって史跡公園及び重要文化財をはじめとする文化財の管理が進められている。



図1-1 柳之御所遺跡の現況

2. 発掘調査の概要

(1) 平成 21(2009) 年度以降の発掘調査の進展

平成 22(2010) 年度の史跡公園の開園以後も、堀内部地区の周縁部を中心とした発掘調査及び遺構の検討を継続してすすめており、堀跡周辺の様相がさらに明らかとなる成果が得られた。具体的な内容を下記にまとめる。

① 復元に資する情報の蓄積

- (ア) 継続的な調査・研究により、遺構変遷や政庁としての機能などの様相が明らかとなった。
(イ) これまで発掘調査が行われず未整備だった範囲の地形が明らかとなり、地形復元などを可能とする情報が得られた。
(ウ) 橋跡（21SX35）の再調査により、橋脚及び堀底の横断的な底面標高の計測など、復元検討に必要な多くの情報を得られた。

② 堀跡の概要

- (ア) 2 条の堀跡は、外側の堀から内側の堀へと変遷したことが明らかになった。具体的には、外側の堀は一部が溝状に残存していた範囲はあるものの基本的には埋戻しが行われ、その後内側の堀が構築されたとみられる。
(イ) 外側の堀跡には、人為的な埋戻しが複数回行われた範囲があることが明らかになった。
(ウ) 内側の堀跡は遺跡廃絶後にも開口して、一定期間、上部の形状を保っていたとみられる。

③ 堀跡の周辺施設

- (ア) 遺構の南端部で整地層や土壘と推測できる痕跡を確認するなど、堀に付随する地形的情報が得られた。
(イ) 無量光院跡との間の橋状の施設や中尊寺方向へ延びる道路跡の延長上に土橋状の遺構を確認するなどの新知見が得られた。

表 1-1 柳之御所遺跡平成 21 年度以降調査年次表

年度	調査	調査内容等	調査面積
H21(2009)	70 次	・堀内部北部に多数のトイレ状遺構の分布を確認 ・遺跡南端部外側の堀の改修痕跡や整地層を確認	1,700 m ²
H21(2009)	71 次	・平泉町教育委員会による史跡指定地外での調査	40 m ²
H22(2010)	72 次	・堀内部北端部の堀跡を含む地形様相を確認 ・調査区東側から掘立柱建物跡や柱列を確認	1,500 m ²
H23(2011)	73 次	・72 次調査からの堀延長部の様相を確認 ・道路跡と想定される溝跡を確認	1,100 m ²
H24(2012)	74 次	・2 条の堀跡の断面形状や堆積状況の差異を確認 ・堀跡の時期等を検討する材料を得た	1,000 m ²
H25(2013)	75 次	・猫間が源周辺における堀跡の様相の確認 ・無量光院跡と結ぶ橋状遺構を確認	1,100 m ²
H26(2014)	76 次	・遺跡南端部における堀跡の状況確認 ・堀周辺の遺構の延長確認	800 m ²
H27(2015)	77 次	・堀跡周辺の整地地業や柱穴跡、燒土遺構を確認	800 m ²
H28(2016)	78 次	・2 条の堀跡周辺での大規模な整地地業を確認 ・内側の堀跡を埋めるような地業の痕跡を確認	800 m ²
H29(2017)	79 次	・外側堀に架かる土橋状の遺構を確認	800 m ²
H30(2018)	80 次	・2 条の道路状遺構の確認。 ・道路状遺構の両側側溝に伴う崩壊の確認	800 m ²
R1(H31) (2019)	81 次	・2 条の道路状遺構の中尊寺方向への延伸と新旧関係を確認。	800 m ²
R2(2020)	82 次	・2 条の道路状遺構の延伸を確認。 ・道路状遺構北側に並行する崩壊を確認。 ・道路状遺構の南側で多数の井戸跡を確認。	800 m ²
R3(2021)	83 次	・道路状遺構と直交する溝の一部を確認。 ・道路状遺構の年代を想定が可能な側溝埋土を被覆するかわらけの集中箇所を確認。	800 m ²

(2) 堀内部地区的調査

本書で報告する「整備事業」については柳之御所の堀内部地区を対象としている。その範囲の調査については、彌良手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、岩手県教育委員会、平泉町教育委員会の3者が行ってきた。ここでは第Ⅰ～Ⅱ期整備に並行して行われた堀内部地区的発掘調査の概要について記す。(詳細は「岩手県文化財報告書第155集 平泉遺跡群発掘調査報告書 柳之御所遺跡 ～堀内部地区内容確認調査～」を参照)

72次調査(平成22(2010)年度)

柳之御所遺跡の堀外部と接する北端部周辺の調査を行った。遺跡の他の範囲と同様に、2条の堀跡を確認した。内側の堀(72SD1堀跡)と外側の堀跡(72SD2)の両者を確認し、一部の精査を行った。調査の結果、堀跡の規模や土層の差などを明確に確認できた。外側の堀跡は削平の影響もあり残存は良好ではなかったが、内側の堀跡は深さ4mほどの規模で確認できた。ただし、堀跡の周辺では削平の影響もあり、不確定な部分も残るが、土塁や門跡等の関連する遺構は確認されていない。

また、地形変容が少ない範囲では掘立柱建物跡を確認し、遺跡北端部まで遺構が分布することを確認できた。調査面積は1,500m²である。

73次調査(平成23(2011)年度)

72次調査範囲に隣接する南側を対象に調査区を設定し、堀内部地区と外部とが接する範囲を対象とした。2条の堀跡と堀外部で確認されている道路跡と一連の道路跡の可能性がある平行する2本の溝跡、性格不明の土坑を確認した。外側の堀跡では調査範囲のほぼ全域で、埋め戻しが行われており、整地等の痕跡も確認できた。堀跡の廃絶の状況や時期関係を検討する成果が得られている。調査面積は1,100m²である。

74次調査(平成24(2012)年度)

遺跡の北端から西端にかけての堀内部と外部とが接する範囲を対象とした。内外の2条の堀跡、外側の堀跡周辺から堀外部へと広がる範囲の整地層を確認した。整地層は堀外部において、平泉町教育委員会が確認しているものと対応すると考えられる。堀の構築に伴うものと堀廃絶時の2時期の整地層が確認された。外側の堀跡は幅6～7m程度で確認し、複数回の掘り直しが確認できるなど、

内側の堀跡では幅10～12m、深さ4m程度で確認している。断面形状が急峻なV字状になるなど、遺構の特徴が把握できた。また、42次調査で確認されていた内側の堀跡に架かる橋跡を再検出した。周囲には関連する遺構は検出されなかった。

遺物では内側の堀跡で漆製品などを木製品が多く出土し、擬人化されたカエルが描かれた12世紀後半の墨画折敷片が出土した。調査面積は1,000m²である。

75次調査(平成25(2013)年度)

柳之御所遺跡と無量光院跡との間の猫間ヶ瀬跡周辺を対象に行っている。56次調査と一部重複するが平面的に検出を行った。

2条の堀跡の延長方向を確認したほか、2時期の整地層、無量光院跡方向から延びる12世紀後半の橋に関連する施設(75SX1)を確認した。内側の堀跡は幅6～7で確認し、漆塗りの下駄など

が出土したほか、題籤軸の出土も注目された。外側の堀跡では後世の溝などが複数重複していたが、規模や走行方向を確認できた。堀跡に接して整地が行われたことも確認している。その目的について詳細は不明であるが、地業の痕跡が分かることは低地部での堀の構築状況を検討する有力な材料である。また、無量光院跡と柳之御所遺跡との間には、堀内部地区の範囲でこれまで性格不明の土坑を確認し（36SX1・36SX2）、地形観察から無量光院側から延びる土手状の高まりが看取できるなど、2つの遺跡がつながる位置として注目されていた。この調査で、通路跡の可能性が指摘されてきた範囲で建物跡を確認したことは、隣接する両遺跡の関係を改めて補強する成果となった。調査面積は1,100 m²である。

76次調査（平成26（2014）年度）

69次、70次調査で実施した遺跡の南端部周辺を調査した。69・70次調査と75次調査までの周囲での堀跡の位置の確認や関連遺構の把握を目的としている。2条の堀跡のほか、これらと重複をもつ溝跡を確認した。2条の堀跡の土層の状況などは近接する調査範囲での把握内容と大きく異なる内容ではないが、周囲も含めて追認することができた。特に、内側の堀跡では人為堆積土由来する崩落土層を確認し、2条の堀跡の間に人為堆積による土層が本来は存在したことがわかった。調査面積は800 m²である。

77次調査（平成27（2015）年度）

76次調査と69・70次調査の間にあたる遺跡の南端部を調査した。2条の堀跡の状況の確認、76次調査で確認された人為層の状況の確認を目的としているほか、堀の内側にあたる遺跡縁辺部での遺構状況の把握を目的としている。調査の結果、76次調査で確認された人為層の延長は確認されず、周囲には広がらないことがわかった。このほか、2条の堀跡の間に整地層を確認したほか、外側の堀跡では掘り直し等の痕跡を確認した。外側の堀跡の埋戻しを行った人為土層が69・70次の調査範囲と76次調査の調査範囲まで連続することが確認できた。また、内側の堀跡より堀内部側にあたる岸周辺では21次調査で確認された遺構との関連が想定できる特異な形状の土坑（77SK2・77SK3）が確認された。調査面積は800 m²である。

78次調査（平成28（2016）年度）

76次調査の北側にあたる、遺跡の南端部周辺の調査を行った。76次調査と75次調査の中間にあたり、2条の堀跡の位置や走向方向の確認を目的として調査を実施した。内側の堀跡では、遺跡廃絶に前後するとみられる遺構最終段階の埋め戻しが確認できた。外側の堀跡では構築にあたって猫間ヶ瀬の低地部分を人為的に整地していることが確認できた。これまでの調査でも部分的に整地等が確認されていたが、遺構構築に際して大規模な地業が行われたことが確認できた。調査面積は800 m²である。

79次調査（平成29（2017）年度）

73次調査と74次調査に挟まれた未調査の範囲を対象に調査を行った。堀内部と外部の接続する位置で、橋などの導入施設の確認を目的として調査を実施した。2条の堀跡を確認したほか、外側の堀跡では地山掘り残しによる土橋を確認した（79SX1）。また周囲では整地も確認できることから、内側の堀跡が機能した段階でも、この周囲が堀外部から堀内部への導入部としての役割を維持していたことが推察できる。調査面積は800 m²である。

(3) 整備事業に關わる遺構

本書の整備事業にかかわる以降について、その概略を触れておきたい。なお、実測図については一部各報告書・概報、総括報告書を参照されたい。なお、柳之御所遺跡の基準尺は、およそ 30 cm ほどではあるが正確にはわからない。

【南端部の概要】

園池等が所在する範囲より南側を便宜的に南端部として示す（図 1-2）。柳之御所遺跡堀内部以外の遺跡範囲との関連では、周知の埋蔵文化財包蔵地としての伽羅之御所跡と低地を挟んで近接する位置にあたる。

南端部では遺跡を区画する遺構として、外側の堀跡（21SD2）と内側の堀跡（21SD1）のほか、外側を走る溝（21SX3）が検出されている。また、2 条の堀に重複もしくは関連して、それぞれの橋跡やそれに関連する遺構のほか、整地層や土坑が確認されている。

【外側の堀跡 21SD2】

外側の堀跡は遺跡を画する大規模な 2 条の堀跡のうち、外側を走る堀跡である（図 1-3）。堀跡は遺跡の堀内部地区が立地する段丘と猫間ヶ淵の境界部分で遺跡の内部から外側の猫間ヶ淵などの低地に向かって下がる斜面地に位置し、南端部では南側に向かって傾斜する斜面の変換点の低位の段丘面に立地する。調査位置より東側の延長は河川の浸食によって失われており、本来の堀の走向について東側への延長方向やそこでの在否は確定できない。21 次調査で東側の端部を調査したが対象面積は少なく、内容や位置には不明な点が多く残されていた。その後に 69・70・76・77・78 次調査で西側の延長を精査した。西側は東西方向に走り、79-107 付近から方向を変えて北西から南北方向に向かう。堀の走向は猫間ヶ淵の低地の自然地形に沿う。幅 5.5 ~ 8 m で、最も幅が広く確認できた部分でも 8 m 程である。検出面からの深さは 1.8 ~ 2.5 m 程である。底面標高は 20.3 ~ 20.9 m 程で、概ね東側に向かって傾斜する。なお、南端部では 100 m 程の延長が確認できた。

南端部における外側の堀のまとめ　南端部での堀の変遷は、堀の構築→掘り直し等の改修→自然堆積（小規模な造作）→21SX4（人為堆積土層）の掘り込み及び埋め戻し→廃絶、の変遷が理解できる。地点による土層の差異はこの範囲で度重なる掘り直し等の造作が行われたため、南端部における外側の堀跡の特徴のひとつである。また、南端部での北西端にあたる部分（Y=74 付近）では 21SD2 の構築に際して堀の外側を厚く整地している。堀構築時に低地に地業を行い、それによって堀を形成して構築したことを示す。後述する猫間ヶ淵跡周辺でも同様の地業が確認されている。位置によっては旧地形での低地部にまたがって堀が設計、構築されたことを示す。

【内側の堀跡 21SD1】

遺構　概要　内側の堀跡（21SD1）は遺跡を画する 2 条の堀跡のうち、内側を走る大規模な堀跡である。遺跡の堀内部地区が立地する段丘の高位縁辺部に位置する。21・23 次調査で東端部の全体と南側の一部を調査し、69・76・77・78 次調査で南側から西側にかけての延長を調査した。東側からみると、東端部は南北方向に走り、Y=94 付近から南側では東西方向に、西側では Y=78 付近から北西方向に方向を変える。X=89 付近より北側への延長は河川の浸食によって失われたとみられ（平泉町教委 1995）、本来の延長方向と位置は確定できない。堀の走向は遺跡が立地する段丘の自然地形に沿う。幅 11 ~ 14 m 程で、最も幅が広く確認できた部分で 14 m 程になる。検出面からの深さは 2.4 ~ 3.6 m 程である。底面標高は 20.6 ~ 21.4 m で、概ね南東側に向かって傾斜する。なお、

南端部として図示した範囲では、東側の南北方向部分で 90 m、東西方向に方向を変えて 120 m 程延長する東西方向の堀が確認できた。

なお、東側の南北方向に走る位置は 21 次調査で全体が精査されており、その後に新たな知見は得られていない。埋文報告によれば、北側の範囲 ($X = 95$ 以北) では 21SD1 の堆積土の上層部分に近世段階の溝 (23SD34・23SD35) が認識されており、21SD1 の残存は極めて悪いことが理解できる。その他の、21SD1 の断面形状などを残すと判断できる位置での断面状況からは南端部と同様に、逆台形の形状で自然堆積の土層で埋没する状況が把握できる。平面図と断面図を抜粋する (図 36・37)。また、 $X = 101$ 以南では堀の内側の肩部分で幅 1 m 程の平坦面が形成される。 $X=101$ 付近まで確認でき、堀の北側 ($X=101$ 以北) に向かって失われる。12 世紀代とされた土層は底面から 80cm 程で、炭化物や遺物を多く含む土層がひとつの境界として理解されている。埋没状況や過程は後述するその他の南端部の精査位置と同様の状況が想定できる。掘り直しが指摘されているものの、掘り込みは明瞭ではない。堆積の段階差との想定もできる。また、堆積土には地山ブロックの流入が多くなく、堀の内側から的人為的な土層や堀の崩落は少なかったとみられる。他の調査地点と異なる特徴に、堀底面の整形が挙げられる。南北方向に延びる範囲では、底面がいくつかの長方形の区画に分かれる状況を検出している。南端部でも堀底面は一部が掘り込まれており、この範囲でも同様に底面は全体が平坦ではなく凹凸をもつとみられる。また、堀に関連する構造として 95-94 付近で 23SX12 橋跡を検出している。

南北方向に走る堀は $Y=95$ 付近で 85° 程屈曲して、東西方向の延長に大きく方向を変える。なお、南端部は堀の立ち上がりの残存が 0.2 m 程と河川の浸食等により大きく失われている。また、 $Y=92$ 付近で 21SX35 橋跡を検出している。土層は自然堆積により、底面から 80cm 程までは 12 世紀代の土層と認識されている。それより上層との層界で多くの土器類や炭化物が観察された。また、堀の内側の肩部分に北側で確認されたものに統く平坦面が形成される。

【南端部における内側の堀のまとめ】

これらの土層の堆積状況とそこから想定できる構造の変遷は細部の相違は存在するものの、南端部では概ね対応する。堀の構築→自然堆積による埋没（炭化物・遺物を多く含む土層）→（人為層の崩落）→自然堆積による埋没の過程が理解できる。また、最初の自然堆積による埋没の過程では遺物の投棄や小規模な作成が発見される地点も存在するものの、堀全体に関わるような大規模な掘り直し等は行われていないと判断できる。廃絶時にも堆積は底面から 1 m 弱程にとどまり、全体の深さは 2~3 m 程は保持される。大規模な堀としての形状は保たれたとみられる。断面の形状は逆台形を呈し、底面は平坦な範囲と凹凸をもつ範囲がある。

内側の堀跡はこの周囲まで東西方向に自然地形に概ね沿って走るが、77-103 付近を境に大きく湾曲して南北に方向を変える。



図 1-2 柳之御所遺跡堀内部主要造構図

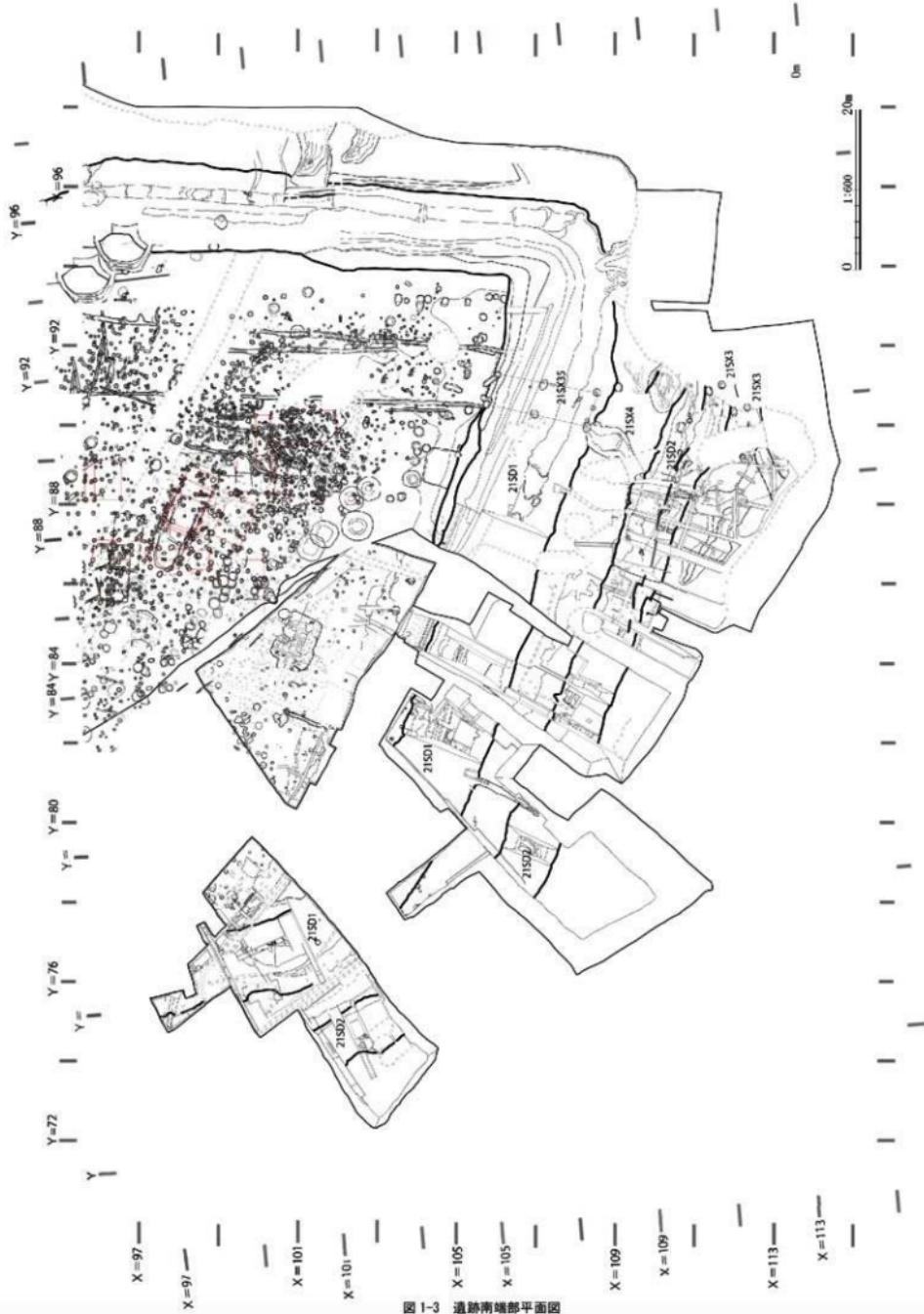


图 I-3 道路南端部平面图

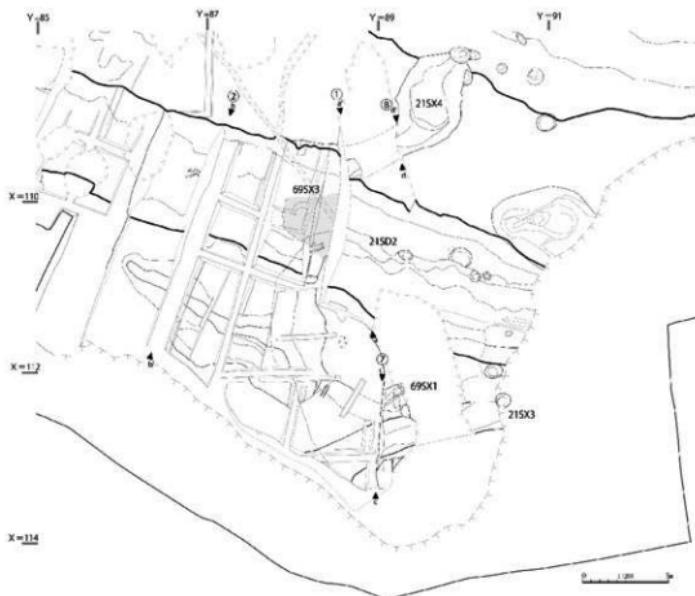


図 I-4 21SD2 平面図

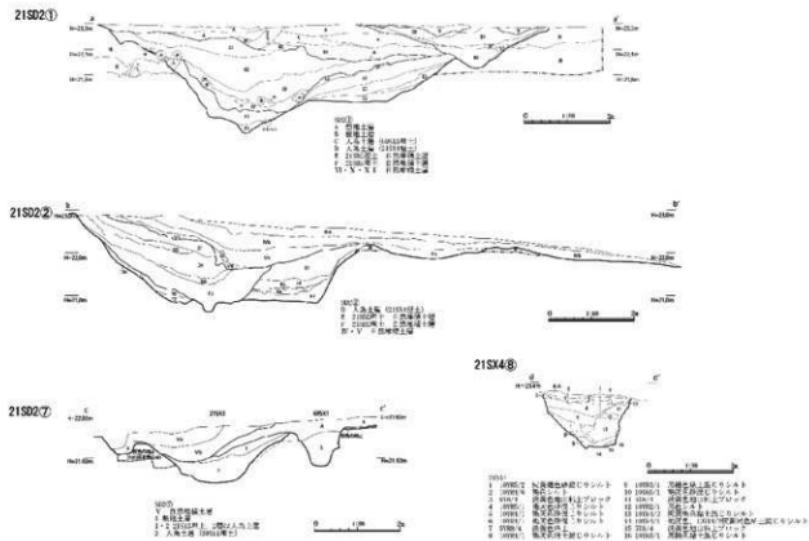


図 I-5 21SD2 断面図

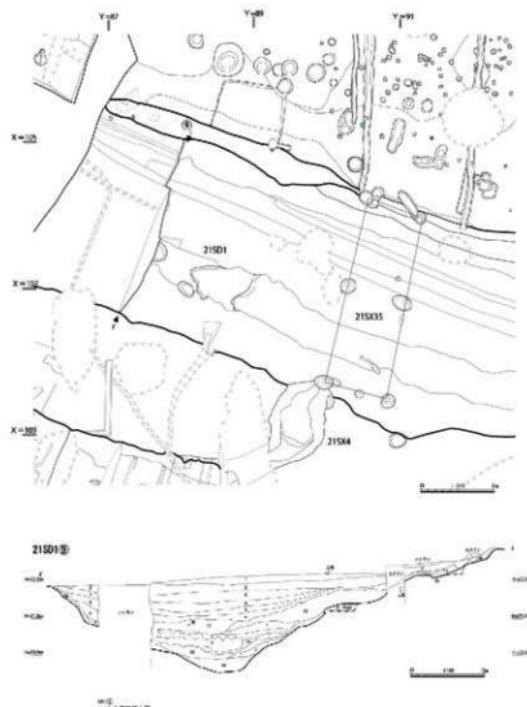


図 1-6 21SD1 平面・断面図

【橋跡 21SX35】

89-105 付近に位置する、 2×1 間の橋跡である（図 1-3）。軸方位は $N-12^\circ-E$ であり、6 個の橋脚で構成される。柱間寸法は桁行が 650 (21.5 尺) cm の間に、梁行が北側で 336 (11.1 尺) cm、南側で 436 (14.4 尺) cm で復元できる。全長は桁行 13 m、梁行 3.4 m で、平面積は 44.2 m^2 である。柱穴は掘方が径 100 cm 前後の円形で、21SK1 で径 44 cm、21SK3 で径 36 cm の柱材が残り、いずれも八角形と推定されている（岩手埋文 1995）。このほか 21SK5、21SK7 では径 40 cm 程の柱あたりとみられる痕跡が図示されている。埋土上層に地山ブロックが多いことが報告されているものの、不明点も残る。柱材が残る柱穴を事例にみると、掘方埋土は地山ブロックを多く含む土層である。検出面の標高が 21SK8、21SK11 が $24.6 \sim 24.7$ m、21SK5、21SK7 と 21SK1、21SK3 が $21.9 \sim 22.3$ m に分かれる。柱穴の深さはいずれも 100 cm 以下のため、底面標高も大きく 2 つに分かれる。周囲には整地層が分布する（21 整地層）。これらの橋跡を構成する土坑は整地層上面で検出されている。なお、21SK117・118、21SK119 は北側の 2 個の柱穴の延長に位置している。

21SX35 を構成する土坑以外はいずれの土坑も独立した土坑で、橋の造り替えはないものと見なせる。

【橋跡 23SX12】

95-95付近に位置する、 2×2 間の橋跡である（図1-6）。軸方位はN-75°-Wである。12基の柱穴で構成され、柱間寸法は桁行が西から364（12尺）cm・485（16尺）cmに、梁行が212（7尺）cmの等間に復元できる。全長は桁行8.5m、梁行4.2mで、平面積は35.7m²である。柱穴は径100cm前後の円形である。柱穴の切り合いから、橋は同位置で1度造り替えがある。23SK17で径44cm、23SK19で径50cm、23SK21で径52cm、23SK25で径44cmの柱材が残り、いずれも八角柱と推定されている（岩手埋文1995）。また、23SK18では底面に34×31×0.5cmの板材が確認されているほか、23SK26で木質の残存が図示されている。なお、西側の延長部分に23SK29、23SK33、23SK34が検出されている。

【井戸跡 28SE4】

74-68に位置する、径223・218cm・深さ455cmの井戸跡である（図1-7）。平面形は検出面で隅丸方形、途中から底面にかけて方形を呈する。16層以下は12世紀代の人為堆積土とみられる。特に19層以下の人為堆積土では土器類や木製品が多く含む。上層の1～15層は13層で近世の磁器が出土したと記載され、12世紀代より新しい時期に堆積したものと見なされている。ただし、上層の土層にもブロック土を多く含む人為堆積土とみられる土層があり、近世とされた磁器も含め不明な点が多い。28SB5→28SE4の新旧関係が確認できる。

ロクロかわらけ大皿は器高の高い楕型の器形と低い皿形の器形が含まれる。手づくねかわらけ大皿は口径の大きい器形が多い。土器類のほか、木製品を多く含む。木製品は完形の方形曲物や折敷片、箸、部材が出土している。人面墨書きわらけを含む、墨書きわらけが出土している。年輪年代で1124年の辺材を残す折敷が21層から出土している。

【汚物廃棄穴 31SK80】

70-66に位置する、検出面での径109・108cm程・深さ158cm程の円形の土坑である（図1-8）。底面は径70cm程の円形を呈する。堆積土層は、最下層の4層は水分の多い土層で種子やちゅう木を含む。2層は人為堆積で埋め戻されている。最上層の1層は自然堆積と観察されている。土層の特徴から、トイレ状土坑と判断できる。遺物はかわらけが多く出土し、折敷片やちゅう木などの木製品も出土している。ちゅう木は種子などとともに、面的に検出された。

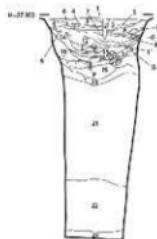


図1-7 28SE4 井戸跡断面図

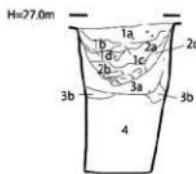


図1-8 31SK80 土坑実測図

II 保存整備事業の概要

1. 保存整備事業の概要

柳之御所遺跡は、かつて奥州藤原氏が拠点とした岩手県西磐井郡平泉町に所在する平安時代末期の遺跡である。昭和63(1988)年から開始した北上川堤防及び平泉バイパス建設事業に係る大規模な発掘調査により、深い堀に囲まれた中枢部には闇池や多くの掘立柱建物などが配置されていた様相が判明するとともに、大量のかわらけの他、木製品や輸入陶磁器など多様な遺物も出土した。これらの調査成果から柳之御所遺跡は、鎌倉時代の歴史書『吾妻鏡』に記された奥州藤原氏の政庁「平泉館」と推定され、当時の地方支配拠点の様相を具体的に知る上で全国的に類例の少ない重要な遺跡であるとして、平成9(1997)年3月に史跡指定を受けている。

岩手県教育委員会は、柳之御所遺跡の保存と活用を図るため平成8(1996)年度に「柳之御所遺跡整備基本構想」(以下「H 8 基本構想」)を策定した。その後、平成10(1998)年5月、現地に柳之御所遺跡調査事務所(平成20年度に平泉遺跡群調査事務所に改称)を設置し、平成11(1999)年度から史跡整備に向けた内容確認調査に着手した。あわせて、本格的な整備にかかるまでの遺跡の保存措置として、平成11(1999)年度末から平成12(2000)年度にかけて遺跡中心域に盛土や植栽、簡易解説板の設置を行った。

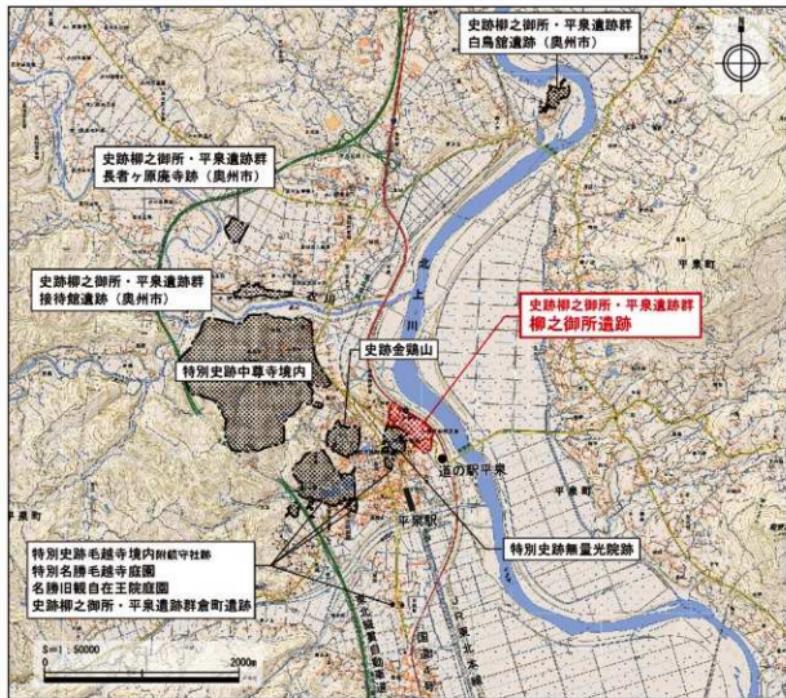


図 2-1 棚之御所遺跡（史跡棚之御所・平泉遺跡群）の位置図

平成 13(2001) 年には「平泉の文化遺産」がユネスコ世界遺産の暫定一覧表に記載され、柳之御所遺跡の保存と整備への关心が高まるとともに、発掘調査の成果が蓄積されてきたことから、岩手県教育委員会はこれまでの基本構想を改定（以下「H13 基本構想」）し、翌年度には「柳之御所遺跡整備基本計画」（以下、「H14 基本計画」）を策定して柳之御所遺跡の全体的な整備の在り方を示すとともに、堀内部地区をⅠ期整備、堀外部地区をⅡ期整備に区分して整備事業の優先順位を定めた。

最初に着手する堀内部地区の具体的な整備内容を示した「史跡柳之御所遺跡整備 実施計画」（以下、「H15 実施計画」）に基づき、平成 16(2004) 年度からⅠ期整備として、堀跡や園池などを含む地形復元や遺構表示などの整備工事と、復元をめざす中心建物などの調査研究や CG 作成などを実施した。

整備事業は当初計画より遅れたものの、史跡公園として公開するに相応の施設が完成できる見通しとなったため、平成 22(2010) 年 4 月 22 日に岩手県立柳之御所史跡公園として開園した。その際、国土交通省が設置し平泉町が管理運営していた柳之御所資料館は、改修して暫定ガイダンス施設とした。また、史跡公園の開園に至るまでの整備事業をまとめた『柳之御所遺跡第Ⅰ期保存整備事業報告書』を刊行した。

「H15 実施計画」では、平成 22(2010) 年度以降に堀外部地区を対象としたⅡ期整備を進める予定であったが、実際は諸要因が重なり、調査・整備ともに大きくずれ込むこととなり、平成 23(2011) 年度以降も、堀内部地区では発掘調査を行いつつ、遺構表示・植栽・解説板の設置等を進めてきた。当初の整備計画と現状との間に齟齬が生じるようになったから、整備計画改定の必要性に迫られ、平成 29(2017) 年に「柳之御所遺跡整備計画 平成 29 年版」の作成を行っている。この改訂版の計画では、堀内部地区の南端部の整備を平成 33 年度までに完了させ、同じく平成 33 年度に開館を計画しているガイダンス施設と一体的に公開することとした。Ⅰ期整備報告書が刊行後の平成 22(2010) 年度から令和 3(2021) 年度までの整備を一区切りととらえ、今回「Ⅰ～Ⅱ期整備報告書」を刊行するものである。

しかし、「H14 基本計画」でⅠ期整備と位置づけた堀内部地区の整備のうち、中心建物の復元は、調査研究になお検討を要することから整備復元には至っておらず、今後の調査研究による事実の解明が待たれる。

表 2-1 主たる対象範囲と計画期間（H29 年度整備計画改訂版より抜粋）

期間	対象地区	整備内容
平成 17 年度～平成 33 年度	堀内部地区	<p>【H17～29】 堀内部地区全域：遺構保護盛土及び地形復元 園池復元、堀（部分）の復元、土坑復元 遺構の平面表示（建物・道路・堀） 修景植栽、修景盛土 解説板、遺構復元模型、建物復元 CG 作成 【H30～33】 南西部・東北隅：遺構保護盛土及び地形復元 解説板、通路・導入部の整備</p>
平成 28 年度～平成 33 年度	ガイダンス施設計画地	ガイダンス施設建設、駐車場整備
平成 34 年度～平成 38 年度	堀外部地区	遺構保護盛土 遺構表示（道路跡・堀跡、その他建物・区画等の遺構の表現） 通路・導入部の整備（堀に架かる橋跡の活用） 休憩・便益施設の整備 案内・解説板の設置 ※発掘調査（先行的に平成 30 年より着手）
平成 39 年度～		復元展示（中心建物、橋、幡、堀等）検討 整備した諸施設の修繕・補修計画の検討

表 2-2 柳之御所遺跡の整備事業の経過

年度	整備計画策定等	整備事業（実施項目）	関連事項
H 8 年度	「柳之御所遺跡整備基本構想」策定		国指定史跡となる（H 9. 3.5 告示）
H10 年度			調査事務所を設置（岩手県）
H11 年度		整備実施、柳之御所資料館設置（旧建設省・管理運営は平泉町）	史跡整備に伴う内容確認調査開始（平成 29 年度まで継続中）
H12 年度		整備実施	
H13 年度	「柳之御所遺跡整備基本構想」改定		
H14 年度	「柳之御所遺跡整備基本計画」策定		
H15 年度	「柳之御所遺跡整備実施計画」策定		
H16 年度		測量調査、地質調査	追加指定（H 16. 9）
H17 年度	「史跡柳之御所・平泉遺跡群保存管理計画」策定（平泉町）	保護盛土	追加指定及び指定名称の変更（H 17. 7、史跡柳之御所・平泉遺跡群）
H18 年度		保護盛土、植栽、排水工、園池復元、法面工、張芝、種子吹付	
H19 年度		保護盛土、解説板、法面工、張芝、植栽、ロープ柵、給水設備、排水工	追加指定（H 20. 3）
H20 年度		建物表示 6 棟、道路造構、保護盛土、法面工、張芝、植栽、ロープ柵、排水工	国道 4 号バイパス供用開始
H21 年度	「柳之御所遺跡 第 I 期保存整備事業報告書」刊行	建物表示 7 棟、井戸跡、汚物廐棄穴、堀跡、道路、解説板、地形模型、保護盛土、法面工、張芝、ロープ柵、排水工、資料館改修工事	追加指定（H 22. 2）
H22 年度	史跡公園の開園（暫定ガイダンス施設を含む）	解説板表示、解説板、給水管工事、造成、植栽	重要文化財指定（岩手県平泉遺跡群（柳之御所遺跡）出土品）
H23 年度		造成	「平泉の文化遺産」世界遺産登録（柳之御所遺跡を除く 5 資産）
H24 年度		造成・柵移設・植栽・堀修復	
H25 年度		汚物廐棄穴、解説板、堀復旧	
H26 年度		廐棄穴造構井戸、解説板、植栽	
H27 年度		汚物廐棄穴、仮解説板	
H28 年度		汚物廐棄穴、排水溝、植栽	
H29 年度	「柳之御所遺跡ガイダンス施設整備基本構想」策定 「柳之御所遺跡ガイダンス施設整備基本計画」着手	解説板、植栽	道の駅「平泉」開設 柳之御所遺跡調査（総括）報告書 造構・遺物編刊行
H30 年度		解説板	
H31/R1 年度		造成、内側の堀造構表示、張芝	
R2 年度		造成、張芝	
R3 年度	「柳之御所遺跡 第 I -2 期保存整備事業報告書」刊行	造成、外側の堀平面表示、張芝、ガイダンス接続階段、園路、案内板、解説板	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター開館

表2-3 柳之御所跡の整備事業の経過

単位：千円（実績額）

項目	実施設計・工事監理委託	測量調査等委託	施設整備 盛土等	蓄水池	遺構表示	積載	屋外解説施設	地形模型施設	管理活用施設	指導委員会	ガイドシステム施設	計	国庫補助対象額		
													総合整備	一般整備	計
平成21年度	24,150		26,335			6,732	38,482	15,560	293	4,734		116,286	116,286		116,286
平成22年度	7,875		6,065			3,775	2,655			2,829		23,199	23,199		23,199
平成23年度	3,255		9,277							3,331		15,863	15,863		15,863
平成24年度	3,832		7,118			1,146	6,613		607	2,967		22,283	22,283		22,283
平成25年度	4,935		5,300			100	9,970	5,250		3,095		28,650	28,650		28,650
平成26年度	3,078					4,372	7,300			3,556		18,306	18,306		18,306
平成27年度	4,752						1,446	5,932		3,511		15,641	15,641		15,641
平成28年度	5,011					458		3,559		3,422		12,450	12,450		12,450
平成29年度	5,130					303	1,533			3,433		10,399	10,399		10,399
平成30年度	4,752						993			3,164	29,058	37,967	37,967		37,967
令和元年度	5,445		17,723							2,721	64,828	90,717	90,717		90,717
令和2年度	6,930		17,372							975	466,411	491,688	491,688		491,688
令和3年度 (見込み)	6,985		58,940							2,054	263,868	331,847	331,847		331,847
合計	86,130	0	148,130	0	0	12,514	66,064	37,601	900	39,792	824,165	1,215,296	1,215,296	0	1,215,296

2. 岩手県による公有地化

岩手県は、柳之御所遺跡の史跡整備事業と平行して史跡地内の公有化を進めてきた。

平成 9(1997) 年度の史跡指定範囲内に所在した民有地 34,459 m²については、平成 13(2001) 年度より岩手県が土地公有化事業を行い直接買上げにより史跡地の取得を行ってきた。

その結果、平成 9(1997) 年度史跡指定範囲における公有化率は、平成 13(2001) 年度当初では 62.15% だったものが、平成 29(2017) 年度現在では 96.13% まで進展した。その後平成 28(2016) 年度以降は、地権者の同意は得られておらず、公有化事業は令和 3(2021) 年度現在まで進展がみられていない。

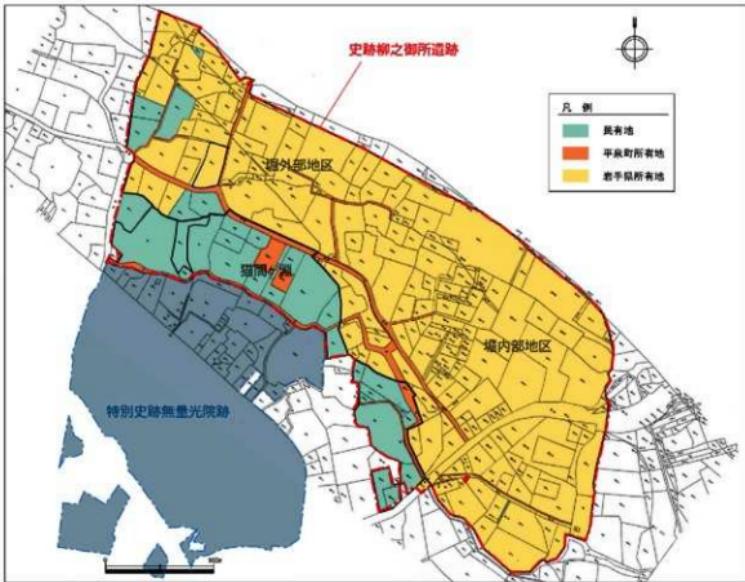


図 2-2 柳之御所遺跡の土地所有区分図 (H29)

表 2-4 公有地化事業用地取得一覧表 (平成 22 年～)

年度	取得面積 (m ²)				事業費 (円)			
	宅地	田・畠	雜種地等	合計	土地買上費	建物移転等 補償金	用地取得業 務委託料	旅費等その 他の経費
H22 年度	774.65	2305	0	3079.65	42,739,374	24,842,388	5,197,462	65,800
H23 年度	588.93	1188	89	1865.93	23,917,893	53,260,118	6,290,464	35,055
H24 年度	306.19	0	20	326.19	7,239,751	28,221,849	3,081,899	24,700
H25 年度	389.69	0	0	389.69	6,274,009	23,268,997	2,705,984	56,846
H26 年度	220.84	0	0	220.84	4,041,372	495,129	957,685	14,440
H27 年度	1167.64	0	0	1167.64	20,219,756	43,396,564	5,590,567	121,395
H28 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
H29 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
H30 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
H31/R1 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
R3 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	7049.94	0	0	0	302,059,497
総合計	0	0	0	32809.68	0	0	0	1,301,592,149

※総合計は平成 13 年～令和 3 年度までの期間の取得面積・公有地化事業費である。

3. 平泉遺跡群調査整備指導委員会

岩手県教育委員会では、柳之御所遺跡の調査・整備にあたって、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導・助言を得ながら事業を推進している。

本指導委員会は、平成 10(1998) 年度に岩手県教育委員会が柳之御所遺跡を計画的に調査を進める際にして、専門的な知見から指導助言を受けるため「柳之御所遺跡調査研究指導委員会」として設置したものである。その後、平成 13(2001) 年度から整備事業等を推進していく必要性から、史跡整備や建築史学からの検討を行うため、「柳之御所遺跡調査整備指導委員会」と名称を改めた。また、平成 15(2003) 年度からは周辺に分布する関連遺跡もあわせて検討を行う必要から、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」と名称を改めて柳之御所のみでなく関連する周辺の遺跡の指導助言を得るとともに、各分野で個別に検討を行うため「遺構検討部会」「整備検討部会」「保存管理計画検討部会」の 3 つの専門部会を設置した。「平泉遺跡群調査整備指導委員会」の構成委員は表の通りである（表 2-5）。

指導委員会は当初は年 2 回程度であったが、整備事業等が本格化し検討内容が多くなったことから、分野ごとの専門部会を本委員会と別に開催している。ここでの検討内容の詳細と成果は、II 整備工事の内容で述べる。委員会の開催と各委員会、部会での検討内容は表のとおりである（表 2-6）。

平成 10(1998) 年度から平成 11(1999) 年度にかけては、整備事業の構想が本格化していなかったこともあり、発掘調査への指導が主な内容である。平成 12(2000) 年度からは、後述する考古学研究機関構想において、研究内容や人材育成などの課題に対応するため、平泉文化研究機関推進事業への指導もあわせて受けている。

平成 13(2001) 年度から、整備事業に本格的に取り組むこととなり、指導委員会においても整備事業への指導検討を受けることとなった。これを受け、平成 15(2003) 年 3 月に整備基本構想を、平成 16(2004) 年 3 月に実施計画を策定している。これらにより、整備の基本方針、主な整備対象時期と遺構とを設定している。

しかし、その後の指導委員会での指導をなどを受け、柳之御所遺跡の遺構変遷や整備対象遺構を再度検討している。整備工事に本格的に着手した平成 18(2006) 年度からは、多くの委員会および専門部会を開催し、より詳細な指導検討を受けて事業を推進している。

なお、柳之御所遺跡に係る指導委員会はこれまでにも調査、整備検討などの各段階において設置しており、過去に複数の委員会が設置し指導を得ている。本格的な発掘調査の開始にあたっては、平泉町を主体として昭和 63(1988) 年度から主に発掘調査の指導のために「平泉遺跡群調査整備指導委員会」が設置され（表 2-5）、令和 3(2021) 年度まで年 2 回程度開催されている。

岩手県でも、平成 8(1996) 年度に策定した「柳之御所遺跡整備基本構想」の作成にあたって「柳之御所遺跡整備検討委員会」を設置し、指導助言を得ている。この他に、考古学を主な対象とした研究機関の設置を検討し、「考古学研究機関の整備に係る調査研究協力者会議」を立ち上げている（表 8）。この研究機関設置については、人材の育成や研究者ネットワークの形成が急務と考えられたため、平泉文化研究機関整備推進事業を展開している（岩手県教育委員会 2009 『平泉文化総合的研究基本計画』策定の趣旨（その 1）』『平泉文化研究年報』第 9 号）。

平成 22(2010) 年度からは、第 2 期研究計画「平泉文化の総合的研究基本計画」（10か年計画）を策定し、県内 5 大学で構成される「いわて高等教育コンソーシアム」との連携研究を進め、引き続き研究を推進した。

さらに令和 2(2020) 年度において、第 3 期「平泉文化の総合的研究基本計画」（5か年計画）を

策定し、県と岩手大学、県と国立研究機関研究者との共同研究を進め、平泉文化の研究並びに拡張登録の実現を目指す活動を進めているところである。

平成 23(2011) 年 6 月には、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」として、世界遺産委員会に置いて世界文化遺産への登録が決議されたが、柳之御所遺跡を始めいくつかの遺跡については、世界遺産としての価値証明に至らず登録除外となり、さらなる研究・整備が必要とされ、指導委員会の役割も重要性を増すこととなった。

平成 22(2010) 年度に柳之御所遺跡出土遺物 940 点余りが重要文化財に指定され、従来の資料館の収蔵構造では基準を満たしていないため、文化庁から改善を求められていた。あわせて柳之御所遺跡をはじめとする平泉遺跡群の調査成果を公開する場の必要性から、ガイダンス施設（仮称）の建設が急務とされた。平成 29(2017) 年度には、平泉遺跡群調査整備指導委員会において、ガイダンス建設に併せて「ガイダンス部会」を設置し、施設の基本計画から協議を進めてきている。現在、遺構部会・整備部会（教育委員会所管）、保存管理部会、ガイダンス施設整備部会（以下、ガイダンス部会）（文化スポーツ部所管）の 4 部会で構成されている。

表 2-5 平泉遺跡群調査整備指導委員会名簿

※記載は 50 音順

氏名	役職（現在）	専門分野	役職・部会（団体は部会長）	年度
入間田宣夫	東北大学名誉教授	古代・中世史	整備・ガイダンス	H10～
遠藤セツ子	平泉メビウスの会事務局	地元有識者	整備・ガイダンス	H14～
岡田茂弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古学	【副委員長】・整備・保存管理	H10～R1
小野正敏	(国立歴史民俗博物館名誉教授)	考古学	【副委員長】R3～・遺構・ガイダンス	H10～
斎藤利男	(弘前大学名誉教授)、弘前学院大学特任教授	中世史学	遺構	H10～
坂井秀弥	公益財團法人大阪府理藏文化財センター理事長	考古学	保存管理・遺構	H21～
佐藤信	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授	古代史学	整備・保存管理・ガイダンス	H10～H29
清水真一	徳島文理大学文学部教授	建築学	遺構・整備	H14～
清水擴	(東京工芸大学工学部名誉教授)	建築学	遺構	H13～
闇宮治良	(前平泉町商工会事務局長)	地元有識者	整備・保存管理	H14～
田中哲雄	(前東北芸術工科大学教授)	史跡整備	整備・保存管理	H15～
田辺征夫	公益財團法人元興寺文化財研究所所長	考古学	【委員長】	H10～
玉井哲雄	(国立歴史民俗博物館名誉教授)	建築学	遺構	H10～
西村幸夫	國學院大學新学部設置準備室長・教授	都市工学	保存管理・ガイダンス	H13～

(令和 3 年 9 月 14 日委員会にて改正)

表 2-6 平泉遺跡群調査整備指導委員会開催状況

年次	回	日時	内容
平成 22 (2010) 年度	遺構・整備部会	H22. 6. 4	今年度の柳之御所遺跡調査・整備について 植栽について、南端部の橋について 今年度の無量光院跡及び中尊寺大池跡の調査・整備について
	第1回	H22. 7. 29	現地指導 今年度の柳之御所遺跡整備について
		H22. 7. 30	南端部の橋について 今年度の無量光院跡調査・整備について 今年度の長者ヶ原廃寺調査と整備について
	遺構・整備部会	H22. 10. 12	今年度の柳之御所遺跡整備について 今年度の中尊寺大池跡、無量光院跡整備について 南端部遺構、汚物廐棄穴遺構の整備について 現地指導
	遺構・整備部会	H22. 12. 22	今年度、来年度の柳之御所遺跡整備について 南端部橋、園路整備、屋外解説版、汚物廐棄穴遺構の整備について 無量光院跡整備計画について
	第2回	H23. 2. 9	現地指導
		H23. 2. 10	柳之御所遺跡整備全体計画について 南端部橋の整備、橋の仕様、汚物廐棄穴遺構について 今年度の無量光院跡調査について 無量光院跡整備計画について
平成 23 (2011) 年度	遺構・整備部会	H23. 7. 20	今年度の柳之御所遺跡整備について 汚物廐棄穴遺構の整備について 第35回国際遺産委員会における審議結果について 今年度の無量光院跡調査・整備について
	整備・保存管理部会	H23. 11. 14	今年度の無量光院跡調査・整備について
	委員会	H24. 2. 16	現地指導 「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画について 遺産影響評価について
		H24. 2. 17	今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 今年度の無量光院跡整備について 平泉関連遺跡の発掘調査について 「平泉の文化遺産」包括的保存管理計画について 遺産影響評価について
平成 24 (2012) 年度	整備・遺構部会	H24. 6. 7	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 作業指針第 172 項について 中尊寺通り街路整備に係る発掘調査について
	第1回	H24. 7. 30	現地指導
		H24. 7. 31	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 掘復旧工事について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 受容力調査の実施方法について 平泉関連遺跡の発掘調査について 作業指針第 172 項について 中尊寺通り街路整備に係る発掘調査について
	遺構・保存管 理検討部会	H24. 9. 28	現地指導 「遺産影響評価」の実施について
	遺構・整備部会	H24. 12. 26	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 長者ヶ原廃寺跡総括報告書について 「平泉の文化遺産」に関する拡張登録について
	保存管理部会	H24. 12. 26	白鳥館遺跡周辺における築堤計画について 県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）発掘調査について 骨寺村交流館整備について 道の駅「平泉」について 受容力に関する分析検討について

年次	回	日時	内容
平成 25 (2013) 年度	整備 遺構 保 存管 理計 画部会	H25. 2. 22	今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 今年度の無量光院跡調査について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 「遺産影響評価」について 平泉関連遺跡の発掘調査について
		H25. 7. 5	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 汚物廐棄穴の整備、解説板の設置 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 平泉の文化遺産の保存管理計画について 遺産影響評価に係る報告
		H25. 9. 17	現地指導
		H25. 9. 18	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 汚物廐棄穴の整備、解説板の設置 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉文化遺産」の「受容力」の分析検討について
		H25. 12. 4	今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 柳之御所遺跡の追加調査（高館跡）について 今年度の無量光院跡調査について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 「平泉の文化遺産」保存管理計画について 名勝「おくの細道の風景地」の指定について
	第 2 回	H26. 1. 23	現地指導 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について
		H26. 1. 24	今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」保存管理計画について
平成 26 (2014) 年度	遺構・整備 部会	H26. 7. 11	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 今年度の無量光院跡の整備について
	保存管 理検 討部会	H26. 7. 11	「平泉の文化遺産」保存管理計画について
	第 1 回	H26. 9. 18	現地指導
		H26. 9. 19	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について CG 資料について
			今年度の無量光院跡の調査・整備について
			「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について
平成 27 (2015) 年度	保存管 理部 会	H26. 12. 24	遺産影響評価について
	遺構・整備 部会	H26. 12. 24	今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度の無量光院跡の調査・整備について
	第 2 回	H27. 2. 5	現地指導 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 柳之御所遺跡総括報告書について
		H27. 2. 6	今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について
	遺構整備保 存管理部会	H27. 6. 23	「平泉の文化遺産」の保存管理計画について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について ガイダンス施設、廐棄穴（井戸跡）、建物復元 CG の再構成について 柳之御所遺跡総括報告書について 今年度の無量光院跡の調査・整備について
	第 1 回	H27. 10. 1	現地指導
		H27. 10. 2	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について

年次	回	日時	内容
	遺構整備保存管理部会	H27. 12. 4	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について
	第2回	H28. 2. 5	今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 今年度の無量光院跡調査について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について
平成28 (2016) 年度	第1回	H28. 9. 15 H28. 9. 16	現地指導 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について 海外専門家との意見交換会議論の概略
	第2回	H29. 2. 17	今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 今年度の無量光院跡調査について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について
平成29 (2017) 年度	遺構整備部会	H29. 6. 19 H29. 8. 28 H29. 8. 29	柳之御所遺跡整備実施計画の改定について 現地指導 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 柳之御所遺跡整備実施計画の改定について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」の追加登録について
	遺構整備部会	H29. 8. 29	柳之御所遺跡整備実施計画の改定について
	第2回	H30. 2. 9	「平泉の文化遺産」関連遺跡の発掘調査報告・計画について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について ガイダンス施設整備について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 柳之御所遺跡総括報告書について
平成30 (2018) 年度	遺構・整備部会	H30. 7. 20	ガイダンス施設整備検討部会 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について
	委員会	H30. 9. 6 H30. 9. 7	現地指導 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の遺産影響評価について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設整備について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について
	委員会	H31. 2. 14	今年度及び来年度の無量光院跡調査について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備について 「平泉文化の総合的研究基本計画」第3期計画について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」の保存管理計画について

年次	回	日時	内容
平成 31 / 合 和 1 (2019) 年度	遺構・整備・ ガイダンス 合同部会	R1. 7. 12	平泉遺跡群出土資料について 「平泉の文化遺産」に係る遺産影響評価について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 観自在王院跡庭園整備基本計画について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）について 事業スケジュールと今年度の進め方、ガイダンス施設の基本的な考え方、植栽計画について、ガイダンス施設各コーナーの構成等について、「平泉館」ジオラマ模型の建物検討について 世界遺産平泉拡張（柳之御所遺跡）に関する国際専門家会議及び平泉文化フォーラムについて
	第 1 回	R1. 10. 3	現地指導
		R1. 10. 4	「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 名勝田觀自在王院庭園の整備計画について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備について 展示の基本的な考え方、ジオラマ模型「平泉館」の復元検討、 「平泉文化の総合的研究基本計画」第3期計画について
	合同部会	R1. 12. 13	「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」遺産影響評価について 接待館遺跡保存活用計画について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 名勝田觀自在王院庭園の整備計画について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備について 企画展示、「平泉の世界」立体展示、「平泉館」復元ジオラマについて
	第 2 回	R2. 2. 7	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の調査・整備について 名勝田觀自在王院庭園の整備計画について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備について 展示実施設計、「平泉館」復元ジオラマについて 「平泉文化の総合的研究基本計画」第3期計画について 「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」遺産影響評価について 接待館遺跡保存活用計画について 「平泉の仏教的理想空間に係る国際研究会」開催報告
令和 2 (2020) 年度	遺構部会（ジ オラマ建物 復元検討会）	R2. 8 月、9 月	復元の考え方、基本設定 フィギュア人形等の設定 植栽計画 建物機能及び仕様パターン
	第 1 回（書 面協議）	R2. 9	今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の無量光院跡の整備について 志羅山遺跡の調査について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 新ガイダンス施設展示実施設計 「平泉館」復元ジオラマ、新ガイダンス施設名称について
	建物復元 検討会 (遺構部会)	R2. 7	柳之御所遺跡整備に係る建物復元（『平泉館』復元検討） 「平泉館」復元ジオラマの建物機能と構造について
	志羅山保存 に係る意見 照会（書面 協議）	R2. 12	志羅山遺跡第 118 次調査に係る保存と活用の方針について
	整備ガイダ ンス部会 (書面協議)	R3. 2	平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）展示制作業務について

年次	回	日時	内容
	第2回（書面協議）	R3.3	今年度の柳之御所遺跡調査について 今年度及び来年度の柳之御所遺跡整備について 志羅山遺跡の調査について 今年度及び来年度の無量光院跡整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について 遺産影響評価に係る研究報告書について 長者ヶ原廬寺跡及び白鳥館遺跡の整備基本計画策定について 平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）の展示製作について
令和3 (2021) 年度	整備・構造・ ガイダンス 検討部会	R3.6.11	遺産影響評価基準等報告書について 「平泉文化の総合的研究基本計画」第3期計画 平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）の概要について 令和2年度3月委員会における書面連絡内容について 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）の展示内容について グラフィック、ジオラマ模型、映像コンテンツについて 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の旧觀自在王院の調査について 今年度の無量光院跡の整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について
	第1回	R3.9.14	平泉世界遺産ガイダンスセンターについて 柳之御所遺跡堀内部地区整備報告書作成について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の旧觀自在王院の調査について 今年度の無量光院跡の整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について
	整備・構造 合同部会	R3.12.15	平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館について 柳之御所遺跡堀内部地区整備報告書作成について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 来年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の旧觀自在王院の調査について 今年度及び来年度の無量光院跡の整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について
	第2回	R4.2.17	平泉世界遺産ガイダンスセンターについて 柳之御所遺跡堀内部地区整備報告書作成について 今年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 来年度の柳之御所遺跡の調査・整備について 今年度の旧觀自在王院の調査について 今年度及び来年度の無量光院跡の整備について 「平泉の文化遺産」関連遺跡の調査について

4. 世界遺産「平泉」と柳之御所遺跡の関連

平成 23(2011)年 6月に、中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡・金鶴山を構成資産とする「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」（以下、世界遺産「平泉」）は世界遺産に登録された。

柳之御所遺跡は、世界遺産「平泉」の構成資産から除外されたが、構成資産を取り囲む緩衝地帯の中にある。緩衝地帯においては、世界遺産としての価値を保護し、良好な周辺環境を形成していく為の保全対策が講じられている。

さらに、岩手県及び関連市町は、平泉の浄土世界を理解する上で欠くことのできない「関連資産」として、柳之御所遺跡を含む 5つの関連資産に対し世界遺産の構成資産に準じた保存管理とともに、世界遺産の拡張登録にむけた各種取組を進めている。平成 23 年には、各分野の有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」を起ち上げ、協議を継続してきている。世界遺産委員会から提示を受けた課題に対して、柳之御所遺跡を含む関連資産は、調査・研究を進め「真实性」を高めていくことが求められており、整備事業においても「真实性」に基づいた世界遺産にふさわしい整備・復元が期待されている。あわせて柳之御所遺跡の整備事業においては、登録された構成資産や関連資産との関係に留意した「完全性」としての景観保全が求められている。

表 2-7 平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会委員名簿

※記載は 50 頁用				
氏名	職名等 ※（ ）は退任時	専門分野	役職	年度
稲葉 信子	筑波大学名誉教授	世界遺産学		H23～
入間田 宣夫	(東北大学名誉教授)	日本史		H23～H29
大矢 邦宣	(盛岡大学文学部名誉教授)	美術工芸		H23～H26
岡田 保良	国士館大学名誉教授	都市論		H23～
坂井 秀弥	公益財団法人 大阪府文化財センター理事長	考古学		H23～
佐川 正敏	東北学院大学文学部歴史学科教授	アジア考古学		H29～
佐藤 信	(東京大学名誉教授)	東アジア史		H26～H29
清水 真一	徳島文理大学文学部教授	建築史	委員長 (H3～)	H23～
田中 哲雄	(東北芸術工科大学芸術学部教授)	史跡整備（庭園）	委員長 (～R2)	H23～R2
西 和彦	東京文化財研究所国際情報研究室長	遺産保全論		H30～
西村 幸夫	國學院大學新学部設置準備室長・教授	景観論		H23～
本中 真	(内閣官房内閣参事官)	世界遺産・庭園		H27～H29

III 保存整備工事の内容

1. 保存整備事業内容

(1) I期整備基本計画及び整備実施計画の概要

整備基本計画は、「新基本構想」を基に、「柳之御所遺跡整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)として平成15年3月に策定された。「基本計画」においては単に柳之御所遺跡の整備内容にとどまらず、周辺の環境や関連する遺跡群についても整備に向けての基本的な考え方方が記されている。

「この遺跡群について、一的な歴史的環境の創出を目指して各々の整備における立脚点を以下のとおり設定し、総合的な活用を図る。さらに、歴史的検証に基づく統一感のある修景等を行う。また、東福山、金鶏山などの周辺景観を構成する山々の展望と修景を考慮する。」

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1 柳之御所遺跡 往時の実態を具現する整備を目指す | <ul style="list-style-type: none"> 地形及び環境復元 重点範囲を定めた復元展示 多様な遺構の表現 |
| 2 無量光院跡 現在まで形態を留める遺跡として、歴史的な環境を整備する | <ul style="list-style-type: none"> 園池、土壘等の修復、修景 橋、門等の復元展示 寺域の表現と柳之御所遺跡との視覚的な一体化 |
| 3 猫間が淵遺跡 地形及び景観上の特徴を表現する | <ul style="list-style-type: none"> 地形の明瞭化 修景 |
| 4 高館跡 記念物的価値とともに、景観構成上重要な環境要素として保全する | <ul style="list-style-type: none"> 眺望を考慮した整備 動線整備 |
| 5 伽羅之御所跡 遺跡地の適切な保存管理を実施し、将来に向けて保存する | <ul style="list-style-type: none"> 保存管理 長期的な調査の継続」 |

(「基本計画」6頁)

このように、柳之御所遺跡の整備は、平泉のまちづくりの全体計画及び周辺の平泉文化関連の遺跡群の整備とともに計画され、その相対的な位置付けが図られて実施されたものである。

(2) 整備課題への対応

① 調査研究に關わる課題

(ア) 遺構の精査によって明らかになった事項

整備事業と並行して発掘調査が進展し、精査を行った結果、「H15 実施計画」の内容と相違が生じた遺構がある。具体的には以下のとおりである。

●整備対象から除外する遺構

- ・東門は発掘調査により遺構を明確に確認できなかった。
- ・土壘は遺跡南端部の一部に構築の可能性が想定できるものの、広がりや形状を復元できる情報は得られなかった。
- ・幡は、性格の特定や上部構造を復元できる成果を再調査によっても得ることができなかつた。

●表示方法の見直しが生じた遺構

- ・堀跡の表現は、これまで二重の堀が同時期にあった想定で計画されていたが、精査の結果、外側の堀は埋め戻され、内側の堀が整備対象時期に機能していたと考えられるようになつた。

(イ) 建造物の復元検討の課題

中心建物や橋などの復元対象とした遺構や遺物の検討は詳細に行われ、「柳之御所遺跡 第Ⅰ期保存整備事業報告書」に掲載している。特に中心建物については、建物部材として使われた木材の樹種や土壁の検討から上塗り層として白土が使用されていたこと、出土した壁の構造から大壁建物の存在が明らかになるなど、復元につながる一定の成果を得ることができた。

しかし、遺構情報が限定されることや同時代の現存建物の類例が少ないなど、復元にはさらに多くの課題が残されており、特に橋跡については度重なる検討を進めてきたものの、現在まで復元案を確定することができていない。また、これらの建造物復元の検討材料は、今後の学術研究の進展によっても変化が生じる部分が少ないと予想されるなどの課題もある。

(ウ) 堀外部地区的調査

堀外部地区的調査は、平成 30(2018) 年度から 2 期 6 年計画で現在も進められている。既存の調査成果についての詳細検討を進め、遺構毎の内容精査を行い、整備対象遺構の選定をしていく必要がある。

② 整備計画上の課題

(ア) 整備期間の長期化

「H15 実施計画」では、平成 17(2005) 年度から 21(2009) 年度の 5 カ年で堀内部地区を対象としたⅠ期整備を行い、平成 22(2010) 年度以降に堀外部地区を対象としたⅡ期整備を行うこととし、その計画に基づき整備事業を推進してきた。

しかし、実際は遺構内容や復元建造物の学術的検討の継続や世界遺産登録、財政状況などの要因によってⅠ期の整備期間が延長する中で、当初計画の整備項目や工程と現状との間に齟齬が生じるようになってきた。

また、整備が長期化していることで、既整備施設の経年等による劣化も生じてきている。そのため、これら施設の修繕・補修も計画的に進めていく必要がある。

(イ) 遺構保存の原則に基づく整備手法の見直し

堀の整備手法として一部露出展示を検討していたが、史跡指定後の発掘調査では遺構保護の観点から、遺構を完掘せずにトレンチ調査や検出面での内容確認で留めたこと、露出展示する際の施設の維持管理の難しさなどの理由から、露出展示は難しい。

整備未着手の堀跡の範囲は、上記した手法での発掘調査が中心であるため、完掘した堀跡を対象とした整備済範囲と同じ整備手法を採用することが難しい。

(③ 活用上の課題

(ア) 利便施設の充実

平成 22(2010) 年度以降史跡公園の暫定公開を行ってきたが、教育活動による学習見学以外に史跡公園の積極的な活用が図られていないなどの課題が挙げられる。また、柳之御所遺跡の往時の姿を理解するために必要な遺構の整備だけではなく、来訪者の利便性を高めるためのベンチや東屋など簡易休憩ができる施設の整備も必要となってくる。

(イ) 史跡周辺の整備事業との連携

今年度整備された堀内部地区南端部の園路によって無量光院跡とガイダンスセンター、そして平成 30(2018) 年にオープンしている「道の駅」との一体的な活用がより促進されることが期待される。今後、堀外部地区の整備に関わり、高館跡からの見学動線の確立や簡易休憩施設などの充実が必要となってくることが予想される。

(ウ) 堀内部地区南側の積極的な活用

堀内部地区の南側は、県道相川平泉線によって分断されているうえに、JR 平泉駅や柳之御所資料館から遺跡南端部に直接入るルートが確保できていないため、現状において県道から直接遺跡中心城に至る動線が使われている。そのため堀跡や伽羅之御所跡に通じる道路跡を復元している遺跡南側の範囲が活かされていない。

(3) I - 2 期整備（平成 22 年度～令和 3 年度まで）の位置づけ

① 整備計画の改定（平成 29(2017) 年度）について

「H15 実施計画」では、平成 17 年度から 21 年度の 5 年か年で堀内部地区的 I 期整備を行い、平成 22(2010) 年以降に堀外部地区を対象とした II 期整備を行うこととしてきた。しかし、実際は諸要因が重なり、当初計画の整備項目や工程と現状との間に齟齬が生じるようになったから、整備計画改定の必要性に迫られ、平成 29(2017) 年度に「柳之御所遺跡整備計画 平成 29 年版」（以下「H29 整備計画改訂版」という）の作成を行った。そのことから、堀内部地区的未整備事業について「I 期整備 -2」と呼称している。

表 3-1 整備実施計画段階における年次計画と整備事業経過

		H17～H21	H22	H23～H25	H26～H28
H 15 整備 実施計画	名称	I 期整備（堀内部）	II 期整備（堀外部）		全面公開
	内容	地形復元、建物、園池、橋、道路、板塀、堀の展示（表示）			
現 状	名称	I 期整備	I - 2 期整備		
	内容	園池復元、堀一部表示、遺構平面表示、建物暫定表示、地形模型、暫定ガイドブック施設、修景盛土、植栽、案内板、他	暫定公開 井戸・トイレ表示、植栽・解説板		植栽・解説板、復元 CG 検討

② 「I -2期整備」事業の位置づけ

「H29整備計画改訂版」に基づいて「I期整備」で未整備となっている南端部等の整備について「I -2期整備」としている。「I期整備」は平成21(2009)年度までの整備を対象としていることからそれ以降の平成22(2010)年度以降の堀内部の整備が該当する。

「H29整備計画改訂版」では、ガイダンス施設の設置についても提示し、平成33(2021)年度完成の計画とした。未整備であった南端部の整備も平成33(2021)年度完了の計画とし、ガイダンス施設と史跡公園との一体的な公開を目的としている。この段階を堀内部地区の整備の一区切りとし、I -2期整備報告書として成果について刊行することとなった。

なお、現段階で堀内部地区の未整備となっている遺構として中心建物等があげられるが、研究精査をさらに重ねたうえでの整備予定であり、予定としては令和9(2027)年度以降をしている。

(4) 柳之御所遺跡整備に係る基本的方向性及び整備の基本方針

整備目標とする柳之御所遺跡全体の様相は、大型の建物群と園池をもつ中心域と伽羅之御所跡方面からの道路跡や中尊寺方向に延びる道路跡により構成される堀内部地区と、中尊寺方面への道路跡が基軸となり区画をもって施設が配置されている堀外部地区で構成される。これらの整備においては、環境基盤となる造成地形を復元するとともに、各区画のありかたやその内部施設の表示や便益施設の整備が想定される。

史跡公園内への導入口として、堀内部地区南端部では、

ガイダンスセンター → 連絡階段 → 南端部園路 → 園路橋 → 史跡公園北側へ移動する動線を整備する。また橋跡を一部歩行者用通路として復元的に整備した園路橋は、公園南側の加羅御所からのルートとして共用する。

さらに、無量光院など周辺遺跡群との一体的な整備を進めるため、無量光院側から堀内部地区南端部—ガイダンスセンターへの動線を構築していくために園路及び案内板を整備する。全体計画に係る具体的内容については以下に示す。

- ① 柳之御所遺跡の遺構・遺物の内容に則して、堀内部地区と堀外部地区の一体性を持たせつつ各々の特性や当時の機能に配慮した整備を行う。
- ② 自然地形を利用しつつ計画された造成地形・堀・道路等を整備し、地形復元を行う。
- ③ 関連する遺跡や文化財との関係を含めて周辺景観との調和に十分に配慮しながら、往時を体感できる歴史空間としての整備を行う。
- ④ 無量光院跡等との関連を考慮し、三代秀衡の時期を整備目標時期の中心として設定する。
- ⑤ 遺跡隣接地に建設予定のガイダンス施設は、柳之御所遺跡を理解するためのガイダンス機能とともに、「平泉の文化遺産」全体の価値を実感できる機能を持たせる。

(5) I -2期整備基本方針の具体化

- ① 建築物等の遺構についての研究・分析を継続し、その成果を整備に反映させ、「政庁（居館）」としての機能を踏まえた儀式的空間を表現する。
- ② 堀の立体的な復元を行うことで、堀内部地区が堀で区画された特徴ある空間であることが理解できるような整備を行う。
- ③ ガイダンス施設の体験・学習事業と連動させた、当時の追体験や多目的な活用が可能な広場などの空間整備を行う。
- ④ 導入部はガイダンス施設を中心とする堀内部地区の南端部とし、史跡公園内を周遊できる案内・誘導表示等の配置を行う。

(6) I-2期整備概要

平成 21(2009) 年度に I 期整備が完了し、平成 22(2010) 年度以降は I-2 期整備として、堀内部地区の整備完了を目標に事業を進めてきた。令和 3(2021) 年度までの整備で、堀内部地区の整備が完成する見通しとなった。以下、各年度の整備内容について記載する。

平成 22 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H22.11.1 ~ H23.2.18〕(施工業者: 熊千葉工務店)

盛土工 510 m³、植生工 1,580 m²

高木植栽工 9 本、案内・解説板工 3 基

給水管路工 142m、堀造構表示工 209m、仮設工 一式

平成 23 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H23.9.12 ~ H23.12.7〕(施工業者: 熊東北ネット工業)

盛土工 2,160 m³、仮設工 一式

平成 24 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H24.8.10 ~ H24.12.3〕(施工業者: 熊千葉工務店)

盛土工 1,310 m³、張芝 2,410 m²

高木植栽工 10 本、堀整備工 一式、仮設工 一式

平成 25 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H25.12.2 ~ H26.3.21〕(施工業者:) (南橋建設)

造構表示工 4 基、暗渠敷設工 56 m、解説板設置工 4 基

高木植栽工 4 本、堀復旧工 一式

平成 26 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H26.12.11 ~ H27.3.30〕(施工業者: 熊千葉工務店)

造構表示工 1 基、暗渠敷設工 23 m、解説板設置工 3 基

平成 27 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H28.1.13 ~ H28.3.25〕(施工業者: 熊千葉工務店)

造構表示工 1 基、暗渠敷設工 49m

平成 28 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H29.1.20 ~ H29.3.15〕(施工業者: 熊平野組)

廐棄穴表示蓋整備工 1 基、高木植栽工 3 本、排水構造物工(鋼板) 4 枚

木柵設置工 110 本、防護柵撤去工 80 本、仮設工 一式

平成 29 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H29.12.5 ~ H30.3.15〕(施工業者: 熊平野組)

解説板(小型)設置工 1 基、高木植栽工 2 本

平成 30 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 H30.10.26 ~ H31.2.22〕(施工業者: 熊平野組)

解説板(小型)設置工 1 基

平成 31 年度 / 令和元年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先: 熊文化財保存計画協会)

工事〔期間 R.元.8.8 ~ R.2.1.13〕(施工業者: 南橋建設)

掘削工 730 m³、盛土工 730 m³、張芝 2,000 m²,

コンクリート構造物取壊工 10 m³、ロープ柵移設工 21 m,

排水構造物工 一式、仮設工 一式

令和2 年度 実施設計〔 設計・工事監理 〕(委託先 : 熊文化財保存計画協会)

工事〔 期間 R 2.7.30 ~ R 2.12.1 〕(施工業者 : (有)橋建設)

掘削工 350 m³、盛土工 980 m³、張芝 1,720 m²、ロープ柵撤去工 73 m

暗渠排水管工 153 m、ロープ柵再設置工 40 個、仮設工 一式

令和3 年度 実施設計〔 工事監理 〕(委託先 : 熊文化財保存計画協会)

工事〔 期間 R 3.7.9 ~ R 3.12.15 〕(施工業者 : (有)橋建設)

盛土工 1,370 m³、張芝 3,680 m²、暗渠排水管工 92 m、

土系舗装工 39 m²階段工 1 基、解説板設置工 2 基、仮設工 一式

2. 保存整備事業の詳細

(1) 遺構保護と地形の復元

平成15(2003)年度『柳之御所遺跡整備実施計画』の考え方に基づき、遺構検出面から1m程度の保護盛土を確保したうえで地形造成を行う。現整備範囲との極端な地形変化が生じないようにすりつけの際には微調整を行なながら地形を整えた。

平場面は保護盛土内設置の暗渠管を通して、堀底に設置する排水管に集水する方法とした。堀底の排水管は、既存の排水管に接続するための栓を設けて接続した。

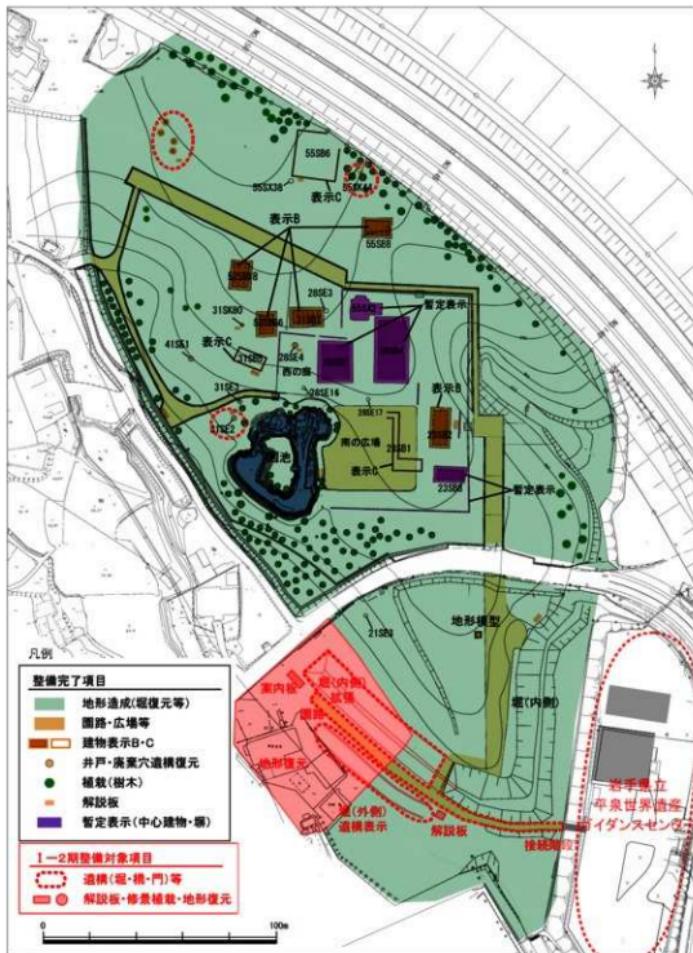


図3-1 整備平面図

(2) I期整備段階での現状

平成21(2009)年度以前に行われた発掘調査から堀跡の形状や規模をまとめると、内側の堀はほぼ逆台形の断面形で、開口部幅は残存で約8.0m～13.7m、深さは2.2m～4.6m、底面はほぼ平坦である。それに対して外側の堀は、比較的鈍い角度の逆台形の断面形で、開口部幅は残存で約9.0m～12.6m、深さは2.4m～2.6mとなる。

この堀内部地区を囲む2条の堀は、「H15実施計画」段階では同時期に併存したと推定し、かつ2条の堀の内外に沿って、土塁が伸びていると想定していた。このため、堀と土塁からなる堅固な区画の表現手法として、復元と部分的な露出展示を計画した。

しかし、新たな発掘調査や遺構の再検討により2条の堀には時期差があることが判明し、外側の堀が古く、内側の堀が新しく構築された可能性が高いとの考えに至った。また、土塁の存在を推測できる痕跡を遺跡南西部で確認することはできたが、その範囲や高さ・幅などの検討は困難であった。

したがって、堀・土塁の整備方法を再検討した結果、1) 内堀と設定していた最終期の堀跡を表現対象の遺構と特定し、2) 過去の調査で完掘していた遺跡南端部(張出し部)の堀跡を復元することとした。また、3) 規模等の特定が難しい土塁の整備は行わないこととした。

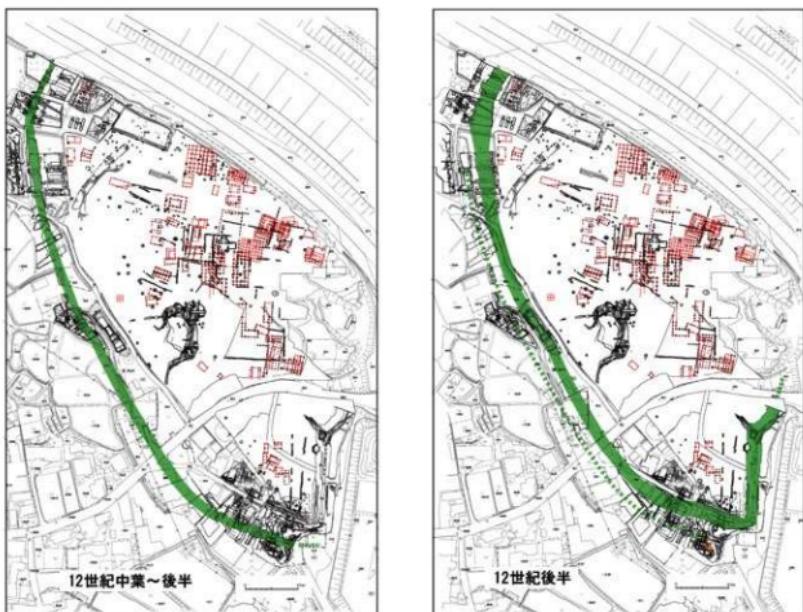


図3-2 堀道構の変遷図

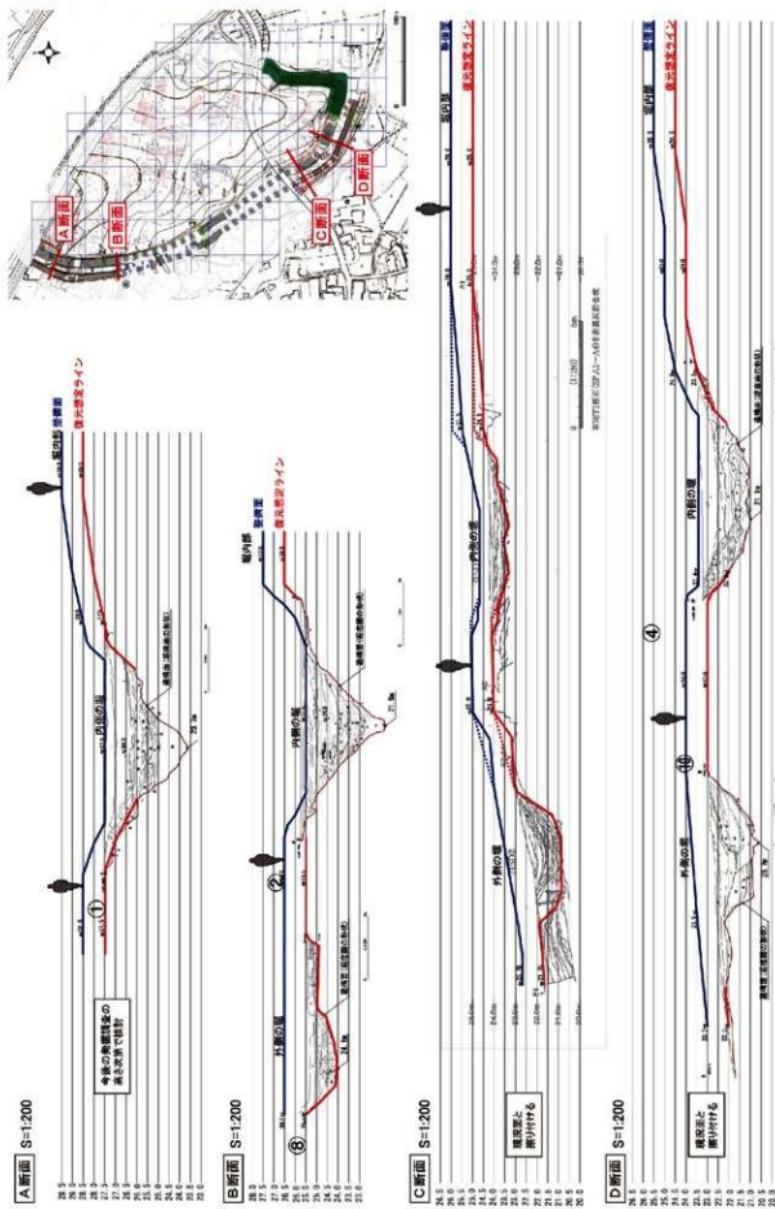


図 3-3 造成断面図

(3) 南端部堀造構の検討経過（平泉遺跡群調査整備指導委員会資料・議事録から）

①堀構

内・外の堀跡が並行して残存していた区域であり、堀に囲繞されていた居館の平泉館を最も端的に示している区域である。

ア 堀跡の整備検討

- ・遺物の様相等から、外側堀の浚渫は12世紀中葉までは行われていた。また、内側堀は、12世紀後半には構築されていたと考えられる。

- ・外側堀から内側堀への転換は、平泉造営の変化など何らかの画期に基づくものと想定できる。

以上から、基衝期後～秀衡期前の堀跡として図3-4 枠内A・B案を想定。

A案【形状】調査で確認されている規模で内側の堀を表示

- 【根拠】・整備済の堀や道路跡と連続した整備が可能

- ・巨大な堀が遺跡を巡っていた景観を再現できる

- 【課題】・1160年代とする合理的な説明が困難（中心域の整備対象期との整合性に難あり）

※B案は、整備対象期の可能性がより高い時期と推測される堀形状を表現できるものの、

整備済みの堀との連続性や浚渫後的小規模な堀を表現することから、巨大な堀が巡っている景観。

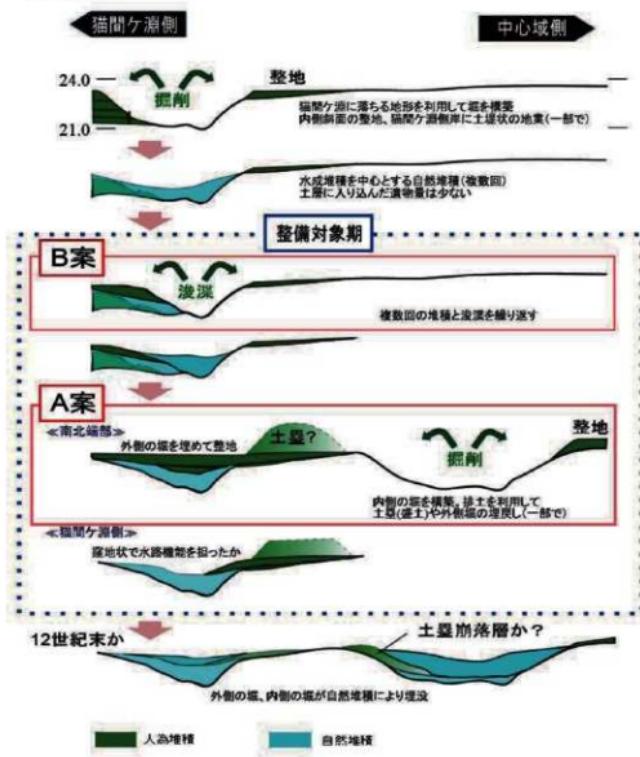


図3-4 堀の成立検討図

表 3-2 堀跡に関する調査所見（南端部を中心に）

対象遺構	調査所見			機能時期 (想定)				
	変遷	遺物	二重堀ではない根拠					
堀跡 外側 (21SD2)	・複数回の浚渫。 ・内側の堀の構築で埋没。 ※猫間側は崖地として機能したか	・構築初期の層からの出土量が極めて少ない ・遺物の多くは堆積層から出土（12C後半）	・南北堀では外側堀を整地で埋戻し ・両堀内の土層の相違 ・重複関係 外堀 < 21SX4 < 内堀	12世紀前～中葉 内側堀の構築で廃棄				
	・大規模な堀直しの形跡はない ・遺跡廃絶期までは機能	・最下層の遺物の様相は12C後半 ・中～下層は12C末の様相	外堀 < 76SD3 < 内堀	12世紀後半～道路廃絶まで				
土塁								
外側の堀に付随	一部の範囲では外岸（猫間側）で土堤状の地業を想定できる人為堆積がある。ただし、土塁が遮っていたかは不明。							
	内側の堀に付随							
課題								
・堀（外・内ともに）の構築時期を特定する明確な根拠がない。 ・外側の堀を廃棄して新たに内側の堀を構築した理由が不明確。 ・土塁の範囲や規模を想定するデータが不足している。								

を表現しにくい。

イ 外側の堀と内側の堀の構築の変遷について>

- ・～12世紀初 堀内部がやや高く、猫間ヶ淵に向かって傾斜する
- ・12世紀前～中葉 猫間ヶ淵に向かう傾斜変換点から、やや下がった猫間ヶ淵の範囲に外側の堀が構築される。
- ・12世紀中葉 外側の堀では底面付近に自然堆積の土層が堆積する。遺物は少ない。
改修され、新規の掘り直しが行われる。
- ・12世紀中～後葉 外側の堀が整地などにより埋め戻される。内側の堀が構築される。
- ・12世紀後～ 外側の堀、内側の堀の両者が自然堆積により、埋没する。

<委員会における議論>

論点 ・内側と外側の堀の新旧について

結論 ・南端部の切り合い関係と遺物の年代関係から、内側の堀が時期的に新しく、12世紀後葉と推定され、整備対象とした。

議論 ・外側の堀と内側の堀は共存しているのか、外側を埋めてから内側の堀を構築したのか。
・外側の堀は、猫間ヶ淵に入るような低地につくられている。堀の埋土から水成堆積であり、水の影響を大量に受け、掘り直しが何度も行われている。

②整備

【 堀 】

ア 堀跡復元の基本的な考え方（南端部・北端部）

南端部と北端部の堀跡の整備は、遺構保護の観点から発掘調査を部分的な範囲でとどめているため、V字状の堀底の深さまで復元する方法を採用することができない。そのため、堀の整備手法は、以下の点に留意しながら堀跡としてイメージしやすいよう保護盛土を調整し、可能な範囲で堀底との段差を持たせた表示とする。

- ・堀幅は発掘調査成果に基づいて設定する。

- 地表面から堀底面まではある程度の深さを確保する。
- 表示した形状が当時の堀形状と誤認されないような手法を検討する。
- 既整備堀跡との擦り付け部分の検討を行う。
- 安全面や維持・管理についても配慮した整備を検討する。

イ 外側の堀の取扱い

外側の堀は整備対象時期の遺構ではないものの柳之御所遺跡を特徴づける遺構であることから、部分的に平面的な表示を行う。ただし、二重堀との誤解を生じない表現とする。

ウ その他

- 堀の露出展示は、遺構の保存や展示設備の管理の難しさから除外する。
- 土星の整備は、土星が築かれていた範囲や高さ・幅などの規模の想定などが再調査よっても不明だったため、除外する。

<委員会における議論>

論点

- 外側の堀と内側の堀の整備表現について

結論

- 史跡公園の整備では、柳之御所の最盛期の時期（12世紀中葉～）で表現しており、外側の堀はその時代には廃棄されたと推測できることから、内側の堀の整備を立体的に進めることとした。

- 整備対象の内側の堀については、立体的な整備ではなく、小舗石で堀の肩部の傾斜を表現して範囲を表示し、堀と分かるように内側を若干くぼませた形状で整備を行う。
- 外側の堀については掘り込みを造らず、幅員のみを舗石によって表示すること。

- 堀の様子、小舗石で表現した経緯などを説明した解説板を設置する

議論

- 外側の堀を輪郭で表現する整備方法では、分かりにくいのではないか。

- 堀の中全体に色を塗ってしまうと、園路との違いが表現できないため、工夫が必要。

- 異なる時期の堀であることが分かりやすくするために凹凸感が出たほうがよい。

- 堀全体を小舗石とすることも考えられる。理解しやすいように現地に説明板が必要。

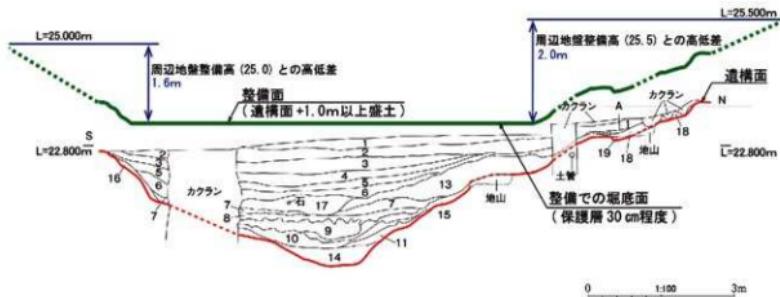


図3-5 堀の遺構と整備面との関係

(4) 建造物等の復元

① 建物復元

建物の復元検討は、詳細を検討する根拠となる資料や類例が少なく、その実現には時間を要することが想定される。そのため、実物大復元を見据えた遺構分析や類例建物との比較研究を継続する。

また、中心城の空間配置や建物の規模を体感するための復元に代わる方法として、柱位置の表示やVRの利用など展示手法の再検討を行う。

② 墓跡復元

復元構造はこれまでの検討の中で一定の方向性はでているものの、その設置は建物復元と連動したものと想定している。建物復元の展示手法の再検討を受けて、遺構として確認されていない部分の表示方法も含めて改めて解説について見直す必要がある。

③ その他

東門は発掘調査によってその遺構を確認することができなかった。また、幡と想定されている遺構については、その上部構造を想定できる資料が得られないことなどから復元は取り止めとした。屋外建物については調査がすべて完了し、必要な材料がそろった段階で検討を始めるということになっている。

I-2期整備で実施した中心建物の再検討については、成果をジオラマ模型で表現したことから、P.61の「3. 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの整備」(5)展示制作の内容において記載する。

(5) 植栽の考え方

植栽はI期整備の考え方に基づき、以下の項目を基本方針として整備を行った。

- ・植栽整備により遺跡風景の再現に勤める。
- ・花粉分析による復元植栽の根拠がある部分は復元的な植栽とし、根拠がない部分は既往研究に基づく詳細な検討を行い、遺跡の景観保持を目的とした修景的な植栽を行う。
- ・遺跡の周辺景観にも配慮し、景観阻害要素は植栽により遮蔽し、景観資源要素（東福山系・金鶴山・高館）への眺望を確保する。

I-2期整備は復元的な植栽を行う範囲は無く、主に遺跡風景の再現と修景を目的として植栽を行った。中心建物から東福山を眺望した際に見える鉄塔を修景できるよう、樹木の配置を現地で確認して施工を行った。

(6) 井戸遺構・汚物廃棄穴遺構の復元

【廃棄穴（井戸）遺構】

①遺構

井戸跡と考えられる遺構は遺跡内に点在しており、これまでに60基以上が見つかっている。これらの井戸跡は、平面形状から方形と円形の2種類に分かれ、井戸枠の見つかっている遺構もある。方形の遺構は井戸枠があったと考えられており、円形の遺構は素掘りであったと考えられている。廃棄穴遺構（井戸遺構）の整備は、井戸が使用されなくなり、木材やかわらけ等が廃棄物として捨てられている状況であった。

<委員会における議論>

論点 ・井戸枠の有無

結論 ・井戸遺構内に建物材が投棄されていたり、井戸殺しの儀礼の痕が見られることから整備する井戸遺構は、すでに廃絶されたものであり、井戸枠はないと考えられる。

議論 ・門の破風板や屋根材が出土した31SE2は廃棄された井戸の可能性がある。廃棄の際には、井戸を殺す儀礼を行っているはず。

・41SE1 の中に節を抜かれた竹。井戸殺しの儀礼の痕。よって井戸枠はないはず。

②整備

内部は、発掘調査で確認された状況を写真や遺構図を確認しながら、木材やかわらけ等のレプリカによる遺物の再現を行ない、GRC等で廃棄物や土の表現を行った。

<委員会における議論>

論点 ・井桁の表現

結論 ・遺構が方形のものは井戸枠をつけている。井桁を表現し、内側で廃棄された表現を行う。

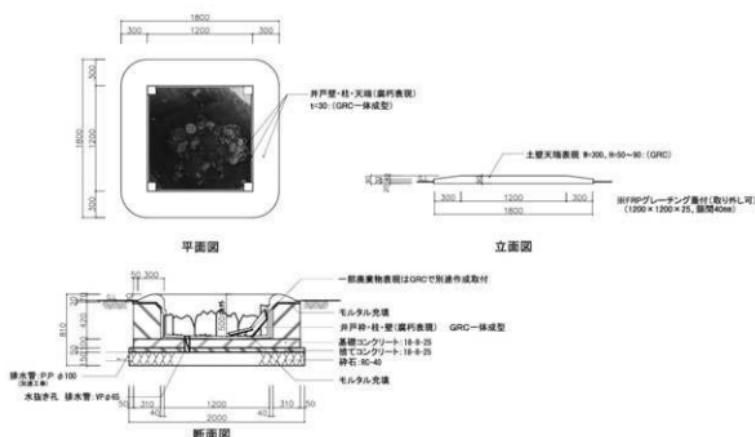


図3-6 廃棄穴（井戸）31SE2 整備図

【汚物廐棄穴遺構】

①遺憾

汚物廐棄穴は、チュウ木やウリ科種子などが見つかっており、人の排泄物などを捨てたゴミ捨て場としての機能をもった遺構と考えている。遺構内からは、汚物廐棄穴は遺跡内に散らばって見つかるものの、建物から離れた遺跡の北西部に30基以上が集中して見つかっている。

この遺構分布の状況から、汚物廃棄穴は使い方で2種類に分かれていたと考えられている。建物近くなど散らばって見つかる遺構は、一次的にゴミを溜めておく穴であり、北西部の集中している地区は、一次的な穴からゴミを移して埋めてしまう最終廃棄場であったと想定されている。

なお、汚物廃棄穴造構は、トイレ状造構と呼ばれているものであるが、いわゆるトイレとは異なることから、整備においては汚物廃棄穴造構と呼ぶとした。

② 整備

＜委員会における議論＞

- | | |
|----|---|
| 論点 | ・開口部表現方法 |
| 結論 | ・公園整備対象と同時期(2~3期)に存在した汚物廃棄穴を表現する。 |
| | ・肩部分を10cm程度立ち上げ、安全上の機能を持たせる。冬場はグレーチング蓋を設置。 |
| 議論 | ・多数の汚物廃棄穴以降の中から、復元整備を行う基準をどうするか。
・井桁がない状態で検出された遺構の開口部の表現方法についてどうするか。 |

廃棄穴（井戸）同様、発掘調査で確認された状況を写真や遺構図を確認しながら、木材やかわらけ等のレプリカによる遺物の再現を行ない、GRC 等で廃棄物や土の表現を行った。

冬の積雪によって、廃棄穴表示の位置が見えなくなることから、見学者および管理者の転落防止のため蓋を設置した。冬季に蓋を設置しても表示が見えるよう、開口部が大きいグレーチングを採用することとした。なお、通常期は蓋を外して展示することを基本とするが、安全対策として注意を喚起する表示を設置した。

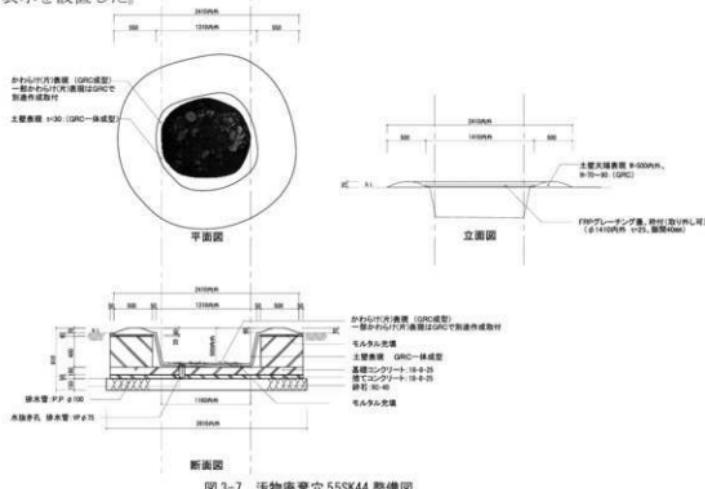


図 3-7 汚物廃棄穴 55SK44 整備図

(7) 管理活用施設の整備

① 動線計画

<委員会における議論>

- 論点 ・見学動線と整備の優先順位について
- 結論 ・21SX35 を通す歩行者用動線をガイダンス施設から堀内部への導入路とする。
・将来の伽羅御所への動線にも配慮すると 21SX35 を通すルートが望ましい。
(堀内へ渡る園路動線)
- 議論 ・県道南側から公園を見る動線を検討すべき。
・将来の伽羅御所への動線にも配慮することが必要。
・西側導入路(無量光院側)、北側導入路(堀外部側)整備にはさらなる調査・検討が必要。
・21SX35(伽羅御所側)と 23SX12(ガイダンス側)のいずれを優先的に整備対象とするか。

② 園路整備

ア 園路

史跡公園への南からの導入部である南端部には、県道相川平泉線から入る西側動線とガイダンス施設側から入る東側動線の2つのルートを想定して園路を整備する。西側動線と東側動線は、いずれも堀跡外縁に沿って巡り、橋(21SX35)の手前で合流したのち史跡公園へと誘導する方法である。

ただし、この2つのルートは中心城まで移動距離が長く、特に東側動線は起伏のある園路となることから、歩行が困難な方に配慮したガイダンス施設と史跡公園を繋ぐルート(予備動線)も別途検討する。

イ 園路橋

平成22(2010)年度の検討結果に基づき、21SX35を整備し園路橋として利用する。しかし、遺存する橋脚遺構の保存が前提となると同時に、園路用の橋として安全性を確保する必要があるため、橋の幅員、手すりの設置、基礎構造など詳細な仕様については、今後検討を行ったのちに決定する。

また、復元を予定している23SX12については、地形的立地から架橋の目的や利用階層の想定、それをもとにした上部構造の特定などの検討を継続して復元の実現につなげていきたい。

<委員会における議論>

① 見学動線

- 論点 ・見学動線と整備の優先順位について
- 結論 ・21SX35 を通す歩行者用動線をガイダンス施設から堀内部への導入路とする。
・将来の伽羅御所への動線にも配慮すると 21SX35 を通すルートが望ましい。(堀内へ渡る園路動線)
- 議論 ・県道南側から公園を見る動線を検討すべき。
・将来の伽羅御所への動線にも配慮することが必要。
・西側導入路(無量光院側)、北側導入路(堀外部側)整備にはさらなる調査・検討が必要。
・21SX35(伽羅御所側)と 23SX12(ガイダンス側)のいずれを優先的に整備対象とするか。

② 土系舗装

論点	・園路の土系舗装について
結論	・土系舗装については、試験施工して一冬越した際の降雪・霜による劣化等の状況を観察している。東北の事例としては、胆沢城での施工実績がある
議論	・園路の土系舗装について、東北の事例の収集と、試験施工必要。

■整備

I期整備で施工した舗装範囲が樹脂の経年劣化によって変色が起り、I期整備において道造構と活用上の園路を幅と色の違いで表現していたが、色の変化が視認しにくくなつた。また、経年劣化で滑りやすくなつたことから、南端部の園路では異なる舗装材で整備することとした。

舗装厚は、管理車両や緊急車両の立ち入りを想定し、車両が乗り入れできる厚さを採用した。

舗装材の選定にあたつては、遺跡景観の統一性に配慮して既存の舗装と同系色の舗装とした。見学に誤解を与えないよう、I期整備で舗装した道造構の色とは異なる色を選定した。令和2(2020)年度に試験施工を行つて冬季の状況を確認した上で令和3(2021)年度に施工を行つた。

■試験施工の実施

令和2(2020)年度に実施した試験施工では、以下の条件に従つて試験を行つた。

①舗装の厚み

・管理車両・緊急車両の立ち入りを想定し、10cm厚で試験を行う（歩行者のみの場合は5cm）。

②舗装の色

・既整備範囲の色に近い複数色試験体を作る。道・広場表示とは異なる見学用園路のため、透水性高炉スラグ舗装（色：ブラウン）に合わせた色味を選択する。

③材料の選択について

・高炉スラグ舗装は、現状の整備でも汚れや白化が目立ち、凍上によって園路の見切材の劣化が激しく、維持管理の課題となつてゐることから、管理しやすい舗装に切り替える。

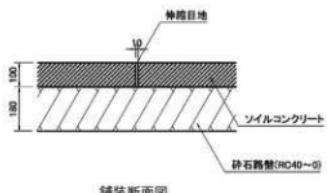
・今回試験施工を行う土系舗装は、多数の史跡整備で実績があり、見た目の風合いが良いことと、色の細やかな調整が可能であることと、通常の土系舗装に比較して耐久性が高いことも特徴で、近隣の整備事例では胆沢城で採用されており、東北地方の気候でも十分耐えうる材料と考え採用した。

④経過観察

柳之御所の敷地内に、1m×3mの試験体を3か所作成し、施工厚は揃えて色を3種類に分けて施工を実施した。冬の施工から6か月程経過した時点で、ひび割れや変色が見られなかつたことから、既存の舗装色に近いサンプルを基準に材料を採用することに決まった。

■排水溝の処置について

柳之御所敷地南東部について、大雨による堀の斜面崩落が生じたことから、排水溝を新規に整備していたが、見学者が排水溝の窪みにつまづき危険であることから、平成28(2016)年には、橋の整備に伴つて舗装を整備するまで蓋を敷設することとした。周辺との景観の調和を考慮し、土系色の塗装を行つた。



舗装断面図

③連絡階段整備

ガイダンスとの接続階段は、ガイダンスのデッキ部分と同系色とした。委員会の指導で景観への影響に配慮し、手すりは中央部にのみ設置することとした。基礎は造構面の高さを確認し、保護盛土内の打込みピンによる基礎を採用した。

＜委員会における議論＞

結論 ・階段は、足場の安全性と復元をイメージさせるものではない仕様として、丸太階段ではなく板階段とする。

・高齢者や足の不自由な方などの通行も考慮して、手すりを設置する。

議論 ・手すりと足場の崩れが相關しない。場所的に手すりがなくともよいのではないか。
・手すりを右・左のいずれか一方のみということも考えられる

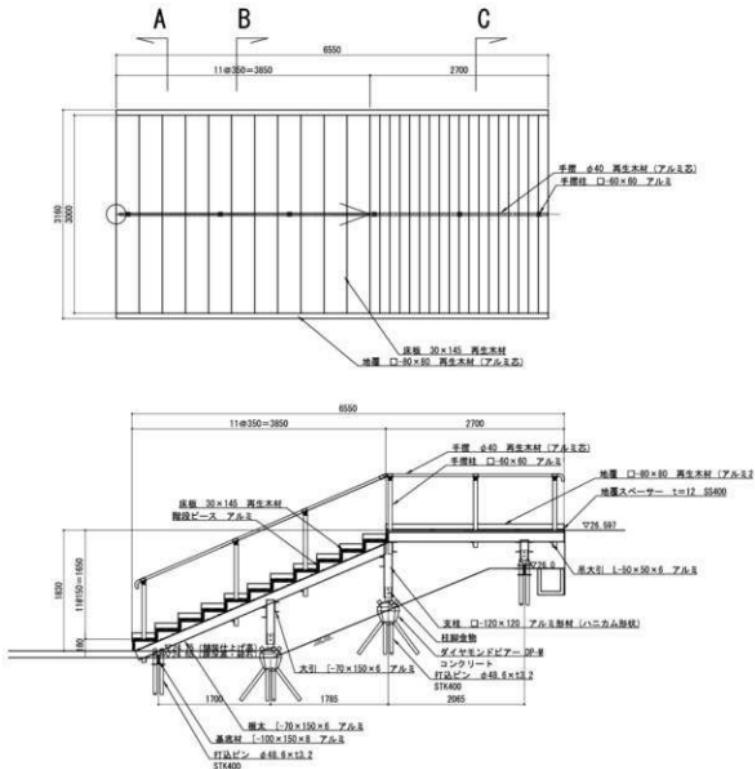
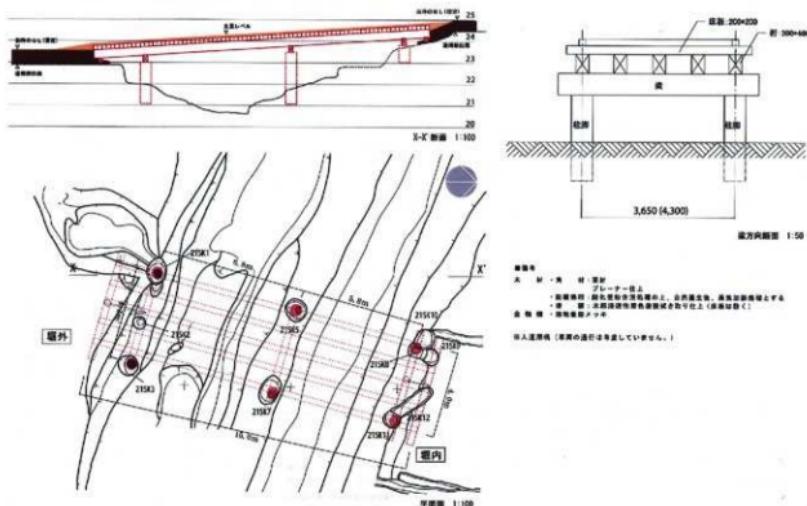
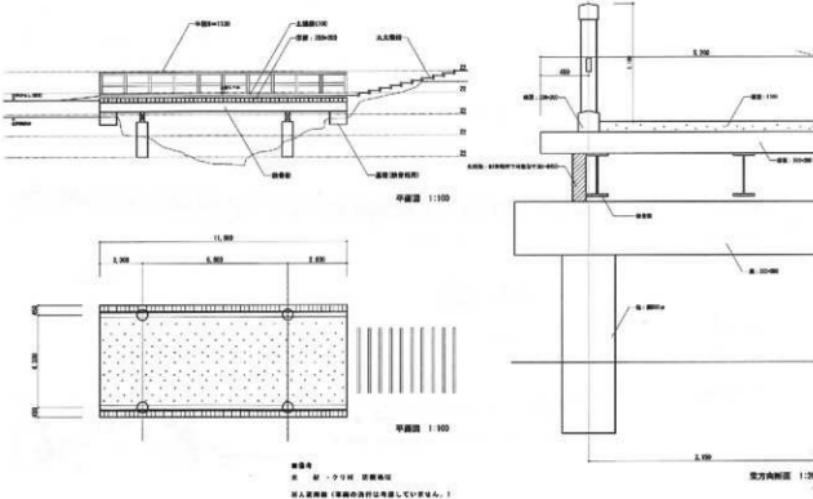


図 3-8 接続階段整備図

口木造橋の場合 (21SX35での検討) ① 水面に架かる構造



口木造橋の場合 (21SX35での検討) ② 水平に架かる橋（傾斜部は階段で上がる）案



21SX35 の整備検討案 (平成 22 年度)

④解説板・案内板

柳之御所遺跡の解説板は、平泉遺跡群全体のサイン計画のもと統一したデザインを採用して設置したものであり、目的に応じて大・中・小の3種類がある。柳之御所遺跡におけるサイン整備は、以下に示す基本的な考え方のもと、必要箇所を検討した。

- ・遺跡内は歴史体験の場であることから過剰な説明は避ける。そのため案内板・解説板は遺跡理解を促す補助的手段として必要最小限のサインの設置とし、それを補うものとしてガイダンス施設・パンフレット等を活用する。
- ・文章表現を極力抑制し、図・絵・写真等視覚的に認識可能なものを適宜使用する。
- ・離れた位置からも確認でき、景観に配慮した形状・色となるよう配慮する。
- ・耐久性のある材を使用する。

第I期整備までに設置した解説板は、大2基・中4基・小7基である。このほかにも仮設解説板を9基設置して、整備対象とした遺構の全てに何らかの解説板が付くように対応している。第I・2期整備では、大1基・中3基・小4基を設置した。なお、中3基のうち1基は遺跡南端部から訪れた見学者に向けて遺跡マップの案内板としている。

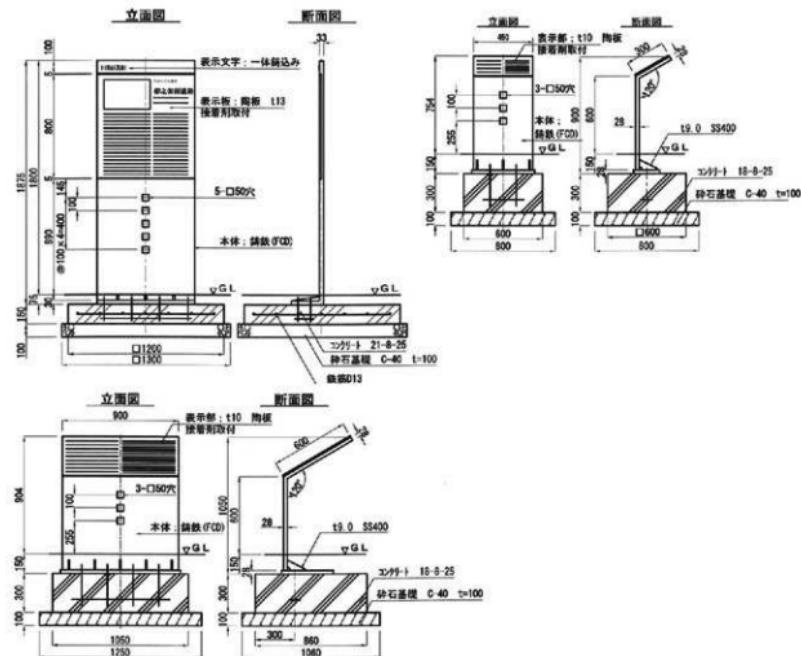


図 3-9 解説板詳細図



解説板レイアウト



小型解説板設置状況

⑤ロープ柵

南端部整備に伴い公園の公開範囲が拡大したことから、ロープ柵の移設を行った。ロープ柵は、隣地との境界を示すため公園範囲を区画し、堀などの高低差の大きい場所への注意を促すために設置したものである。I－2期整備では、園路東側や外周に移設した。

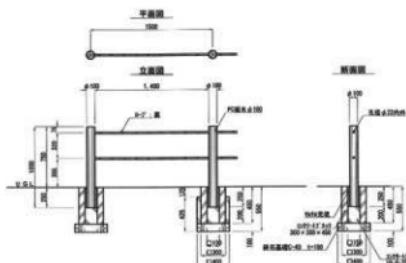


図3-10 ロープ柵詳細図

表2-6 平泉造跡群査定整備指導委員会検討経緯（整備内容）

議題	年月日	委員会名	項目	論点
南端部堤整備	平成22年6月4日	整備構造合同部会	橋	SX35は伽羅御所跡への橋を正面口というとらえ。
	平成22年7月30日	委員会	現在の整備状況	現状では県道の南側から公園を見るることは少ない。将来的に堰に係る橋23SX12をわたって公園内へアプローチしていく予定。
			橋(23SX12)	出てきた部材で斜めの部材は出でていない、部材が斜めにかかるのは考えにくい。イメージとしては絵巻の上のようなものではなく、実用的な印象。
	平成22年10月12日	整備構造合同部会	橋整備検討について	復元ではなく、園路として整備する方向。23SX12は動線であり、通行しやすい橋として整備。21SX35は復元を検討。
	平成22年12月22日	整備構造合同部会	橋の整備	素道の堰にかかる部分は廃道後、堰に整備するのか→「道の駅」が出来るときに廃道になる流れ
				勾配が急なので、復元では人が渡れないということになっているのですか。→復元ではスロープ状の橋で一気に登るか又はフラットの橋を渡ったあとで斜面を登る2つの方法が検討されている。復元となると当時手摺(欄干)は無かつたことも考えられる。
	平成23年2月10日	委員会	橋の整備	32mの橋は無くなっています。バリアフリーの動線を別に設ければ、園路の橋は復元した形で整備する。復元をした橋を整備した上に現代的な手摺を設ける。類推される橋を園路橋として計画し(推定復元?)。そこに現代的な橋を設けるような形を考えた方がよい。
				結論 ・橋の意匠については復元的な木造とする。(橋脚、橋台は底跡を元に計画) ・橋の形状は水平に渡ってから斜面を登る。(スロープ又は階段) ・復元に関しては橋脚位置の表示は可能。上部構造については調査の結果、復元根拠の成果による。
	平成27年2月6日	委員会	土壠の存在	園路については21SX12から21SX35に変更。21SX35部分に通す歩行者用動線をガイドダンス施設から堰内部への導入路とする。将来の伽羅御所への動線にも配慮すると21SX35通すルートが望ましい。(堰内へ渡る園路動線)
				23SX12は完全に復元。21SX35は園路なので復元的に考える必要はない。園路としてわたらぬ橋の場合は安全面が第一。現代的なデザインでも問題ない。安全面から欄干も必要。
連絡階段	平成30年7月20日	造構整備合同部会	外側の塀と内側の塀の間は5~6mあり、整地もあるため、土壠も想定できる。一方、地業の痕跡、遺構などが見つかっていない。整備の中では、想定の復元はしてきていないことから、土壠を整備していない状況である。	
	平成30年9月7日	委員会	内・外側の堰	南端部の切り合いで遺物の関係から、内側の堰が新しいと判断している。外側の堰の範囲は地形が低く、箇間が淵に入るようなところに作られている。堰の堆積が水性堆積であり、水の影響を大量に受けている。
	平成31年2月14日	委員会	堰の整備	内側の堰は1mほど下げる底を張芝である。外側の堰は時期の異なる建物を輪郭で表現する方法と同じように整備するイメージだが分かりにくいでは、堰の中全体に色を塗ってしまうと、園路と違いが表現できないため、難いところ。
	令和2年7月時	委員会時書面協議	外側堰の表示方法	別時期ながら堰があることが分かりやすくなるため間凸感があるべく出していたほうがよい。/堰全体を小舖石とすることも考えられる。いずれの方法をとるにしても第3者には分かりにくいで現地に説明板が必要。→・堰内を若干埋めさせ小舖石で堰の肩部の傾斜を表現することで、堰の間凸感が出る表示とする。
	令和3年3月時	委員会書面協議		・小舖石で表現した経緯、堰の様子を説明した解説板を設置する。 ・外側の堰は石材による表示でよいが、大きな堰らしい工夫の表現が必要。また、一部のみとする場合、堰のように見えないことも想定されないか。 → 史跡公園の整備では、柳之御所の最盛期の時期(12世紀中葉～)表現しております。外側の堰はその時代には座敷されたと記載されています。立体的な表現を行った場合、「同時代の遺構」と見学者が混同する可能性があるために立体的な整備ではなく、小舖石で外側の堰が確認されている範囲を表示し、堰と分かるよう内側を若干くぼませた形状で整備を行う計画である。また解説板を設置し構造の説明を補完できるようにする。
		内側堰の表示方法	・柳之御所の土系築造について、東北の事例の収集と、試験施工必要。 →東北の事例としては、胆沢城での施工実績があり、施工完了から2年4か月超過するも、変色・破損等も見られず、安定している。 ・ガイドダンス等基礎工事と造構面との接合が明確でない。→ ガイドダンス等の基礎工事は、造構面から盛土を1m以上施した上で行っていることから、クリアランスは取れています。	
	令和2年7月1日	委員会時書面協議	ガイダンスから南端部への連絡階段	手すりと足場の崩れが相容れない。場所的に手すりがなくともよいのではないか。/ 手すりを右、左のいずれか一つのみということも考えられる。→ 結論：階段は、足場の安全性と復元をイメージさせるものではない仕様として、丸太階段ではなく板階段とする。高齢者や足の不自由な方などの通行も考慮して、階段の手すりは中央のみ設置する。※デザイン等の詳細は、使いやすさや景観、ガイドダンス施設との一体感などを考慮。

議題	年月日	委員会名	項目	論点
西側堤、無量光院張出部、猫間が瀬	平成 24 年 7 月 30 日	委員会	南側調査区 猫間が瀬	外側の堰と内側の堰は共存しているか → どちらも削って作っている。時期差については不明。外側の方が出ていそうな部分がある。外側の堰では部分的に埋めきっている箇所もある。
	平成 25 年 9 月 17 日	委員会		高まり部分については発掘できる条件を整える。猫間が瀬が狭まっているのは特徴。外側の堰が猫間が瀬の低い部分につくられているのに対し、内側の堰は地形が高めのところに造られている。
	平成 25 年 12 月 4 日	整備構造保存管理計画合同部会		外堰の自然堆積層 堆積土が溝地帯の土ではない。常に水が浸かっていた状態ではない。短期間で埋まったと考えられる。
	平成 30 年 7 月 20 日	遺構整備合同部会		猫間が瀬は 12 世紀の段階ではなく、平坦。12 世紀段階では溝地でない。構造遺構は猫間が瀬を渡る目的ではなく、堰を渡る目的と考えられる。 西側の堰と猫間が瀬の接続部分は人工的に手を加えながら作られている。猫間が瀬を含めた形でどのように地形を見せていくか。→ 猫間が瀬に向かってなだらかに下っていく状況が調査結果から明らかとなっている。
井戸、汚物廃棄穴	平成 22 年 10 月 12 日	整備構造合同部会	汚物廃棄穴整備	案 1 (塗みをつけ、表面は張芝) は良くない。芝のメンテナンスに手間が掛かるし、穴の位置が認識しづらくなる。案 2 (塗みをつけ、表面は GRC (土のイメージ)) あたりが適当
	平成 23 年 2 月 10 日	委員会		2 ~ 3 期にあった汚物廃棄穴を示していく。
	平成 26 年 1 月 23 日			一気に廃棄した状況を表現しようとしている。井戸枠の存在は明らかでない。
	平成 26 年 1 月 24 日		井戸構造の性格	地上に立ち上がるような井戸枠を作つてよいのか。井戸枠が壊れている様子を表現、または土坑状にして、その中に遺物を表現する。
	平成 25 年 12 月 4 日	整備構造保存管理計画合同部会		井桁が表現され、内側で廃棄された表現を行う。
	平成 26 年 7 月 11 日	遺構整備合同部会		31SE2 は門の破風板や屋根材が出土した。井戸を廃棄する際には、井戸を殺す儀札を行っているはず。
	平成 27 年 6 月 23 日	遺構整備保存管理合同部会		41SE1 の中に節を抜かれた竹。井戸殺しの儀札の痕。よって井戸枠はないはず。
			廃棄穴(井戸跡)の整備表現	井桁もない状態であることから、土で盛り上げたような状態で表現したい。 肩部分の 10 センチ程度の立ち上がりで入止めの機能は果たすのではないか。 冬場は危ないのでグレーチングの蓋をつけたい。井戸跡の地表面の土盛りの部分は安全上のもの。便宜的に表現したもの。遺構が方形のものは井戸枠をつけている。

3. 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター（柳之御所資料館）の施設整備

（1）施設整備の概要

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター開館以前は、平成11（1999）年11月に建設省によって「柳之御所資料館」が建設され、のちに改修を行った。建築後20年近く経過して老朽化が進み、柳之御所遺跡からの出土品を展示収蔵する設備も十分でない上に、「平泉遺跡群調査事務所」は、同一敷地内にある別棟であるため、建物の保管や移動、職員の利用などの課題も多かった。

遺跡南端部の整備が完了したことから、このタイミングに合わせて、「柳之御所資料館」と「平泉遺跡群調査事務所」がこれまで行っていた機能を強化するとともに、世界遺産「平泉の文化遺産」のガイダンス施設としての機能も併設させたものとして建設される運びとなった。

施設機能について、平泉遺跡群調査整備指導委員会における以下の検討内容を踏まえ、施設整備を進めた。

＜委員会等における検討内容＞

- ① 展示・情報発信機能
 - ・柳之御所遺跡を出土遺物やこれまでの研究成果等から総合的に紹介する。
 - ・柳之御所遺跡に関連する多様なテーマや切り口で様々な企画展示を展開する。
 - ・これまでの調査研究成果等の学術的な情報についての情報発信を行う。
- ② 収蔵・保存管理事業
 - ・柳之御所遺跡出土の重要文化財をはじめとする貴重な資料を、最適な環境の下で保存・活用しながら後世に大切に伝えていく。
- ③ 調査研究・情報集積事業
 - ・柳之御所遺跡を中心とする平泉文化に関する多角的な研究をとおして、外部機関・研究者との連携を強化する。
 - ・研究発表会の開催も含めて新たな共同研究の枠組の構築を図る。
- ④ 体験・学習事業
 - ・体験を通して柳之御所史跡公園と一体的の理解が促進されるような空間を創出する中で、歴史・文化に关心を持ち、世界遺産や文化財の保護へ積極的に関わっていく人材を育成する。
 - ・他機関と連携しながら児童や生徒、地域に暮らす方々の体験学習の機会を増やし、柳之御所遺跡をより身近に感じられるような事業を展開する。
- ⑤ 管理運営・プロデュース事業
 - ・ガイダンス施設は、基本的機能として建物施設と県立柳之御所史跡公園の維持管理を行う。
 - ・来訪者の満足度を高めるため、関連施設と連携・調整を図り、施設や公園のみならず「平泉の文化遺産」全体をプロデュースする役割を担う。

ア 施設理念

平泉世界遺産ガイダンスセンターは、世界遺産をはじめとする「平泉の文化遺産」の価値を広く世界中に伝え、人類共通の財産として後世へ継承するための拠点となる施設

イ 設置場所

岩手県立柳之御所史跡公園内（道の駅平泉に県道を挟んで隣接）

ウ 延床面積

約 2,400 m²（うち展示室：約 550 m²）

エ 駐車可能台数

普通車：47 台（うち身体障がい者用 2 台）、大型車：2 台

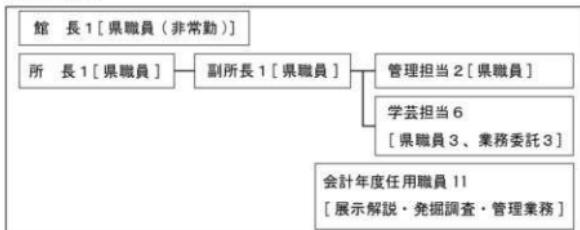
オ 入館料

無料

カ 館長及び名誉館長

館長 菅野洋樹（平成 23～25 年度 岩手県教育委員会教育長）

名誉館長 近藤誠一（平成 22～24 年 文化庁長官、現 国際ファッション専門職大学 学長）

キ 組織（令和 3 年度）**ク 開館日**

令和 3 年 11 月 20 日（土）

【開館記念式典】

日時：令和 3 年 11 月 20 日（土）10:30～11:50

出席者：約 60 名

次第開式：式辞 岩手県知事 達増拓也

祝辞 文化庁長官（代理）文化庁次長 塩見みづ枝

県議会議長 五日市王

平泉町長 青木幸保

施設紹介 平泉世界遺産ガイダンスセンター館長 菅野洋樹

テープカット 岩手県知事 達増拓也、名誉館長 近藤誠一

中尊寺貫首 奥山元照、毛越寺貫主 藤里明久

平泉遺跡群調査整備指導委員会委員長 田辺征夫

閉式 ※閉式後、館内へ移動し『毛越寺「延年の舞」』を観覧後、施設見学を実施。



開館記念式典



テープカット



毛越寺「延年の舞」



施設見学状況

ヶ 主な事業

- ・管理運営事業（施設管理・運営）
- ・ガイダンス事業（展示解説、世界遺産概要紹介）
- ・展示・情報発信事業（常設展示、企画展示、学術情報等発信）
- ・体験・学習事業（体験プログラム開発・提供、平泉学講座）
- ・収藏・保存管理事業（柳之御所遺跡出土資料の収蔵・保存）
- ・調査研究・情報集積事業（発掘調査、共同研究・学術情報集積）

(2) 施設整備の経緯

「平泉の文化遺産」の世界遺産としての理念や価値及び学術情報を、総合的に国内外に情報発信する機能が不足しているとイコモス等からの指摘されているほか、柳之御所遺跡の2,000点を超える国重要文化財やカエル板絵等の貴重な出土品を、現地で展示・収蔵する適切な施設がないことが課題となり、整備を進めてきたものである。

ア「平泉の文化遺産」のガイダンス機能のあり方についての調査（平成29年3月）

世界遺産登録を目指す柳之御所遺跡に柳之御所調査事務所を設置するとともに、平成19(2007)年3月に「史跡柳之御所遺跡ガイダンス施設基本設計」を策定し、柳之御所ガイダンス施設の整備を進めてきたが、行政構造改革により、当該整備は、平成24(2012)年度以降に先送りされている。

この間、平成23(2011)年6月に「平泉の文化遺産」の世界遺産登録や、拡張登録に向けた世界遺産暫定リスト入りなど、柳之御所遺跡が置かれた状況が大きく変化した。

当初、整備を進めていた施設は、柳之御所遺跡の理解促進に加え、「平泉の文化遺産」の世界遺産としての価値や学術情報を総合的に国内外へ発信する充実した機能を持つ施設を整備するために調査を実施した。

イ「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備基本構想（平成29年7月）

前述の調査結果を踏まえ、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）を整備するための構想を策定した。基本構想においては、世界中の人々への世界遺産を焦点とした「平泉の文化遺産の価値の総合的な情報発信を進め、理解促進と適切な保存に取り組み、柳之御所遺跡などの平泉文化の調査、研究活動の更なる深化を図るとともに、体験などを通して学校教育や社会教育への貢献や世界中からの来訪者、研究者との交流拡大による地域文化の振興を実現するために、「平泉の文化遺産」と一的な諸活動を展開する包括的拠点となる施設を整備することとした。

ウ「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）基本計画（平成30年6月）

平成29(2017)年7月に策定した『「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備基本構想』及び平成30(2018)年3月「柳之御所遺跡整備計画（平成29年度版）」に基づいて、「平泉の文化遺産」の価値を世界中の人々に広く伝え、後世へ継承する目的を持つ施設整備に係る具体的な計画の検討・策定を行った。

計画の検討に当たり、新たに設置した平泉遺跡群調査指導委員会ガイダンス整備部会を開催し、世界遺産「平泉」のゲートウェイの機能や、重要文化財をはじめとする柳之御所遺跡の遺物の収蔵・管理機能、平泉の文化研究の拠点機能などガイダンスに求められる機能について、委員からの助言を受け、計画を策定している。

基本計画においては、「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類共通の財産として後世へ継承するための拠点施設を施設の理念とした。また、基本構想の段階では、「展示・情報発信機能」、「収蔵・保存管理機能」、「調査研究・情報集積機能」、「体験・学習機能」の4つの機能としていたが、多様な特性・ニーズを持つ幅広い来訪者を迎える、隣接する柳之御所遺跡をはじめとする「平泉の文化遺産」へ誘う「ガイダンス機能」追加した。

さらに、機能を發揮するための事業活動として、平泉への資産へと来訪者をいざなう「ガイダンス事業」、平泉を伝え、興味関心を引き出す「展示・情報発信事業」、貴重な資料を守り、伝える「取

蔵・保存管理事業」、平泉の知の拠点となる「調査・研究情報発信事業」、平泉を身近に感じるきっかけづくりとなる「体験・学習事業」等を実施していくこととしている。

施設の配置については、柳之御所資料館跡地の北側に建設することにより、40数台の駐車場を確保した。また、施設内は機能ごとのエリアで構成し、柳之御所史跡公園を望む展望スペース施設を設けることとした。

展示については、「世界遺産を含む「平泉の文化遺産」の価値や全体像を誰もが理解できるよう、臨場感のある映像演出や、資産を具体的にイメージできる模型や柳之御所遺跡からの出土資料など、総合的な展示を行うことを基本方針とした。

<委員会における議論>

論点　・ガイダンスの機能

結論　・世界遺産「平泉」のゲートウェイ的機能を持つ施設。

・重要文化財をはじめとする柳之御所遺跡の遺物の収蔵・管理施設とする。

・平泉文化研究の拠点機能を持つ研究施設とする。

議論　・柳之御所遺跡の遺物が重要文化財となり、ガイダンス施設の整備が急務。

・世界遺産のガイダンスとして整備する。

・ガイダンスは道の駅とセットで設置し、中尊寺・毛越寺と合わせて3つの拠点とする構想。

・機能……テーマに基づき研究し、成果を展示や講演会に反映させる。

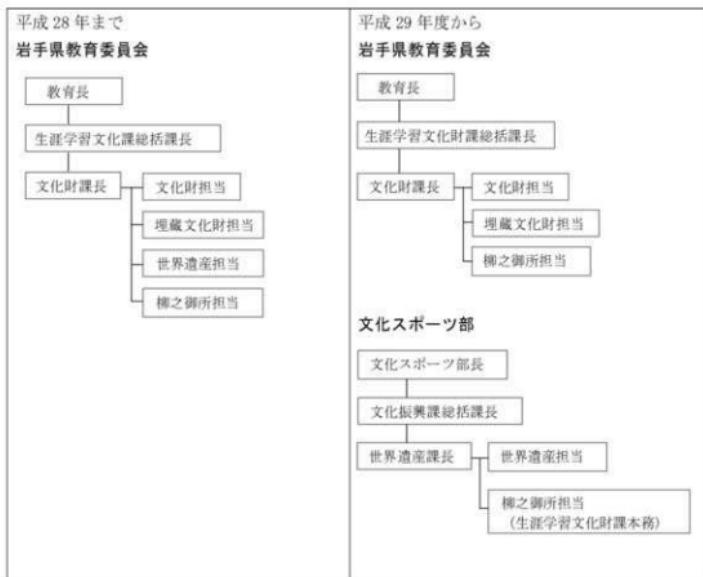
・発掘調査成果を展示、収蔵・管理、研究する施設。

(3) 施設整備事業実施体制

平泉世界遺産ガイダンスセンター施設整備は、当初、教育委員会においてその構想を検討してきたが、文化やスポーツを核とした諸施策を効果的、戦略的に実施するため、世界遺産を含む事務を、平成29(2017)年度に新設した文化スポーツ部（知事部局）に一元的に移管した。

ガイダンスセンターの中核的な展示及び収蔵資料は、重要文化財等を含む柳之御所遺跡出土品であり、国指定史跡柳之御所遺跡を含めてガイダンスする施設であることから、教育委員会生涯学習文化財課柳之御所担当の職員が、文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当の併任として配置され、知事部局と教育委員会と連携し施設整備を行った。また、建築工事においては、県土整備部建築住宅課が工事監理業務に従事した。

ア 県の組織体制



イ 施工者

設計・工事監理者：株式会社三衡設計舎 代表取締役社長 勝部敬次

建築工事：株式会社平野組 代表取締役社長 須田光宏

電気設備工事：株式会社電友社 代表取締役社長 後藤竜嘉

機械設備工事：株式会社近藤設備 代表取締役社長 近藤正彦

展示物製作業者：株式会社丹青社 代表取締役社長 高橋貴志

(4) 施設整備工事等の内容

ア 遺産影響評価

ガイダンスセンターは、柳之御所史跡公園内に整備することから、平成23(2011)年6月にされた第35回世界遺産委員会の決議事項に基づき遺産影響評価を実施した。

平成30(2018)年9月の遺産影響評価において、事業予定地は、関連資産としての柳之御所遺跡の範囲外、周知の埋蔵文化財砲蔵地の範囲外であること、また、柳之御所遺跡については、一関遊水地事業・平泉バイパス建設に伴う調査において遺跡範囲外と判断されていることから、ガイダンスセンターが、平泉の世界遺産の顕著な普遍的価値には影響を与えず、施設建設には問題ないものと評価された。

イ 新築工事基本・実施設計（平成29(2019)年11月から）

建築（外構）実施設計に当たっては、平泉遺跡群調査整備指導委員会にガイダンス施設整備部会を設け、重要文化財のうち、特に木製品、金属製品を多く収蔵する施設であれば、収蔵庫に外気が入りにくいよう前室が必要であることや平泉町重要公共施設デザイン会議における道の駅「平泉」との景観の整合性等について共有を図りながら設計業務が進められた。また、ひとにやさしまちづくり条例に基づく意見聴取会において、視覚・聴覚障害者協会、子育て・障がい者支援団体、老人クラブ連合会など9団体から意見を聴取し、車いす用のスロープや多目的トイレを設けるとともに、点字表示によるコーナーサインの設置や視覚障がい者が、かわらけや鏡などにふれることができる資料（レプリカ）等を展示するなど、ユニバーサルデザインを取り入れ、施設を整備した。

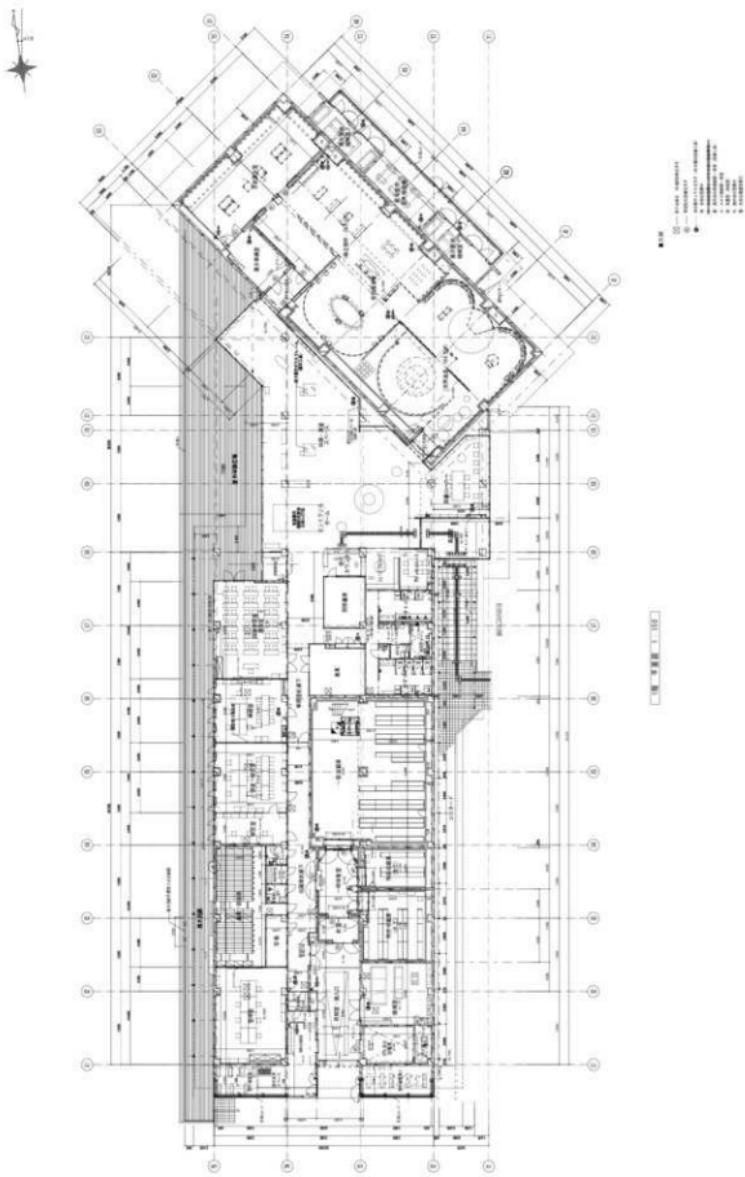


図3-10 ガイダンスセンター平面図

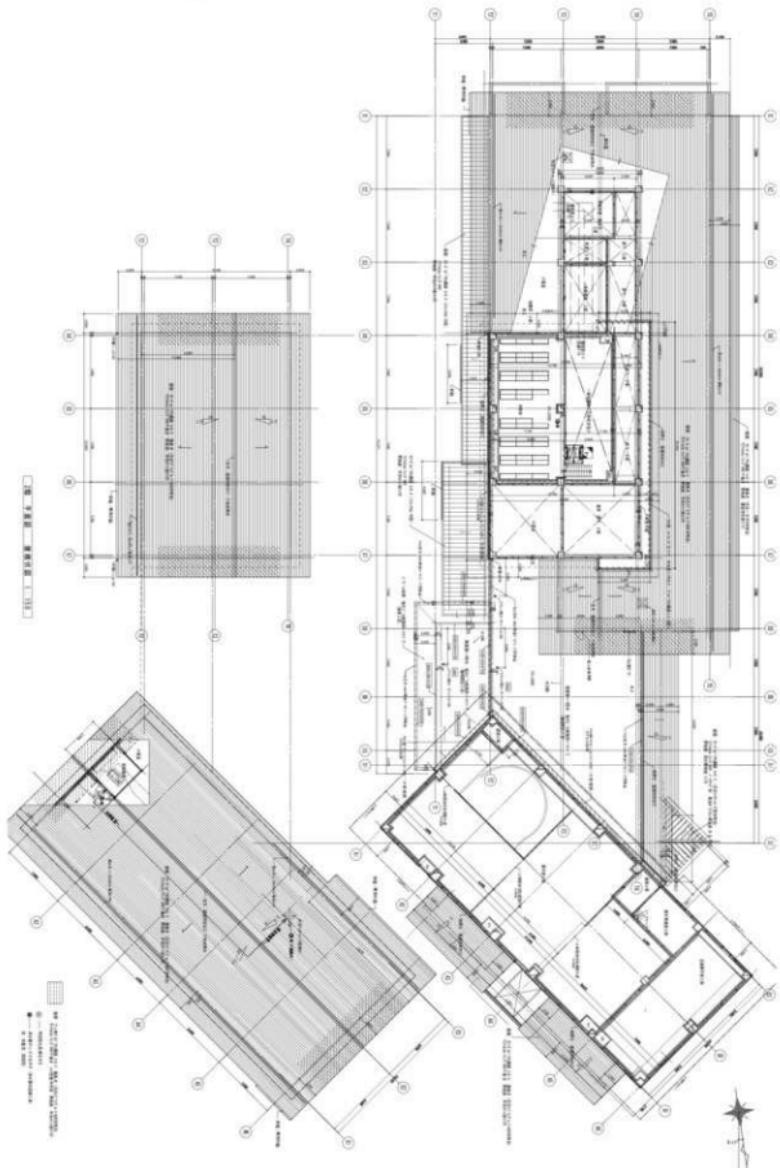


図 3-11 ガイダンスセンター屋根断面図

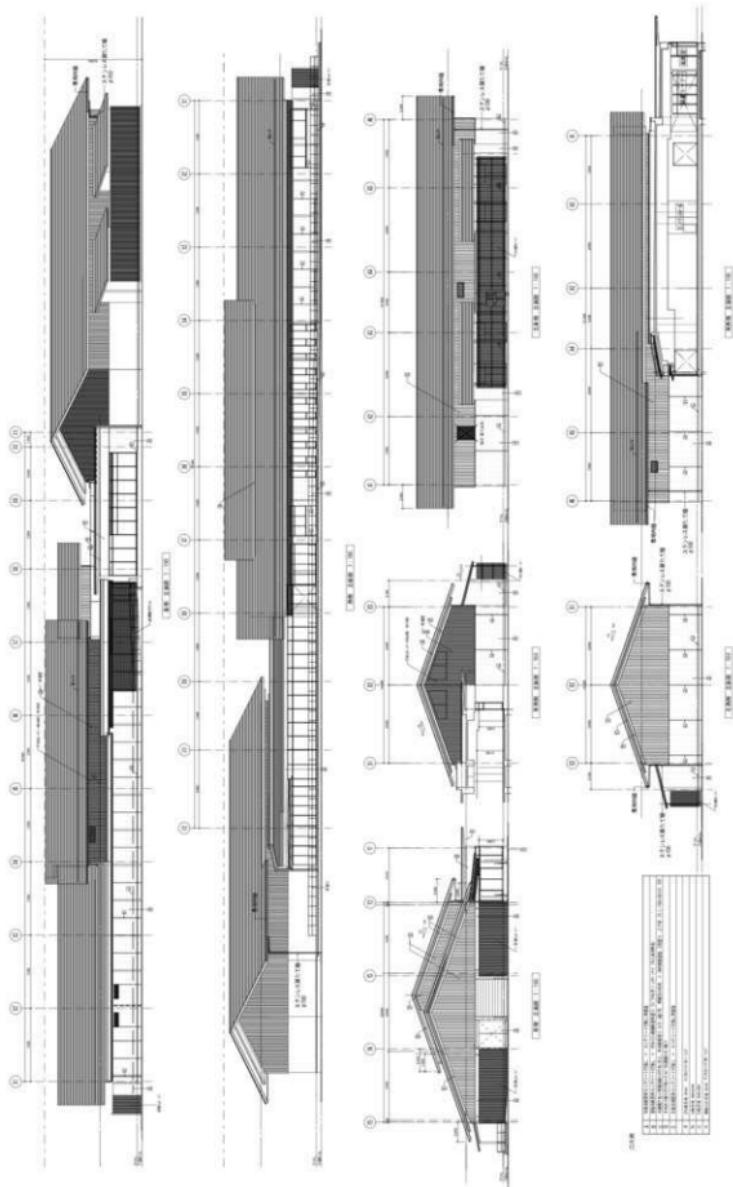


図 3-12 ガイダンスセンター立面図

ウ 建設工事

(7) 建築工事

表 3-3 建築工事内容

項目	内 容
工事名	平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）新築（建築）工事
敷地面積	8,139.22 m ²
都市計画	都市計画区域内（区城区分非設定）
用途地域	第1種住居地域
防火地域	指定なし 法第22条地域内
許容容積率	200%
許容建蔽率	60%
建築概要	構造 鉄筋コンクリート造 規模 建築面積 2,681.76 m ² 建蔽率 32.94% 延床面積 2,424.74 m ² 容積率 29.79% 内訳 1階 2,287.13 m ² 2階 122.81 m ² PH階 14.80 m ² 合計 2,424.74 m ²
工事内容	地業工事 Hyper-MEGA工法 $\phi 4560\ L = 11\text{m}$ 17本 $\phi 6080\ L = 11\text{m}$ 10本 $\phi 6080\ L = 11\text{m}$ 25本 $\phi 80100\ L = 11\text{m}$ 20本
	コンクリート工事 生コンクリート 2,812 m ³
	鉄筋工事 鉄筋 296 t
	型枠工事 普通型枠 10,659 m ³ 打放型枠 2,213 m ³
	鉄骨工事 屋根下地（管理棟） 鋼材 40 t 工場加工 38 t 工場溶接 545 m 屋根下地（展示棟） 鋼材 19 t 工場加工 17 t 工場溶接 225 m 展望スペース 鋼材 2 t 工場加工 2 t 工場溶接 37 m コロネードキャノピー 鋼材 4 t 工場加工 4 t 工場溶接 98 m コロネード 鋼材 6 t 工場加工 6 t 工場溶接 677 m
	屋根・外壁工事 屋根 勾配屋根 カラーバリューム鋼板 1,561 m ² 陸屋根 塩化ビニル系樹脂シート 528 m ² 外壁 上部 杉板張り 295 m ²
	金属製建具工事 アルミニウム製建具 28箇所 鋼製建具 32箇所 鋼製軽量建具 13箇所 シャッター 1箇所 自動ドア 5箇所
	内装工事 床 ビニール床シート 374 m ² カーペット 447 m ² 磁器質タイル 396 m ² 壁 石膏ボード 2,053 m ² 天井 化粧吸音板 1,259 m ² 遮音壁 石膏ボード、グラスウール 156 m ²
	外構工事 アスファルト舗装 1,818 m ²

(イ) 機械設備工事

表 3-4 機械設備工事内容

項目	内 容
工事名	平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）新築（機械設備）工事
工事内容	<p>空気調和設備工事 空冷式リザーバー 1 台 空気調和機（ACU）2 台 ハウジングエアコン 4 台 空気熱源型エアコン 室外機 4 台 室内機 36 台</p> <p>換気設備 全熱交換ユニット 19 台 排風機 12 台 送風機 6 台 アースターフィルタ 7 台</p> <p>排煙設備 排煙ファン 1 台</p> <p>衛生器具設備工事 多機能トイレ 1 組 大便器 10 組 小便器 5 組 洗面器 4 組</p> <p>給湯設備工事 電気温水器 3 台</p> <p>消火設備工事 屋内消火栓（易操作 1 号）3 台 屋外消火栓 1 組 ハシ消火設備 ガス量 5 室 1,089.4 kg</p>

(ウ) 電気設備工事

表 3-5 電気設備工事内容

項目	内 容
工事名	平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）新築（電気設備）工事
工事内容	<p>電灯設備工事 LED 照明器具 452 個、 非常用 LED 照明器具 52 個 誘導灯 27 個</p> <p>電熱設備工事 ドレンヒーター 200V 10m 2 本、15m 1 本</p> <p>受変電設備工事 高圧受電盤 1 面 高圧コンデンサ盤 1 面 低圧電灯盤 1 面 低圧動力盤 1 面 非常動力盤 1 面</p> <p>発電設備工事 非常用発電機 200V 138kVA 1 台</p> <p>構内交換設備工事 電話交換機 1 台 停電用多機能電話機 1 台 多機能電話機 2 台 一般用電話機 11 台</p> <p>扩声設備工事 非常放送架 1 組 スピーカー 54 個</p> <p>火災報知設備 R 型受信器 1 面 発信機 P 型 1 級 4 個 スポット形感知器 48 個 光電式煙感知器 11 個 光電アナログ式スポット形感知器 27 個</p>

(1) 諸室の面積と内容

表 3-6 諸室の面積と内容

a ガイダンス施設

名称	面積 (m ²)	階数
体験・展望スペース	158.45	1
図書コーナー	48.49	1
体験学習室・講座室	75.20	1
サポートースペース	14.85	1
閉架書庫	22.50	1
倉庫	29.24	1
トイレ前廊下	18.79	1
男子トイレ	23.38	1
女子トイレ	26.77	1
SK	1.80	1
多目的トイレ	9.04	1
授乳室	3.08	1
常設展示（柳之御所）	250.28	1
企画展示室	112.00	1
展示室出口通路	12.18	1
展示準備室	25.20	1
展示用機械室 2	21.60	1
図書コーナー EXP. J 壁内	7.11	1
体験・展望スペース EXP. J 壁内	5.71	1
計	865.67	

b 共用部分

名称	面積 (m ²)	階数
学芸調査室	54.14	1
研究室	24.82	1
書庫・図面庫	69.00	1
写場	11.79	1
整理室	75.05	1
収蔵庫前廊下	64.17	1
職員更衣室	4.33	1
職員男子トイレ	4.33	1
職員女子トイレ	4.55	1
職員玄関	4.60	1
前室	12.38	1
一時保管室	31.57	1
一般収蔵庫	319.57	1、2
特別収蔵庫（金工）	31.99	1
特別収蔵庫（木工）	56.25	1
荷解室・搬入口	59.75	1
PS	0.81	1
EPS	1.40	1
計	830.50	

c その他

名称	面積 (m ²)	階数
常設展示室（世界遺産）	194.60	1
展示室入口通路	5.63	1
展示室用機械室 1	21.60	1
エントランスホール	32.32	1
ショッピングベース	14.77	1
機械室	48.75	1
ガス消防設備室	22.00	1
消火栓ポンプ室	8.00	1
EPS・PS	1.83	1
EXP. J 部、その他	8.76	
計	358.26	

(5) 展示製作の内容

① 展示製作の概要

基本計画に基づき、展示への期待感を高め、平泉の文化遺産めぐりに必要な情報を提供する「I 平泉インフォメーション」、「仏国土（浄土）」のイメージや世界遺産としての価値を伝え、平泉の世界へ誘う「II プロローグ」、平泉の文化遺産の価値を分かりやすく伝え資産への訪問景気を提供する「III 平泉の世界」、柳之御所遺跡の調査研究を通じた平泉の歴史、平安時代の生活の様子を分かりやすく伝える「IV 柳之御所遺跡と奥州藤原氏」、柳之御所遺跡の見どころや発掘について紹介し、来館者を若柳之御所史跡公園へ導く「V 体験・展望展示」の5つのゾーンに分け、展示製作を行った。

(ア) 平泉インフォメーション

開放的な空間で来館者を迎えて入れ、「平泉の文化遺産」めぐりや世界遺産の概要について情報を提供

〔主な展示内容〕

- ・世界遺産条約の理念・種類や、平泉が世界遺産に登録されるまでの歩みのほか、県内で世界遺産に登録されている「明治日本の産業革命遺産」や登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」なども紹介
- ・平泉周辺を広域で撮影した航空写真を床面に表示

(イ) プロローグ

プロローグシアターを設け、世界遺産の価値や仏国土（浄土）の世界観をワイドスクリーンと床面に投影。

〔主な展示内容〕

- ・現世の仏国土（浄土）のイメージを伝える体感映像を上映
- ・世界遺産・平泉の価値をコンパクトに伝えるガイダンス映像を上映

(ウ) 平泉の世界

地形模型映像等で、奥州藤原氏による現世の仏国土（浄土）の表現し、その歩みを紹介。

〔主な展示内容〕

- ・「平泉の文化遺産」の寺院・建築・庭園等が空間的関連性を持ちながら造営された経過や位置関係の映像を白色地形模型に投影
- ・世界遺産平泉や一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡についてパネルやマップで紹介

(エ) 柳之御所遺跡と奥州藤原氏

パノラマイラストとジオラマで平泉館を再現するほか、柳之御所遺跡から出土した重要文化財など、平泉の文化遺産の価値や、平泉の歴史、平安時代の生活の様子を分かりやすく展示

〔主な展示内容〕

- ・三代秀衡の頃の「平泉館」の復元ジオラマにより、奥州藤原氏の政府・居館として、建物や広場、池などが造られていた当時の姿を再現
- ・柳之御所遺跡出土重要文化財を「仏教・祭祀」「儀式・政務」などのカテゴリー別に展示

(オ) 体験・展望展示

遺跡への興味を喚起し、史跡公園へと来館者を誘う発掘調査等を紹介

〔主な展示内容〕

- ・かわらけや陶磁器の出土状況を床下に再現展示するほか、模型を使って磁器の復元を体験
- ・柳之御所遺跡や金鳥山を展望

②平泉遺跡群調査整備指導委員会における検討内容

ア 経緯（委員会及びガイダンス部会開催状況）

a ジオラマ模型

① 復元の考え方

結論 ・ガイダンスセンター常設展示におけるジオラマ復元の考え方を整理すると以下の通り。

i 表現対象物の考え方

：遺構があっても表現しないもの ；遺構がなくても表現するもの

ii 堀の内・外の機能設定 ；堀の内 ；堀の外

iii 解釈困難部分のおさめ方

：堅穴遺構の北側と堀との関係 ；北西部から中央への道遺構の取付き

門、土壘等について存在は推測できるものの、遺構・遺物とも復元できる確証がなく、上部構造についても想定しか表現できない。学術的研究が追い付いていない状況なので、今回のジオラマでは表現しない。

議論 ・ジオラマ展示であるからこそ、推測できる可能性を表現してよいのではないか。

・今後も調査研究を進め、その研究成果をガイダンス展示に反映させ、リニューアルを図っていく。5年～10年のところで見直しを進めていくべき。

② 今後の展示のアップデート

結論 ・今後も調査研究を進め、その研究成果をガイダンス展示に反映させ、リニューアルを図っていく。5年～10年のところで見直しを進めていくべき。

議論 ・既登録のOUVの説明については改善の余地がある。小学生や外国人が、浄土思想や淨土を表した建築について理解できるためにもうひとプログラムあってもよい。次の展示内容更新のアップデートの際に参考にしてほしい。

③ 「平泉館」の時期・範囲

結論 ・復元年代を1160年頃の基衝後半期～秀衡期とする。

・「平泉館」＝堀内部地区の認識。堀内部に政府機能、堀外部に一族・家臣団の区画という理解。

・ジオラマで再現している建物は、特定時期の確認されている遺構をもとにしたものであり、史跡公園整備やCG制作した際の基本設定を基本としている。復元の経緯や根拠（ある・なしも含め）などの説明はジオラマ模型につくグラフィック等で説明する。

議論 ・復元ジオラマ作成の原図になる「平泉館」ラフスケッチは、閑散としている。

・平泉館は、堀内部全体を指すのか、堀の中の板塀の内側の範囲だけをさすのか。

・発掘などで確認できる事実を基礎にした想定（壮大な仮説）であること。ある程度大胆に考えざるを得ない。

・堀の中の機能と堀の周辺の機能が空間的にもかなり異なっている。二重構造、三重構造の同心円状の機能を持っている。

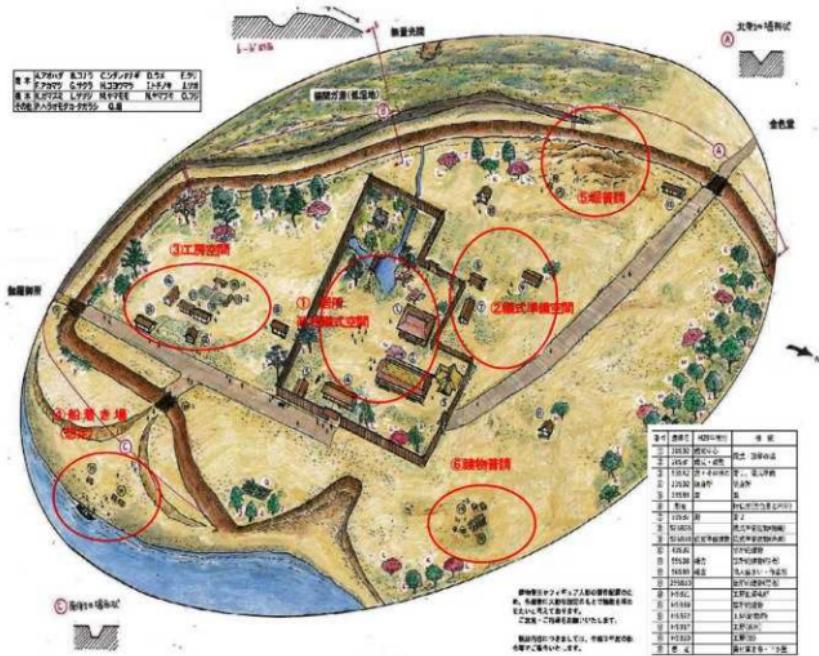


図 3-13 ジオラマ模型製作模式図



模型完成状況

④ 中心建物（28SB2、28SB4、55SX2）の様式

論点 ・建物の様式について（京都風か在地風か）

結論 ・28SB2が、圓郭の中心。他の建物、池、庭など28SB2を中心に構成されたと推測可能。

議論 ・28SB2は京都の寝殿造の建物ではなく、詳細は不明だが、多賀城陸奥国府の陸奥守の館をモデルにした可能性も考えられる。

・建物と広場の問題、池の問題、その辺の性格付けが重要。

⑤ 中心建物（28SB2、28SB4、55SX2）の構造

論点 ・中心建物の東側の建物（28SB4）とその北側に隣接する堅穴状建物（55SX2）の接している立地関係

結論 ・28SB4と接してしまい外観上違和感があるが、55SX2を遺構通りの位置とする。また55SX2の北側に位置する55SA1の塀は、整備計画と同様の位置に配置することとする。
・ジオラマで表現すべき建物は、28 SB2、28 SB4、55 SX 2そして南側の池のある庭で構成される儀式空間と考える。55 SX 2は、儀式準備のための重要な建物と考えるべき。

議論 ・2つの建物が接している立地関係は近接しすぎており、不自然に見えること。

・55SX2の東張り出し部分は増築によるものと見る可能性もあること。

・建物復元段階の資料では、55SX2と28SB4の同時存在の判断としたこと。

→ 建築部会の意見：建物復元は提案通りで良い。考古学発掘データに基づいて建物を復元するとこのような形になるということであり、据立柱で床を貼った高床建物と、堅穴で全く構造形式の異なる建物が近接して併存していたのだという遺跡の解釈を提示することが、柳之御所の性格を考える重要な手掛かりになる可能性を考える。

・55SX2の東張出部は28SB4の軒の下に位置し、雨天の場合、雨垂れが屋根にかかる位置である。その観点から茅葺ではなく、流し板葺きの可能性があり、今後の研究課題。

⑥ 中心建物の屋根、壁の形状

結論 ・中心建物の屋根、壁の形状は、建物ごとに異なる。

・28SB2は、屋根は棚葺、壁は白土仕上げの真壁、28SB4は母屋が棚葺、庇が茅葺、壁は大壁の土壁とする。



持佛堂

議論 ・中央建物は都の寝殿造系の建物よりは国衙の建物等を意識したとする方が自然。周辺建物は中心建物のレベルを超えることはない。

・冬の寒さを考慮すれば、住まい関係の建物は茅葺。壁は防寒上からも土壁の方が有利。

・出土遺物の分析を進めた結果、焼けた土壁の部分の構造から大壁が確認出来た。白土の建物と大壁の建物が併存していた可能性がある。



東門の門番

⑦ 平泉館の門の有無

結論 ・西木戸周辺に門の部材の出ている井戸が存在していることから、塀に伴う門は存在したと推測する。

・門については遺構、遺物とも復元できる確証がなく、上部構造についても想定でしか表現できない状況。

- 議論
- ・南を除いて、東・西・北に門が存在したとしているが、西木戸門の存在の根拠となるものは何か。
 - ・寝殿造りの場合、南ではなく、西と東にある。北側にもあるが通用門みたいなものだろう。
 - ・堀の橋がかかっているところの門は想定しなければならないだろう。

(8) 平泉館の土壙の有無について

- 結論
- ・外側の堀と内側の堀の間は5~6mあり、整地土もあるため、土壙も想定できるが、地業の痕跡、構造などが見つかっていない状況から、整備も含め、想定の復元はしていない。

- 議論
- ・周囲の土壙・柵や、入口の門（ないし木戸）がないのは不自然。
 - ・通常堀を掘ったら自然に土壙ができるはず。

b インタラクティブコンテンツ（パノラマ映像）

① 場面設定の具体

- 論点
- ・日常の場面とするか、ある特定の場面を表現するか。

- 結論
- ・場面設定として「秀衡が基成をもてなしているシーン」としている。そのお祝いの賀馬や献上品の献上準備をイベントとして考えている。

- 議論
- ・平泉館ジオラマで、屋外の池周辺での行事・イベント等必要でないか。

② 四季の遷移の時間配分について

- 結論
- ・季節ごとや1日の時間帯ごとに時間を縮小するなどメリハリをつけていきたい。

- 議論
- ・春と秋の金鶴山に日没するところは見たい。時間短縮をお願いしたい。

- ・平泉の季節ごとの実感を得られるよう具体的な情報、たとえば平泉の気温（東京・大阪などの気温）、暦上の彼岸の落日のカレンダーなど加えられるものについて検討してほしい。

- ・金鶴山への日没の見せ方について検討。

- ・季節ごとの「行為」に係る根拠の提示・確認。

③ 登場人物の装束について

指導委員会ガイダンス部会長の指導を受け、以下の装束研究者からご教示いただいた。

<赤澤真理（大妻女子大学専任講師）、伊永陽子（武庫川女子大学 助教）、

森田直美（人間文化研究機構国文学研究資料館研究員）>

- 論点
- ・装束の禁色について

- 結論
- ・衣装の色について……春と夏は、そのままの色目で良いが、秋と冬は、「参考色票」の秋・冬または通年の色で塗りなおした方がよい。

- ・直衣などの色は年齢を経るにつれて薄くなる。縹色または二藍の



図3-14 インタラクティブコンテンツ（パノラマ映像）

色の濃い色を使えば間違いはない。季節を問わず、指貫（下袴）は濃い色で構わない。

④ 登場人物の装束について

論点 ・身分による装束の色遣いについて

結論 ・建物内で下働きをしている舎人と思われる人物は、裏手から入るのが鉄則。表側には出てこない。また、上下とも白い狩衣とすること。

・水干姿（桶で肥を運ぶ人等身分の低い人など）の人たちの足元はこの時代は大抵が草鞋であり、草履はほとんど履かれていない。

⑤ 女性の描き方について

結論 ・池周辺を散策する4人の女性は、「衣かずき」（薄い着物を頭からかぶる）にすること。

女性の着物の裾が短く室町風。足元が見えないくらいの長さの着物にすること。

・建物の中の女性は髪を束ねず、ただ長く垂らす風にすること。また扇子で顔を隠すこと。

⑥ 御簾の色彩について

結論 ・御簾の色 参考色票の「常盤色」が良い。柄は木香柄が適当。

⑦ 建物の斗拱について

結論 ・中心建物の屋根の斗拱（枱形の組物）は、「舟肘木」といわれる形式の木組みとする。

⑧ 前庭部の蹴鞠を行う空間について

論点 ・蹴鞠の舞台設定について、ただの広場でやるのか要確認すべき。

結論 ・「年中行事絵巻」を根拠として、四隅に桜・柳・楓・松の懸かり木としてその中で行うように修正。

c プロローグシアター

① オープニングの場面設定について

結論 ・平泉の成立に係る歴史解釈に課題。冒頭の広い戦場の武者シーンの量を少なくし、武者の色合いを弱くする。

議論 ・戦国時代のような落ち武者が浄土を思う、という想定には違和感がある。清衡が考えた平和を願う思いとそもそも異なっている。

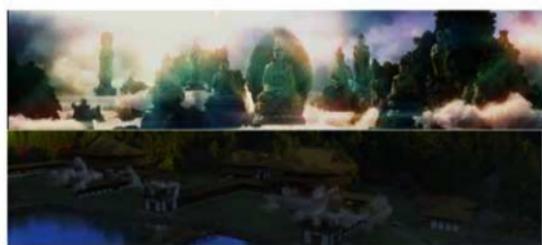


図3-15 プロローグシアター

② 毛越寺円隆寺復元 VFX について

結論 ・富島氏の設計図は正面図のみであり、それをもとに復元することは難しい。現在作成しているかつて平泉町が作成した「よみがえる平泉」に出ている円隆寺復元CG（荒木氏）をもとに現在の製作中のVFX加工を進める。

議論 ・合同部会の際の円隆寺復元のCGには違和感があったが、その後の進展した画像を見るとやや改善している。富島案のCGの設計図が正面図だけであり、CGデータも入手することが困難である以上、現段階で表現できるのは提示した案であり、使用するのはやむを得ない。構造上の箇所を修正したうえで進めてよい。

d プロジェクションマッピング

議論 ・代ごとに寺院が建立され、全体像が増えていくというところはよい。同様に道路も画像に残した方がより藤原氏の都市づくりの意識が分かりやすくなる。

e 奥州藤原氏トピックモニター（まんがアニメ奥州藤原氏4代）

論点 ・人物の年齢描写について要修正。（基成と義経）
 ・泰衡誅殺時の場面については要検討。
 ・基衡と信夫庄司季春との関係、及び秀衡と佐藤兄弟との関係の表現検討※
 ・その他、小道具類の表現等について、修正を要するものあり

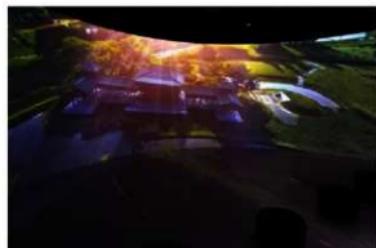


図 3-16 毛越寺円隆寺復元 VFX



図 3-17 プロジェクションマッピング



図 3-18 トピックモニター①



図 3-19 トピックモニター②

表 3-7 施設整備経緯一覧表

○ 基本計画策定の状況

平成 29 年 7 月	「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）整備基本構想策定
平成 30 年 3 月	岩手県世界遺産保存活用推進協議会（会長：岩手県知事）において、基本計画（素案）了承
平成 30 年 4 月	パブリック：コメント実施（4 月 4 日～5 月 2 日）
平成 30 年 5 月	拡大幹部会議において、基本計画（案）了承
平成 30 年 6 月	「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）基本計画策定・公表

○ 建物建設工事の状況

平成 29 年 11 月	建築設計業務委託着手
平成 30 年 9 月	平泉遺跡群調査整備指導委員会において遺産影響評価を実施
平成 31 年 3 月	建築設計業務完了
令和元年 7 月	柳之御所資料館（既存施設）解体・撤去工事着手
令和元年 9 月	柳之御所資料館（既存施設）解体・撤去工事完了
令和元年 10 月	建設工事着手
令和元年 11 月	機械設備工事、電気設備工事着手
令和 3 年 4 月	機械設備工事、電気設備工事竣工、引渡し
令和 3 年 4 月	建築工事竣工、引渡し

○ 展示製作業務の状況

平成 30 年 7 月	展示基本設計業務（常設展示室）着手
令和 30 年 9 月	展示基本設計業務（エントランスホール等）着手
平成 31 年 3 月	展示基本設計業務（常設展示室、エントランスホール等）完了
令和元年 5 月	展示実施設計業務着手
令和 2 年 3 月	展示実施設計業務完了
令和 2 年 7 月	展示製作業務着手
令和 3 年 9 月	展示製作業務完了

表3-8 平泉遺跡群調査整備指導委員会検討経緯（ガイドンス展示内容）

議題	年月日	委員会名	項目	論点
ガイドンス 基本設計	平成27年6月23日	遺構整備保存管理合同部会	ガイダンス施設の機能	資料館の隣に世界遺産のガイダンスとして整備する計画。ガイダンスは道の駅とセット。中尊寺と毛越寺と合わせて3つの拠点。
	平成30年9月6日	委員会		平泉研究で20年間培ってきた若手の研究者の個人研究をまとめて総合研究に組み替えてはどうか。3年程度の総合研究として、それに基づいて展示、講演会、研究報告書をまとめる等、テーマをもって研究し、成果を展示や講演会に反映させるという機能を持たせるべき。
	令和1年7月12日	遺構・整備・ガイダンス部会		多言語について。丁寧にやりすぎると煩雑になる。表に出るところは少なくて、他のアプリケーションでサポートするのがよい。→ 多言語は4か国語で了承。
	令和1年7月12日	遺構・整備・ガイダンス部会	人的配置	人的サポートがどの程度可能か。どの分野で可能な人が配置できるのか、どういう方法で紹介していくことが可能か機能分けも必要。
	令和3年6月11日	合同部会	指定管理制度について	県の直営部分は、現在の発掘・整理担当者に相当するのか。業務委託は財團で、ガイダンスの基礎的か・骨格に相当する部分を組み込んでおくべき。平泉館は板廻の内側にある。堀の外に限られた板廻の中にある。
	平成26年1月24日	委員会	中心建物	平泉館は板廻の内側にある。堀の外に限られた板廻の中にある。
	平成26年9月18日	委員会	CG資料について	28SB2は京都の寝殿造の建物ではなく、多賀城跡奥府の體安寺の館がモデル。
	平成26年9月19日	委員会	CG資料について	CGを作ることは、実物大の復元を前提に造るための準備作業。
	平成27年6月23日	遺構整備保存管理合同部会	建物復元CG	CG全体の印象が、周辺が森であり、平泉館の部分だけが開けている寂しい印象となっている。道路などは入れてもよいのではないか。
	平成31年2月14日	委員会	都市平泉について	世界遺産平泉をアピールすることは良いが、豪華なものを展示すると同時に、その対象として貧しい人があいたかを合わせてやる柔軟さを残しておいていただきたい。
ガイドンス ジオラマ模型	平成31年2月14日	委員会	基本設計について	ジオラマについては大胆にやった方がいい。細部に踏み込むより、大づかみにやった方がかえって良い。平泉を都市的にイメージするとどんな世界が想定できるのか。一般の人にわかりやすい展示を考えていただきたい。今考えられる成果としてここまで分かる。というジオラマを作る必要がある。どこが分からなければ復元想定して書いたという情報を探提供できる仕組みを作ること。
				遺構模型の上に建物を置いていくパターンもある。もっと範囲を広げて、内側の堀が北上川にそそぐところまで入れた方が堀之御所全体の空間的イメージが分かる。ざつり伝えるのか、学術的な情報提供という形にするのかで大きな分かれ道となる。
				いくつも案を作つてもいい。学術的な情報を出さなければいけないと、全体のイメージを分かりやすく出す必要がある。
	令和3年6月11日	合同部会	復元の考え方について ジオラマ模型	現段階での復元の考え方についての説明が欲しい。また門を設置しない理由についても明示すべき。A. 門については遺構、遺物とも復元できる確証がなく、上部構造についても想定しか表現できない。学術的研究が追い付いていない状況なので、今回のジオラマでは表現しない。 ジオラマは外の整備と必ずしも一致させなくともよいが、表現しているものとされでないものの根拠を示すことが重要。→ 事務局で検討し、以下の考え方で整理を進めている。 (復元の考え方・根拠) ア 表現対象物の考え方 イ :遺構があっても表現しないもの :遺構がなくても表現するもの イ 瀬の内・外の機能設定 :瀬の内 :瀬の外 ウ 解釈困難部分のおさめ方 :堅穴遺構の北側と瀬との関係 :北西部から中央への道遺構の取付き
	令和3年3月	委員会書面協議		復元ジオラマ作成の原因となる「平泉館」ラフスケッチは、閑散としている。周囲の土塁・柵や、入口の門（なしし木戸）がないのも、不自然。→ ジオラマで再現している建物は、特定時期の確認されている遺構をもとにしたものであり、史跡公園整備やCG制作した際の基本設定を基本としている。復元の経緯や根拠（ある・なしも含め）などの説明はジオラマ模型につくグラフィック等で説明する。

議題	年月日	委員会名	項目	論点
ガイダンス ジオラマ 模型	令和3年6月11日	合同部会	展示のアップデートについて	「拡張」の考え方の展示への反映についてのテーマとして検討している「彼岸・此岸」については今回の展示に入らないのか。また展示のアップデートについての考え方はどうなっているか。 既登録のOUVの説明については改善の余地がある。小学生や外国人が、淨土思想や淨土を表した建築について理解できるためにもうひとプログラムあってもよい。次の展示内容更新のアップデートの際に参考にしてほしい。
	令和1年7月12日	遺構・整備・ガイダンス部会	中心建物について	SB2は寝殿造りというよりモデルは多賀城の国司館である。国司館と比べて一層在地化しているという話だと分かりやすい。京都の寝殿造が崩れて国司館となり、さらに在地の豪族がアレンジすると考えるのが道筋が通る。 西側の建物が寝殿造系の在地化したような、むしろ地方にある寝殿造系の建物を意識しているのではないか。なぜかここだけは中心建物が南北方向になっており、広場の方に妻に向いている。空間の使い方。建物の機能的意味づけをするとき、どう整理するのか。建物と広場の問題、池の問題、その辺の性格付けが重要。
	令和3年3月	委員会書面協議		平泉館ジオラマで、屋外の池周辺での行事・イベント等必要でないか。→場面設定として「秀衡が基成をしてなしているシーン」としている。そのお祝いの貢馬や献上品の歴史準備をイベントとして考えている。
	令和3年6月14日	建物検討部会		中心建物の東側の建物(28SB4)とその北側に隣接する堅穴状建物(55SX2)の2つの建物が接している立地関係は不自然に見え、55SX2の東張り出し部分は増築によるものと見せる可能性もある。しかし建物復元段階の資料では、55SX2と28SB4の同時存在の判断とした以上、建桑史の立場からの建物復元は推察通りで良い。考古学発掘データに基づいて建物を復元するとこのような形になるということであり、掘立柱で床を貼った高床建物と、堅穴で全く構造形式の異なる建物が近接して併存していたのだという遺跡の解釈を提示することが、柳之御所の性格を考える重要な手掛かりになる可能性を考える。 <結論> 55SX2を構造通りの位置とする。28SB4を接してしまい、外観上違和感があるが、その修正で進める。また55SX2の北側に位置する55SA1の廻は、整備計画と同様の位置に配置することとする。55SX2の東張出部は28SB4の軒の下に位置し、雨天の場合、雨垂が屋根にかかる位置である。その観點から茅葺ではなく、流し板葺きの可能性があり、今後の研究課題。
	令和1年12月13日	合同部会	中心建物について	建物の屋根の形状が問題。中心建物では茅葺と板葺きを承認していただいたが、周りの建物をどうするか。中心建物のレベルを超えることはない。 中心建物周辺の各建物に役割を担わせる大前提を作る必要がある。
			平泉館内の施設について	門の有無・機能について 南を除いて、東西北となっている。西木戸の証拠はあるのか。誰と感がある。 → <事務局回答> 門の部材の出ている井戸がこの近くにある。 門について 寝殿造りの場合、南ではなく、西と東にある。東の門は最初から想定している。北側にもあるが通用門みたいなものだろう。
	令和2年2月7日	委員会	平泉館内の施設について	模型は10分の1。館の中はこんなに開放としていたのか。中心建物から西側の無量光院、金剛山方向に大きな木はないはず。 → <事務局回答> 12世紀第3四半期 館内の廻の中に門がある。廻で囲まれた範囲だけを平泉館と考えるのか。廻の橋がかかるところに門を想定しなくてよいのか。廻のそばに門の跡が出てこないから復元しないということだが、ないわけがない。必ずしも掘立柱ではない。門がなく、自由通行だと判断したということになる。 議論の結果、今の考え方では廻で囲まれた範囲が平泉館ということになるが、あまりこの部分をきちんと決めないとおこうということになった。廻の中の機能と廻の周辺の機能が空間的にもこれだけ違うととらえているので、二重構造、外にすれば三重構造の同心円みたいな空間機能を持っていたのだという議論をしてきたはず。
	令和2年8月	遺構部会(ジオラマ建物復元検討会)	復元の考え方について	復元年代を1160年頃とすることについて異論はない。建物群の密度の低さが気になる。壇内部地区の位置づけを明確に示す必要がある。復元の考え方については、発掘などで確認できる事実を基礎にした想定(壮大な仮説)であること。ある程度大胆に考えざるを得ない。
			フィギュア人形等の設定	基成接待だけでは中心建物の儀式・儀礼の場としての意味合いが薄れる。建物内部の表現が10分の1ではかなり難しい。
			植栽計画	植栽計画が10分の1でどこまで表現できるか。
			23SB3(廻)	①屋根の板葺きは考えられるか 中枢部建物の板葺よりも仕様レベルを下げた板葺ならばありうるが、茅葺でとりあえずそろえたほうがいいと思います。 遺構平面の歪みが大きく、許容範囲を超えている。遺構を尊重するのが基本。再検討案の構造形式で遺構なりに並んだ平面で建てたら問題はない。

議題	年月日	委員会名	項目	論点
ガイダンス ジオラマ模型	令和2年8月	遺構部会(ジオラマ建物復元検討会)	31SB7(厨家)	壁は土、床は土間、煙出しあり。外観は土壁と片引きの窓。出入口は農家の戸大門はどうか、ほかに片引の出入口が数ヶ所。
			その他全体	模型全体として密度の低い散漫なものとなり繁栄ぶりが伝わらないことが致命的。遺構として確認できたもので全てではないはずなので、想定でちりばめるとすれば無色とするなど色で仕様を変えることも在り得るのでは。模型の設置高さを検討してください。上から全体を見下ろすのであれば扁平で迫力がなくなるので、地形・建物とも高さ方向を1割増しととか見え方を検討してください。
				ジオラマで表現すべき建物は、28 SB2、28 SB4、55 SX 2、そして南側の池のある庭とで構成される儀式空間と考える。55 SX 2は、儀式準備のための重要な建物と考えるべき。来客用建物は必要なかどうか。工房空間は必要。実際にはいろんな建物を想定している。
「一宇倉庫」、ジオラマ	令和2年9月	遺構部会(ジオラマ建物復元検討会)	基本設定	基準による都市形成の考え方を仮定し、平泉館の内部構成にも反映しているとすると、閉郭が重要な意味を持つ。 あらためて28SB5が、閉郭の中心（と真ん中）であって、他の建物も、池も、庭も28SB5を中心に構成されていたと考えると、よくわかるような気がする。
			建物機能及び仕様パターン	倉庫としての機能と、内部の柱の有無に閉通性はない。 板葺の建物がやや多いように感じる。冬の寒さを考慮すれば、少なくとも住まい関係の建物は茅葺の方が良い。壁も基本は土壁。手間のかかり方、防寒上からも土壁の方が有利。
	令和3年7月5日	ガイダンス部会長	ジオラマ模型	・ジオラマについての課題として、①土壇・門の存在の可能性について、②道路の取り付け方・方向について、③北側に伸びる道路が建物の軸とあっていないことと斜めに伸びることに謎感。政府周辺は道路も含めて軸のあった直線的構造ではないか。今後の研究課題。 ・中心建物の55SX2を「厨」とする場合、根拠を示すこと。
プロローグシアター	令和1年7月12日	遺構・整備・ガイダンスについて部会	「一宇倉庫」に	焼け残った倉の紹介部分。倉町遺跡の蔵と整理すること。 発掘の成果に基づいて柱の本数も合わせてやってもらいたい。
	令和3年3月	委員会書面協議		「一宇倉庫」については、「平泉館」の焼け残った唯一の遺構として、『吾妻鏡』に特記されている重要なものである。そこには、海外から輸入の宝物の数々が収められていた。それによって、平泉文化の国際性が象徴されていたことを、明確にしてほしい。→ 奥州藤原氏の平泉終末期に存在していた倉庫は、ジオラマの復元対象時期と異なるために復元していない。重要な遺構の一つであることから、遺跡の変遷を説明するパネル内で遺構とともに解説する予定。
	令和1年10月4日	委員会		「平泉館之上」のところで倉庫が表現される。文献上も非常に重要な部分なので、ジオラマにも示してほしい。 → 倉庫は軸がれており、復元模型と時期が異なることからジオラマからは外している。特徴的な建物については總括大型建物も含めて別途変遷図を用意して展示したい。
		委員会	ジオラマ模型	模型をある程度時期が確定したものにしようすると、異なる時期と推定された建物を入れるのは難しい。別の表示の形で示すことができればよい。
プロローグシアター	令和1年10月3日	委員会	プロローグシアター	平泉全盛期のイメージを語る図がない。イメージとして掲げている俯瞰図について、こんな激戦的城市になっていたのか。明確に分かっていない部分は雲をかけて隠す方法もある。分かってもらうことを優先すると図は必要で、テクニックを交えてやるしかない。
	令和3年6月11日	合同部会		戦国時代のような落ち武者が淨土を思う、という想定には謎感がある。清浄が考えた平和を願う思いとそもそも異なっている。→ 平泉の成立に係る歴史解釈に課題。冒頭の広い戦場の武者シーンの量を少なくし、武者の色合いを弱くする。
	令和3年7月1日	遺構部会長		合同部会の際の円陣復元のCGには謎感があったが、その後の進展した画像を見るとやや改善している。富島案のCGの設計図が正面図だけであり、CGデータも入手することが困難である以上、現段階で表現できるのは提示した案であり、使用するにはやむを得ない。構造上の箇所を修正したうえで進めてよい。→ 富島氏の設計図は正面図のみであり、それをもとに復元することは難しい。現在作成しているかつて平泉町が作成した「よみがえる平泉」に出ている円陣復元CG(荒木氏)をもとに現在の製作中のVFX加工を進める。

議題	年月日	委員会名	項目	論点
立石模型	令和1年10月4日	委員会	毛越寺立石	ガイドンス部会では当初の「延年の舞」は唐突ではないかという意見があつた。笠塔婆もよいのでは、という意見もあったが、実際に復元の図がないし、資料もない。
	令和1年12月13日	合同部会		延年の舞がどう考えても室町までしか遡れない。他にないので激的に立石に賛成。
インタラクティブコンテンツ(パノラマ映像)	令和3年6月11日	合同部会	パノラマ映像	<p>春と秋の金剛山に日没するところは見たい。時間短縮をお願いしたい。 →ル季節ごとや1日の時間帯ごとに時間を縮小するなどメリハリをつけたい。</p> <p>平原の季節ごとの実感を得られるよう、具体的な情報、たとえば平原の気温（東京・大阪などの気温）、暦上の彼岸の落日のカレンダーなど加えられるものについて検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四季の遷移の時間配分について検討。(遠藤) 金剛山への日没の見せ方について検討。(坂井、(鈴木調査官)) 季節ごとの「行為」に係る根拠の提示、確認。春 季節により変化する建物部位置について検討。(清水)
	令和3年7月4日	ガイダンス部会長		<ul style="list-style-type: none"> 登場人物の服装については検討すべき。季節ごとの装束の色、さらに身分の違いによる装束の色は異なるはず。 庭の猿は、本来馬を守るために銅っているはずなので馬小屋から離れた位置にいるのはおかしい。一馬小屋近くに猿の画像を移動させる。 蹴鞠の舞台設定について、ただ広場でやるのが可憐認すべき。戦国期の蹴鞠部筋の規範では、蹴鞠は鞠庭と呼ぶ方形の区画で行われ、四隅に桜・柳・楓・松の懸かり木を植える。→「年中行事絵巻」を根据として、四隅に桜・柳・楓・松の懸かり木としてその中に用行うように修正。同じ空間で寝床も他の季節にやることとしているため、手前で寝床、奥の空間で蹴鞠をしているという風に位置を変更して修正。
	令和3年7月19日	個別指導 赤澤真理(大妻女子大学専任講師)、伊永陽子(武庫川女子大学助教)、森田直美(人間文化研究機構国文学研究資料館研究員)	パノラマ映像 (1) 秋・冬の色彩について	(1) 衣装の色について…春と夏は、そのままの色目で良いが、秋と冬は、参考色票の秋。冬または通年の色で塗りなおした方がよい。すこしそれど、直衣などの色は年齢を経るに従い薄くなる。濃色または二藍の色の濃い色を使えば間違はない。季節問わず、指貫(下袴)は濃い色で構わない。
			(2) 身分による装束の色使いについて。	(2) 建物内で下働きをしている商人と思われる人物は、裏手から入るのが鉄則。表側には出てこない。また、上下とも白い狩衣とすること。水干姿(桶で肥を運ぶ人等身分の低い人など)の人たちの足元はこの時代はたいていがわらじであり、ぞうりはほとんど履かれていない。
	令和3年7月19日	個別指導	(3) 女性の描き方について	(3) 女性の服装について ・池周辺を散策する4人の女性は、「衣かげき」(薄い着物を頭からかぶる)にすること。女性の着物の裾が短く室町風。足元が見えないくらいの長さの着物にすること。 ・建物の中の女性は髪を束ねず、ただ長く垂らす風にすること。また扇子で顔を隠すこと。
			(4) 御座の色彩について	(4) 御座の色 参考色票の「常盤色」が良い。柄は木香柄が適当。
			(5) 建物の斗構について	(5) 中心建物の屋根の斗構(折形の組物)は、「舟肘木」といわれる形式の木組みとする。
			(6) 前庭部の蹴鞠を行なう空間について	(6) 蹴鞠の空間については年中行事絵巻では松桜楓の4本の木を境界として行なっている。 斎宮でも蹴鞠空間を杭によって復元しているが10m四方程度のあまり広くない範囲。
モニタードビック	令和3年6月11日	合同部会	奥州藤原氏トビックモニター(まんがアニメ) 奥州藤原氏4代)	<ul style="list-style-type: none"> 人物の年齢描写について要修正。(基成と義経) 泰衡説教時の場面については要検討。(齊藤) 基衡と信夫庄季春との関係、及び秀衡と佐藤兄弟との関係の表現検討 その他、小道具類の表現等について、修正を要するものあり <p>「明かり障子」は室町期からの出現。板戸等に変更したほうがよい。</p>
マップビングエクション	令和3年7月4日	ガイダンス部会長	「仏國土(淨土)」プロジェクトマッピング	代ごとに寺院が建立され、全体像が増えていくといふところはよい。同様に道路も画像に残した方がより藤原氏の都市づくりの意識が分かりやすくなる。

イ 主な検討内容【建造物等の復元について】

1. 中心建物の再検討について

「H14 基本計画」では、堀内部地区の政府（居館）としての空間的な理解を深めるため、建物を実物大の復元を含めて表現する方針を示した。その後「H15 実施計画」において、復元対象とする遺構は建物遺構の変遷時期や役割を検討した上で、中心建物（28SB2・28SB4）、堅穴造構（55SX2）、厩（23SB3）の4棟が選定された。平成22(2010)年度には、これらの建物を模型とCGで表現し、柳之御所資料館内で展示・放映を行ってきた。

平泉世界遺産ガイダンスセンターの計画が具体化したことにより、整備委員会内で建物復元再検討の意見が挙がった。旧復元案は、中心建物の建設時期に比定される平安時代末期の京都における貴族住宅の形式である寝殿造に基づいて検討されたものである。しかし中心建物の28SB2、28SB4の配置は寝殿造の原則とは異なっており、また京都における平安末期の寝殿造は礎石建であったのに対し、これらは掘立柱構造であることから必ずしも寝殿造風の建物ではなかつた可能性が高いことが指摘された。そこで、今回は改めて平泉にある柳之御所跡の中心建物群として、より地域性を活かした在地風の建物を検討するに到つた。

今回、ガイダンスセンターのジオラマ展示にかかる建物復元について、指導委員会遺構部会で検討を進めたが、この成果については、今後の中心建物の野外での復元に向け活かされる資料であり、史跡公園全体の整備の議論の一環として進めたものである。

2. 各建物の復元案

(1) 中心建物 28SB2

28SB2は、28SB4よりも柱間寸法が若干広く、より格式の高い建物であったと推定して検討を行つた。屋根は入母屋で薄板による棚葺とした。壁は、発掘調査で確認された建物関係の遺物を改めて確認し、白土と思われる遺物が確認されたことから、白土の真壁とした。建具は蔀戸を主とした。

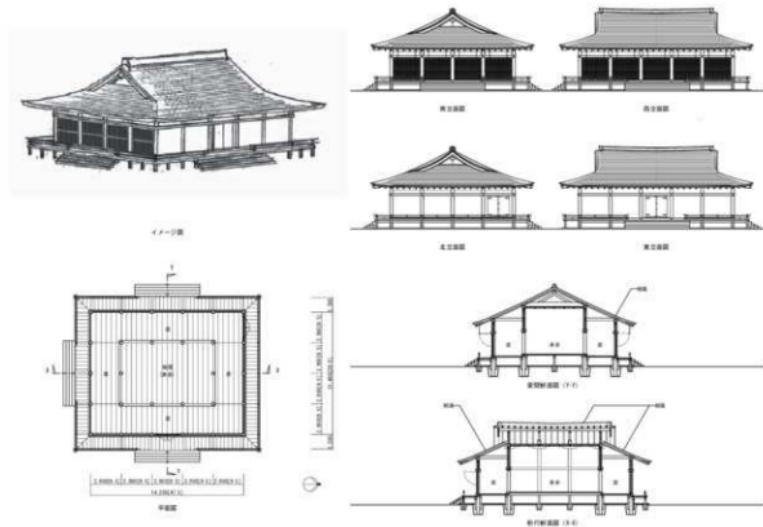


図3-20 28SB2 復元検討図

(2) 中心建物 28SB4

28SB4は、在地的な武家の儀式空間として土着的な要素を加えて検討を行った。屋根は、母屋は入母屋風の茅葺とし、入母屋風の形状を選択した理由としては、周辺建物との差別化を図るためにもある。庇は棚葺とした。壁は中塗り仕上げの大壁とした。建具は妻戸を主とした。

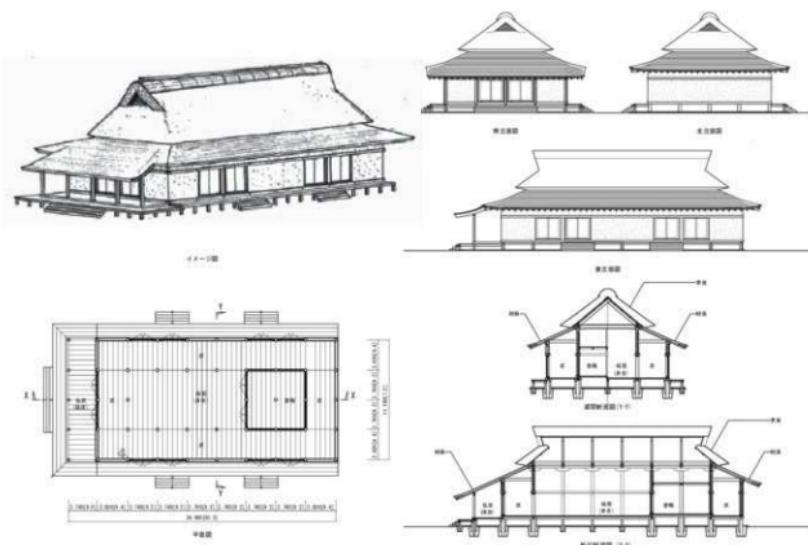


図 3-21 28SB4 復元検討図

(3) 積穴遺構 55SX2

55SX2は遺構の解釈が難解であったことから、前回のCG検討では復元図は作成しなかったが、中心建物の検討に伴って、現在の情報から復元図を作成することになった。

■検討の考え方

- ①遺構図から北側と東側の張り出し部分は、増築された範囲と想定した。
 - ・北側と東側の張り出し部分の堀穴に不連続な形状が見られる。
 - ・北側の張り出し部分の床レベルは高が異なる。中央部（張り出し以外）より45cm程度高い。
 - ・東側の張り出し部分は西端に2つの柱跡が接する箇所が2ヶ所ある。穴形状から接する2つの柱跡は時期のものでない可能性も考えられる。
- ②建物形状の検討
 - ①の最初に張り出し部分を除いた形状（径の大きな4本の中心柱+12本の側柱+南北の2本柱）を当初の建物範囲で、北側と東側の張り出し部分は増築部と想定した。
<中央部>
 - ・屋根：側柱と堀穴の間隔は南面だけが他に比べて大きいが、4本の中心柱から周堤に向

けて垂木を架ける入母屋造り（勾配は異なる）。北側の張り出し部分は寄棟又は入母屋造り考える。

- ・出入口：南面の中央と想定。出入口の形態は堀穴と柱の位置関係から屋根の南面の勾配を一部変える形で設けたものを想定。

<張り出し部分>

- ・北側：柱の北面半分が堀穴に埋まった状態から判断して、屋根は当初寄棟又は入母屋造りであったものを、増築に伴い切妻造りにしたものと想定。
- ・東側：堀穴と柱の関係から寄棟又は入母屋造り。採光を考慮して入母屋造りと想定。

③復元地盤面の高さ設定

- ・中央部の堀穴床レベル：堅穴周辺の遺構面-70 cmで想定。
- ・復元地盤面の高さ：「復元地盤面の高さ」と「中央部の堀穴床レベル」の高低差の中に「北側の張り出し部分の床レベル」があったものと想定。
 $\Rightarrow 45 \text{ cm} \times 2 = 90 \text{ cm}$ (中央部の堀穴床レベル+90 cm=堅穴周辺の遺構面+20 cm)

④建物の北ある溝について

- ・遺構図（参考）：柱穴が確認できる遺構部との比較
- ・板塀以外の可能性：幅や深さの寸法が小さい場合⇒排水溝、壁溝

⑤建物機能の可能性について

建物機能については、建築検討部会内でアイデンティティー（蝦夷）の象徴、儀式の場、物見台等の意見が挙がったが、増築の痕跡があり、まとまった形での大量のかわらけが確認されていることから、保管庫の機能も兼ねていると考えられる。

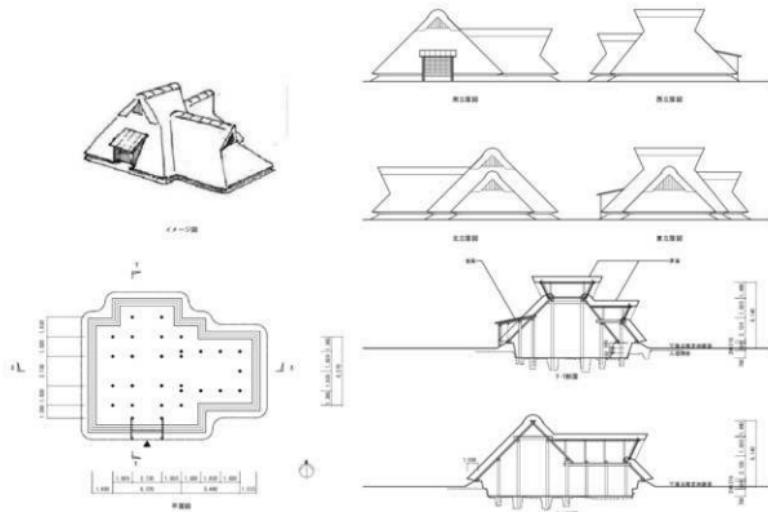


図 3-22 55SX2 復元検討図

(4) 随身所 23SB2

23SB2は廻で囲まれた区画内の東門があると推定される付近に位置していること、南側にある23SB3を廄と想定したことから、随身が控える場とした。屋根は茅葺の切妻とし、床張りは行わなかった。北・西・南の壁をなくし、東側は横板の壁で見張り窓として横連子を取り付けた。なお、CG案では東門の内側に目隠し廄を付けたが、門を設置した場合に位置が近すぎることから、今回は表現しなかった。

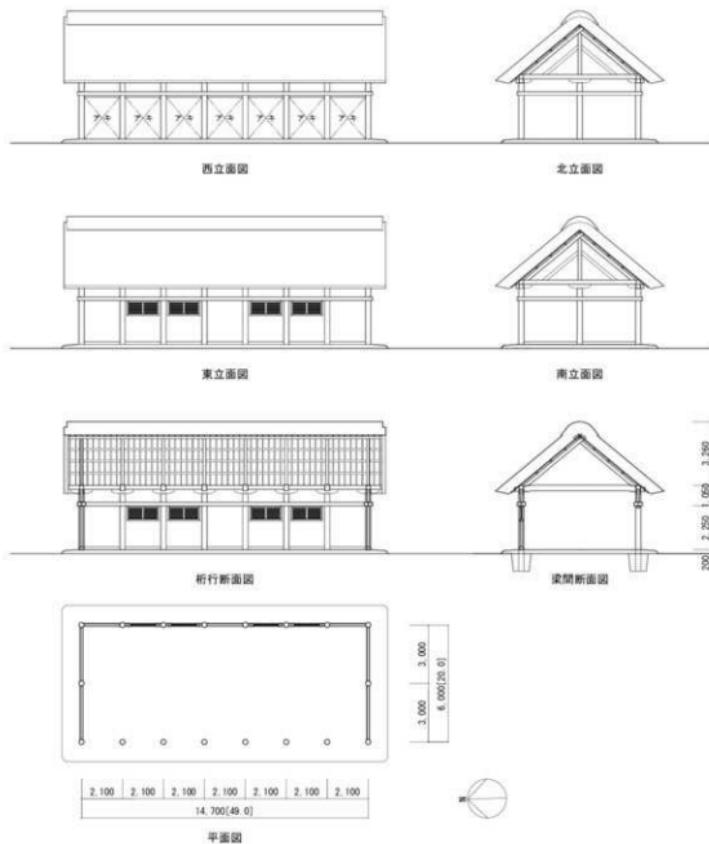


図 3-23 23SB2 復元検討図

(5) 檐 23SB3

23SB3は塀で囲まれた区画の東南に位置し、遺構形状が細かく空間を仕切るように柱が廃された細長い平面形状であることから「厩」と想定した。前回CG案から大きな変更は無く、壁は縦板よりも平易に作ることができる横板の壁とした。屋根は簡素な板葺きとした。

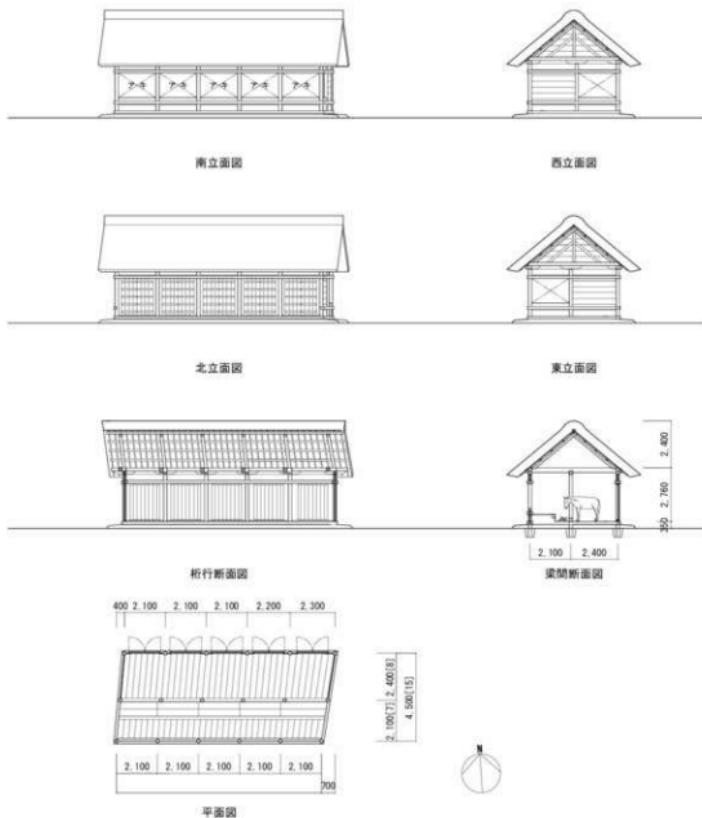


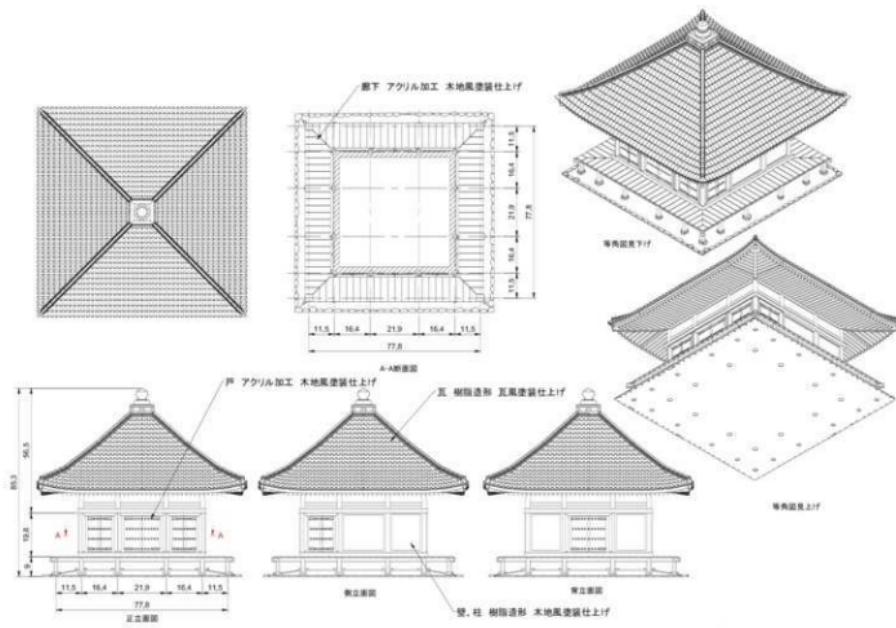
図 3-24 23SB3 復元検討図

(6) 持仏堂

遺構としては確認されていないが、池西側で一定量の廃棄された瓦が確認されていることからジオラマ造形において瓦葺建物の持仏堂を設定した。※上原論文（2001）に依拠し池西側に持仏堂建物を想定したもの。（指導委員会においては園池整備の段階で持仏堂の存在について議論はされたが、不明確な部分が多く、遺構表示は行っていない。）

持仏堂の造形の設定としては以下の通りとしている。

- ・規模は金色堂と同等程度の礎石建物（基壇なし）とする。
- ・屋根は純瓦葺、堂の色は朱をメインにしたもので想定した。※池西側の堀区画を再検討



制作：㈱丹青社、ゴトーエンジニアリング（玄翁堂）

図 3-25 持仏堂復元検討図

(6) 施設整備事業費

ア 事業費

平泉世界遺産ガイダンスセンターは、国宝重要文化財等保存整備費補助金「歴史活き活き！史跡等総合整備事業」(以下「国庫補助金」という。)を財源として、下記事業費のとおり整備した。

(単位：千円)

区分	事業費	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建物基本・実施設計	66,430	66,430			
展示基本・実施設計	54,718	19,518	35,200		
既存施設撤去	17,045	0	17,045		
建設工事	1,303,395		89,271	1,043,688	170,436
建築工事	863,239		86,230	663,976	113,033
電気設備工事	151,452		0	131,768	19,684
機械設備工事	255,904		0	222,644	33,260
工事監理	32,800		3,041	25,300	4,459
展示製作	695,847			201,300	494,547
合計	2,137,435	85,948	141,516	1,244,988	664,983
国庫補助額	293,808	14,690	31,983	233,202	13,933

※令和3年度は、見込みであること。

イ 助け対象

国庫補助金については、柳之御所遺跡のガイダンス部分が全体に占める割合で案分した額を補助対象事業費としている。

〔建設工事面積割合（対象、対象外区分表）〕

諸室	建築面積 (m ²)	対象
(共用部分)		
風除室、エントランスホール、受付カウンタ、事務室、西側風除室、廊下（公開部分）		
(柳之御所遺跡ガイダンス部分)		
常設展示室（柳之御所）、常設展示室出口、企画展示室、展示準備室、体験・展望スペース、体験学習室、図書コーナー、サポートースペース、閉架書庫、倉庫（体験学習室用）、来館者カウンター、トイレ前廊下、授乳室、多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ、展示室用機械室、図書コーナーEXP、J壁内、体験・展望スペースEXP、J壁内	997.55 (43.03%)	補助対象
(その他世界遺産ガイダンス部分)		
調査・研究室、研究室、書庫・図面庫、一時保管室、収蔵庫、荷解室・搬入口、常設展示室（世界遺産）、常設展示室入口、エントランスホール、共用部分ほか	1320.21 (56.97%)	補助対象外
合計	2317.76	

〔展示制作面積割合（対象、対象外区分表）〕

諸室	建築面積 (m ²)	対象
(柳之御所遺跡ガイダンス部分)		
常設展示室（柳之御所）、常設展示室出口、企画展示室、体験・展望スペース、図書コーナー、サポートースペース	635.34 (63.12%)	補助対象
(その他世界遺産ガイダンス部分)		
常設展示室（世界遺産）、常設展示室入口、エントランスホール、受付カウンターほか	371.21 (36.88%)	補助対象外
合計	1006.55	

(7) 令和3年度の実施事業

ア 企画展

(ア) 開館記念企画展

『奥州藤原氏が観た東方淨瑠璃世界 一赤沢七仏薬師一』

期間：令和3年11月20日（土）～令和4年2月13日（日）

展示解説会：11/23（参加者18名）、1/15（参加者18名）、2/12

(イ) テーマ展

『縄文・平泉・明治日本～岩手の3つの世界遺産～（仮）』

期間：令和4年3月中旬～令和4年5月中旬

イ 講座・セミナー等

(ア) 平泉学講座

『奥州藤原氏と早池峰信仰』

講師：ガイダンスセンター職員

期日：令和3年12月18日（土）（参加者25名）

(イ) 特別講座

『発掘調査が明らかにした「平泉の文化遺産」』

講師：相原康二氏（えさし郷土文化館館長）

期日：令和4年1月23日（日）（参加者20名）

(ウ) 学芸セミナー

・『柳之御所遺跡の除外』

講師：ガイダンスセンター学芸員

期日：令和4年2月27日（日）

・『平泉館と金鶴山』

講師：ガイダンスセンター学芸員

期日：令和4年3月21日（月）

ウ 体験教室

かわらけをつくろう [12/19（参加者17名）、2/20（参加者12名）]

かわらけに絵をかこう [1/16（参加者17名）、3/20]

指導：ガイダンスセンター学芸員、解説員

エ 発掘調査・平泉学研究等

(ア) 第2回平泉学研究会〔令和4年2月5日（土）〕

岩手県教育委員会等との共催

(イ) 第2回平泉学フォーラム〔令和4年2月6日（日）〕

オンラインによる開催、岩手県教育委員会等との共催

(ウ) 平泉文化セミナー第62回例会〔令和4年3月9日（水）〕

(エ) 柳之御所遺跡第83次発掘調査〔令和4年3月31日（木）まで〕

(オ) 柳之御所史跡公園解説〔令和4年3月中旬以降随時〕

IV 今後の課題

(1) 遺跡の整備・調査について

平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館と併せて、柳之御所史跡公園の堀内部地区南端部の整備工事を令和3年12月15日に完了し、令和4年1月から園路、連絡階段等の一般供用を開始した。今後もガイダンスセンター内の展示及び史跡公園の公開を一体的に進めることで、より一層平泉文化の普及に努めていきたい。

平成14年度に策定した「柳之御所遺跡整備基本計画」でⅠ期整備と位置づけた堀内部地区的史跡公園整備は今年度で一区切りを迎える。本報告書の刊行に至ったが、園池周辺に広がる中心建物をはじめとした復元については、今後も平泉遺跡群調査整備指導委員会で協議をいただき、整備の在り方について検討を進めていく。

また堀外部整備については令和4年度から基本設計の作成を開始していく計画である。堀外部地区の整備の在り方や、そのための調査の進め方について、過去の平泉町の調査の成果も併せて精査を進めていく必要がある。整備のための基本データを収集し、研究・精査を進めていくことが平泉世界遺産ガイダンスセンターの役割の一つでもある。その過程から得た新たな研究成果について今後も平泉遺跡群調査整備指導委員会で協議し、方向性について御教示いただきながら進めていきたい。

(2) 平泉世界遺産ガイダンスセンターの展示と今後の役割

常設展示における世界遺産既登録のOUVの理解を進めるためには、改善の余地がある。小学生や外国人が、浄土思想や浄土を表した建築について理解できるためのプログラムが必要である。

今回の展示において、遺構の存在を推測はされながらも展示表現してこなかった部分がある。今後も調査研究を進め、その研究成果をガイダンス展示に反映させ、リニューアルを図っていくことが迫られる。

ガイダンスセンターは、令和5年度から管理運営、ガイダンス事業、展示・情報発信事業、体験・学習事業について指定管理者制度を導入する方針としている。収蔵・保存管理事業、調査研究・情報集積事業の柳之御所遺跡の発掘調査関連業務は、平泉の拡張登録に向けて県が直営で実施していることから、引き続き直営で実施する。

最後に、史跡公園は岩手県が管理し公開するものであるが、遺跡は地域の方の支援によって支えられてきたものである。本遺跡を含む周辺の保存、活用が進展するためにはこれらの地域の方々の理解と支援が不可欠なものであり、より一層公開の場を設けるなど進めていく必要があると考えている。



汚物廃棄穴模型作成状況



汚物廃棄穴整備完了状況



工場での製作状況確認



井戸跡造模整備内部



井戸跡造模整備完了状況



廃棄穴模型作成状況



廃棄穴整備完了状況（遠景）



廃棄穴整備完了状況（内部）



造成状況



張芝完了状況



外側の縦表示（小舗石）



外側の粗整備完成状況



園路丁張設置状況



園路造成状況



園路路盤完了状況



舗装敷設状況



解説板土台設置状況



案内板設置状況



小型解説板土台設置状況



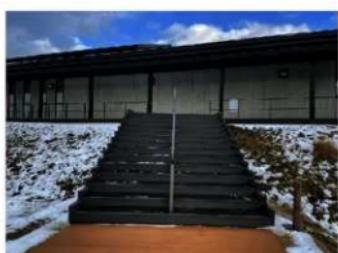
小型解説板設置完成状況



接続階段設置状況1



接続階段設置状況2



接続階段設置完成状況（公園側から）



接続階段設置完成状況（ガイダンス側から）



試験施工実施状況 1



試験施工実施状況 2



試験施工実施状況 3



試験施工経過確認 (6か月後)



植栽工実施状況 1



植栽工実施状況 2



委員会開催状況



委員会開催状況 現地指導



体験展望スペース①



体験展望スペース②



体験展望展示



体験学習室①



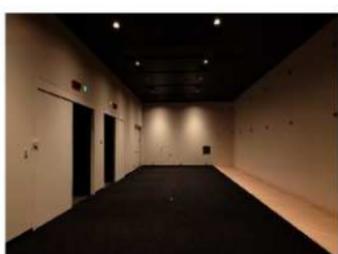
常設展示室（平泉の世界）



常設展示室（柳之御所跡）



玄関



企画展示室



佛教の伝来



プロローグシアター



平泉の世界



柳之御所遺跡と奥州藤原氏 平泉館



柳之御所遺跡と奥州藤原氏 出土資料①



柳之御所遺跡と奥州藤原氏 出土資料②



柳之御所閣と奥州藤原氏



全面展示



一時保管室



特別収蔵庫



多機能トイレ



女子トイレ



男子トイレ



一般収蔵庫



資料室



テッキ

付属資料

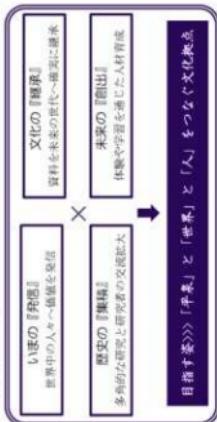
ガイダンス施設（仮称）整備基本構想概要版
展示製作物一覧表
柳之御所史跡公園条例
柳之御所史跡公園条例施行規則
平泉世界遺産ガイダンスセンター条例
平泉世界遺産ガイダンスセンター施行規則
平泉遺跡群調査整備指導委員会設置要綱

第1章 設備の目的的基本方針 (P1~P10)

- 1 整備の目的
 (平泉の文化遺産)の世界遺産登録と平泉をめぐる歴史的・文化的な要素を保護する。
 >我がが時代の歴史をへぐるかがそとの必要な財産
 極めて御所の歴史が伝えるものや世界遺産登録の流れをもつて、
 >歴史的な価値と大きな魅力にこだわる。
- 「平泉の文化遺産」の価値を「次世代に継承し守る」
 ●「平泉の文化遺産」の活用をとおして「新たな価値を創造する」

「平泉の文化遺産」を総合的にとらえて
 “包括的・総合的に施設を整備する”
 “包括的・総合的に施設を整備する”

第3章 施設の整備計画 (P13~P21)



第4章 基本的構成方針 (P22~P23)

- 1 基本的構成
 施設設備にあたって、次の事項に配慮する。
- 「平泉の文化遺産」を体感する施設
 - 桜の御所史料館と一体化した施設
 - 重要な歴史資料・研究成果を継承する施設
 - 更新性・汎用性の高い施設
 - 周辺環境と調和する施設
 - あらゆる人に優しい施設
 - 運営効率を意識する施設
 - 災害・事故のリスクに備える施設
 - 道の駅平泉と連携する施設
 - 近隣施設とのスマートな動線を考慮した施設

第5章 展示・収蔵の構成イメージ (P24~25)



第2章 導入機能の設計と機能の方向性 (P11~12)

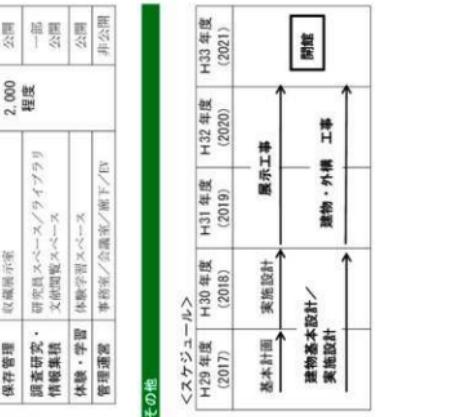


図 1 ガイダンス施設 (仮称) 整備基本構成根拠表

展示制作物一覧表

(ア) 平泉インフォメーション

表付-1 展示制作物一覧表

項目		素材 / 仕様等
展示 造作工事	D1-1_ ユニバーサル対応カウンター	木軸組合板下地珪化粧板仕上 / 天板 : 人工大理石仕上
	D1-2_ ショップカウンター	木軸組合板下地珪化粧板仕上 / 天板人工大理石仕上 / 跳ね上げゲート扉
	D1-3_ ディスプレイ棚	木軸組合板下地珪化粧板仕上
	D1-4_ 商品棚 W950 型	木軸組合板下地珪化粧板仕上 / 可動棚 / 下部ストッカ
	D1-4_ 商品棚 W890 型	木軸組合板下地珪化粧板仕上 / 可動棚 / 下部ストッカ
	D1-4_ 商品棚 コーナー型	木軸組合板下地珪化粧板仕上 / 可動棚 / 下部ストッカ
	D1-5_ アイランド什器	木軸組合板下地珪化粧板仕上 / 天板脚 : ST 丸バイア加工 A-BE / キャスター、アジャスター
	D1-6a_ カウンターテーブル	ST 軸組合板下地珪化粧板仕上
	D1-7_ 書棚	木軸組合板下地珪化粧板仕上
	D1-8_ 作業台	木製下地化粧板仕上
グラ フ ツ ク	D1-9_ 一般書架	木製下地珪化粧板仕上 / ティスマレ(棚透明アクリル板)-2箇所
	D1-9_ 専門書架	木製下地珪化粧板仕上 / ティスマレ(棚透明アクリル板)-3箇所
	D1-10_ 作業台	木製下地化粧板仕上 / 補強材 : ST 丸バイア加工 A-BE
	D1-6b_ カウンターテーブル / ディスプレイテーブル	ST 軸組合板下地化粧板仕上 / 脚 : ST 加工 A-BE
	D1-11_ デジタルサイネージ	ST 加工 A-BE
	D1-12_ 未来へつなぐ世界遺産壁面展示	ST+LGS 軸組 GB-Rt12.5 下地 EP / ガラス扉 3 箇所 : t8 透明フロートガラス飛散防止ガラス貼 / ケース内部ガラス仕上 / 木製傾斜展示台
	D1-13_ カウンターバック壁面パネル	木軸組合板下地塗装仕上
	G01-1_ 平泉全体航空写真	UV印刷、カット加工、表面加工 / タイプナンバリング
	G01-2_ 世界遺産とは	DP フィルム出力 / t2 透明マットアクリル / イット加工
	DG01-3_ 世界遺産の歩み	DP フィルム出力 / t2 透明マットアクリル / イット加工
映像音響機器 ソ フ ト	G01-4_ 県内の世界遺産	DP フィルム出力 / t2 透明マットアクリル / イット加工
	G01-5_ ライブラリーサイン	t5アクリル切り文字加工費（塗装、ストット加工）
	G01-6_ 総合案内	t5アクリル切り文字加工費（塗装、ストット加工）
	G01-7_ 触地図	UV印刷加工
	G01-8_ インフォメーションサイン	t5アクリル切り文字加工費（塗装、ストット加工） 天地 2200 × 1 文字、天地 100 × 11 文字
	AV-1_ デジタルサイネージ	50V型サイネージモニター / 壁掛金具 / USBメモリー 16GB / USB2.0 ケーブル / 画面デザイン・制作
	AV-2_ 県内の世界遺産	21.5型タッチディスプレイ / 壁掛金具 / エンベデッドPC / 企画 / 構成 / 撮影（ドローン撮影（釜石橋野鉄筋橋山・御所野遺跡）） / 素材借用料（写真等） / CG制作

(イ) プロローグ

項目		素材 / 仕様等
展示造作工事	D3-1_ 自立壁面	ST+LGS 軸組 GB-Rt9.5+12.5EP+DP 出力シート貼 / t=2巾木
	D3-2_ 平泉の世界 壁面造作(直線部)	LGS 軸組 GB-Rt12.5、ST+LGS 軸組織維混入石膏板 t6+6
	D3-2_ 平泉の世界 カット造作	木軸組曲げ合板下地珪化粧板仕上
	D3-2_ 平泉の世界 アリカバー	t5 透明アリカバー / 木軸組合板カバ貼り仕上
	D3-2_ 平泉の世界 タツバ カーニー	ST 加工 A-BE/t8 Tツバフレーム加工
	D3-2_ 平泉の世界 傾斜下がり壁	ST 軸組織維混入せっこう板 t6EP
	D3-3_ 地形模型ステージ	木製下地珪化粧板仕上
グラフィック	D3-4_ プロジェクター天井取付	ST 加工 SOP
	D3-5_ 天井螺旋パネル	ST 加工 A-BE
	D3-6_ 供養顕模型 内照式展示台	ST 加工 UE/t8 透明アクリル+DP 出力シート / ベース t8+t8 透明ゴート強化加工乳半シート合わせガラス
映像音響機器／ソフト映像音響	AV-2_ 県内の世界遺産	21.5型タッチディスプレイ / 壁掛け金具 / エンベデッドPC
	AV-3_ プロローグシアター	4K レーザー液晶プロジェクター / ゼロオフセット超短焦点レンズ / 4K レーザー液晶プロジェクター / 超短焦点レンズ / 液晶プロジェクター 天吊金具 / プロジェクター取付ベース / メディアプレーヤー /マイクロSDHCカード(16GB) / エッジブレンディングプロセッサー / エッジブレンディングプロセッサー / レイヤー2スイッチ / ラックマウントキット / HDMI信号同軸延長器 / 送信器 / ラックマウント金具 / パワーアンプ /スピーカー / 年間プログラムタイマー / パワーディストリビューター / I/Oコントローラ / コンテンツ切替スイッチ + ブレード / サーバーラック 映像制作：ディレクション /企画 /構成 /編集 /選曲 /音効 / MAスタジオ / オーサリング / 翻訳料 CG形状制作：平泉全体の景観（鳥瞰用） 中尊寺：平泉一帯 / 奥大道 / 等 / 笠卒塔婆 / 一基の塔（俯瞰用）/二階大堂（俯瞰用）/本堂 / 金色堂 / 金色堂内観 / 建物景観一式 観自在王院：建物景観一式 無量光院：建物景観一式 金剛山：経塚 / 山道 / 等 柳之御所遺跡：建物景観一式 / 駒形山の桜 CG映像制作：カメラ設定 / ライティング設定 / ディテール調整 / レンダリング設定 / コンポジット

(ウ) 平泉の世界

項目		素材 / 仕様等
展示 造 作 工 事	D3-1_ 自立壁面	ST+LGS 軸組 GB-Rt9.5+12.5EP+DP 出力シート貼 / ピニタ巾木
	D3-2_ 平泉の世界 壁面造作(直線部)	LGS 軸組 GB-Rt12.5、ST+LGS 軸組織維混入石膏板 t6+6
	D3-2_ 平泉の世界 カンタ造作	木軸組曲げ合板下地ラミ化粧板仕上
	D3-2_ 平泉の世界 アクリルバー	t5 透明アクリルバー / 木軸組合板カス貼り仕上
	D3-2_ 平泉の世界 タチバナモニター	ST 加工 A-BE/t8 77%フレーム加工
	D3-2_ 平泉の世界 傾斜下がり壁	ST 軸組織維混入せつこう板 t6EP
	D3-3_ 地形模型ステージ	木製下地ラミ化粧板仕上
	D3-4_ プロジェクター天井取付	ST 加工 SOP
グラ フ イ ック	D3-5_ 天井螺旋バネル	ST 加工 A-BE
	D3-6_ 供養額文模型 内照式展示台	ST 加工 UE/t8 透明アクリル+DP 出力シート / ベース t8+t8 透明アート強化加工乳半シーラー設
	D3-7_ インクラクティブモニター壁面	ST+LGS 軸組 GB-Rt9.5+12.5EP/ ピニタ巾木 / ラミ扉 / モニタ取付補強
	D3-7_ グラフィックバネル	木製下地ラミ化粧板仕上
	D3-8_ 床見切り	SUS-HL
	G02-1_ コーナーサイン	タボリ出力 (カム軽減、上下袋加工)
	G02-2_ 旅する僧	ラミート加工、マジネット / 自立金物、点字解説用開口 / t2 ボリタワット加工、UV 点字加工費
	G02-3_ テーマサイン	t5 77%切り文字加工費 (塗装、マット加工)
模 型 造 型	G02-4_ 仏教伝来ルートマップ	塗ビタッカ、ラミネット加工
	G02-5_ 仏教年表	塗ビタッカ、ラミネット加工
	G02-6_ テーマサイン	t5 77%切り文字加工費 (塗装、マット加工)
	G03-4_ 東福山グラフィック	G03-4_ 東福山グラフィック
	G03-15_ 供養額文テーブルイラスト	内照用乳半フレーム、ラミネット加工
	G03-16_ 供養額文グラフィック	トピカル生地、上下マジネット加工費
	G03-17_ 毛越寺池中立石グラフィック	普通紙、ラミート加工
	G03-19_ 世界遺産登録資産マップ	塗ビタッカ、ラミネット加工、巻き込み / t30 木フランクハル加工費
映 像 音 響 機 器 / ソ フ ト	G03-20_ 平泉はなぜ世界遺産なのか	塗ビタッカ、ラミネット加工、巻き込み / t30 木フランクハル加工費
	G03-22_ 奥州藤原氏絵巻	塗ビタッカ、ラミネット加工、巻き込み
	M-1_ 平泉地形模型	模型基台製作 : 木軸合板下地側面塗装仕上げ 地形製作 : 地形データ作成 / 硬質カツ成型 / スレス成型 / 単色白塗装仕上げ
	M-2_ 触れるグラフィック	地形バネル (4種) : 原型製作 / 型取り / FRP 成型 / 色分け塗装仕上げ 連谷窟遺跡バネル : 原型製作 / 型取り / FRP 成型 / 単色塗装仕上げ
	M-3_ 中尊寺鐘楼模型	鐘 : 原型製作 / 樹脂成型 / 彩色仕上げ 鐘楼 : 透明アクリル組 / 部分塗装
	M-4_ 毛越寺池中立石	原型製作 / 型取り / FRP 成型 / 塗装仕上げ / 取付金物
	AV-4_ 仏国土・平泉を眺める	4K レーザー液晶プロジェクター / 超短焦点レンズ / 液晶プロジェクター 天吊金具 / プロジェクター取付ベース / メディアプレーヤー / マイクロ SDHC カード / GPIO コネクタ スピーカー / コントローラー / スピーカー / パワーアンプ / ラックマウントキット / HDMI 信号同軸延長器 送信器 / ラックマウント金具 / パワーディスクリビューター / EIA ラック 映像制作 : 企画 / 構成 / 編集 / 選曲 / 音効 / MA スタジオ / ナレーター / オーサリング / 翻訳 / CG 映像制作 / マッピング用 CG 側調整 3
	AV-5_ 仏国土の世界タッチモニター	321.5型タッチディスプレイ / 壁掛金具 / エンベデッド PC パワーアンプ / スピーカー 映像制作 : 企画 / 構成 / 撮影、ドローン撮影 (一関市・奥州市・平泉町) / 材料借用料 (写真等) / CG 制作 / 選曲 / 音効 / 翻訳料 / 編集
	AV-6_ 供養額文 鐘の音	人感センサー / メディアプレーヤー / マイクロ SDHC カード / パワーアンプ / スピーカー 鐘の音収録 / 編集加工

(エ) 柳之御所遺跡と奥州藤原氏

項目		素材 / 仕様等
D4-1_ バノラマイラストスクリーン	ST+LGS 軸組 GB-Rt12.5/ 下地まで見付 ST 加工 A-BE	
D4-1_ バノラマイラストスクリーン	ST+LGS 軸組 GB-Rt12.5 下地まで	
D4-1_ バノラマイラストスクリーン	ST+LGS 下地組織維混入石膏板 t6+6 下地まで	
D4-2_ 模型展示台	木軸組合板下地 UE/t10 透明コートガラス曲げ加工飛散防止ガラス貼	
D4-3_ バノラマイラスト PJ 天井取付金具	天吊り補強金物	
D4-4_ トピックモニター壁面	LGS 軸組 GB-Rt9.5+12.5EP/ ピュタウル木 / 機器パネル用木製パネル	
D4-4_ トピックモニターメンテナンス扉	三方枠 ST, PL 加工 A-BE/LSD 化粧パネル仕上 / 開口補強含む	
D4-5_ 馬ステージ / グラフィックテーブル	木軸組合板下地ガラス化粧板仕上 / ST 加工 A-BE	
D4-11_ アクリルケース	フレーム ST 加工 A-BE/t5 透明ガラスパネル	
D4-12_ 壁面造作 (両面仕上げ / 片面仕上げ)	ST+LGS 軸組 GB-Rt9.5+12.5EP/ ピュタウル木	
D4-13_ 壁面造作 (R壁面片面仕上げ)	ST+LGS 下地組織維混入石膏板 t6+6/ ピュタウル木	
D4-14_ 作業台	木製下地ガラス化粧板仕上	
D4-15_ 壁面造作 (両面仕上げ)	ST+LGS 軸組 GB-Rt9.5+12.5EP/ ピュタウル木	
D4-16_ グラフィック用変形パネル	木軸組合板下地化粧板仕上	
展示ケース	D4-5_ 観きケース (ノンエアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 構造用合板、人工木材下地 / 布カス貼り / 電動昇降式 / 開口 H350 / 重量キスター / アダスター / ガラス5面: 8t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
	D4-6_ 壁面ケース (ノンエアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 調湿 BOX / 構造用合板、人工木材下地 / アルミシート貼り / 布カス貼り / 開口横引き 1 箇所 / 10t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / 熱切: 5t フロントガラス / ベースガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
展示ケース	D4-7_ 壁面ケース (エアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 構造用合板、人工木材下地 / アルミシート貼り / 布カス貼り / 開口横引き 1 箇所 / 10t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / 熱切: 5t フロントガラス / ベースガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
	D4-8_ 観きケース (エアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 調湿 BOX / 構造用合板、人工木材下地 / 布カス貼り / 電動昇降式 / 開口 H350 / 重量キスター / アダスター / ガラス5面: 8t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
展示ケース	D4-8_ 観きケース (ノンエアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 調湿 BOX / 構造用合板、人工木材下地 / 布カス貼り / 電動昇降式 / 開口 H350 / 重量キスター / アダスター / ガラス5面: 8t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
	D4-9_ 観きケース (エアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 構造用合板、人工木材下地 / 布カス貼り / 電動昇降式 / 開口 H350 / 重量キスター / アダスター / ガラス5面: 8t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
展示ケース	D4-10_ 観きケース (エアタイト)	本体: スチール加工 A-BE / 調湿 BOX / 構造用合板、人工木材下地 / 布カス貼り / 電動昇降式 / 開口 H350 / 重量キスター / アダスター / ガラス5面: 8t 高透過ガラス / 低反射ガラス貼り / グラフィック天板: 木軸組化粧板仕上げ
	G4-4_ 見どころのぞき窓	塩ビタック、ラミネート加工
グラブイブリック	G4-5_ 見どころガイド	PP フィルム出力
	G4-5-2_ 復元根拠紹介	普通紙、アクリル用グロス仕上加工
グラブイブリック	G4-6_ 平泉館の建物変遷	普通紙、アクリル用グロス仕上加工
	G4-7_ 「平泉館」バノラマイラスト	塩ビタック、ラミネート加工
グラブイブリック	G4-9_ 遺構解説	塩ビタック、ラミネート加工
	G4-11_ 奥州藤原氏の支配領域・関連資産	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
グラブイブリック	G4-12_ 奥州藤原氏の繁栄	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
	G4-13_ 繁栄を支えた交易	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
グラブイブリック	G4-14_ トピックモニター背面グラフィック	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み
	G4-15_ 奥州藤原氏交易マップ	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
グラブイブリック	G4-16_ 宋版一切経	和紙素材、色調整パネル等
	G4-17_ 金銀字一切経	和紙素材、色調整パネル等
グラブイブリック	G4-19_ 儀式カテゴリーサイン	普通紙、アクリル用グロス仕上加工
	G4-20_ 儀式シーンイメージ・解説	普通紙、アクリル用グロス仕上加工
グラブイブリック	G4-21_ 政務カテゴリーサイン	普通紙、アクリル用グロス仕上加工

	G04-23_ 仏教祭祀シーンイメージ・解説	塩ビタック、ラミネート加工
	G04-24_ 建物カテゴリーアイコン	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
	G04-25_ 建物シーンイラスト・解説	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
	G04-26_ 復元建物イメージグラフィック	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
	G04-28_ 生活シーンイラスト・解説	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
	G04-29_ 体験の仕方グラフィック	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
	G04-30_ 展示品解説グラフィック	普通紙、ダイカット用アクリル板加工 (200 カ所)
	G04-33_ 奥州藤原氏の滅亡とその後年表	塩ビタック、ラミネート加工、9分割
	G04-35_ 柳之御所遺跡を守る・整備する	塩ビタック、ラミネート加工、巻き込み / t30 木フランジパネル加工費
模型 造型	M-5_ 「平泉館」復元ジオラマ	模型基台製作：木軸合板下地側面塗装仕上げ 地形製作：スチール + 合板積層 / 樹脂コテイング / 彩色塗装 + パウダー / 池水表現透明樹脂流し込み / 堀：土断面表現 / 橋：木工、樹脂併用製作 / 彩色塗装仕上げ 建物製作：木工、樹脂併用製作 / 彩色塗装仕上げ 板塀製作：木工、樹脂併用製作 / 彩色塗装仕上げ 人形製作：基本原形製作 / 型取り / 樹脂成型 / 彩色塗装仕上げ 人形+馬製作：基本原形製作 / 型取り / 樹脂成型 / 彩色塗装仕上げ 小道具（情景小物）等製作：基本木工、樹脂併用製作 / 彩色塗装仕上げ 樹木・下草類製作：樹木・針金フレーム幹材製作 / スポンジ、パウダー固定仕上げ
	M-6_ 馬造形	粘土原型 / 石膏型取り / FRP 成型 / 成型仕上げ作業 / 内部鉄骨製作 / 取付
	M-7_ 金の重さ体験	1 kg麻袋 / 輪 / ワイヤー固定
	M-8_ 「西の建物」柱再現	柱 300 φ 半円 2 本 / ポット吹付仕上げ / 作成 / 塗装仕上げ / すぐれ
	M-9_ 折敷セット	かわらけ：φ 150 × 1, φ 80 × 2 既製品購入 食品サンプル：飯、鮭切り身、77℃蒸し、煮物 1 式
	M-10_ かわらけ福笑い	木加工染色仕上げ / 福笑いハーネス φ 250 出力紙貼り / t3 アクリルカット加工出力紙貼り / 裏面ガラシシート貼り、7 ペーパー
	M-11_ 土器バズル	ベース：木加工染色仕上げ / バズル部：3D リソ、出力、塗装仕上げ
	M-12_ かわらけ出土状況床下展示	ベース：木加工染色仕上げ / バズル部：3D リソ、出力、塗装仕上げ
	M-12_ かわらけ出土状況床下展示	出土状況造形製作 / 出土物は支給
	M-13_ 白磁四耳壺出土状況床下展示	出土状況造形製作 / 出土物製作
	M-14_ 「平泉の富」砂金造形・鷲の羽	砂金 φ 150 程度 / 鷲の羽 L150 程度
	M-15_ 「平泉の富」蝶螺 (夜光貝)	
	M-16_ 「平泉の富」アザラシの皮	
	R-01_ 儀式関連資料 墓書折敷「人々 給納日記」	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-02_ 輸入陶磁器 白磁四耳壺	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
レ ブリ カ 製 作	R-03_ 馬具（嚮）	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-04_ 文字資料 題跋軸「馬」「日記」	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-05_ 文字資料 呪符木簡 4 点	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-06_ 火舎	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-07_ 花瓶	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-08_ 輪宝	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-09_ 墓書資料 寝殿造折敷	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-10_ 生活道具 内耳鉄鍋	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-11_ かわらけ（人面墨書き）	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-01_ 儀式関連資料 墓書折敷「人々 給納日記」	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-02_ 輸入陶磁器 白磁四耳壺	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-03_ 馬具（嚮）	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ
	R-04_ 文字資料 題跋軸「馬」「日記」	3D リソ / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ

映像音響機器／ソフト	AV-8_ 平泉館インタラクティブコンテンツ	<p>3 プロジェクター + レンズ + 設置金物 / センサー用 PC/21.5 型ワイド液晶ディスプレイ / 測量センサー + センサーベース / コンテンツ用 PC / エッジブレンディングプロサッサー / HDMI 信号同軸延長器 送信器 / HDMI 信号同軸延長器 受信器 / ラックマウント金具 / ギガビットスイッチングルバ / ラックマウントキット / パワーアンプ / スピーカー / パワーディスクリビューター / サーバーラック D 空き / 3D 出力・樹脂成型 + 彩色塗装仕上げ</p> <p>映像等製作：ディレクション / コンテンツ基本設計 / システム部基本設計 / 演出情報整理・準備稿シナリオ / シナリオ演出作成 / 統括演出プログラム設計 / 全体システム設計（図面作成） / 画面グラフィックデザイン / 情報表示ウインドウデザイン / 原画制作 / 風景アニメーション / 背景展開バリエーション / 人物切出し / 人物バベットアニメーション / 馬・その他バーツ切出し / 馬・その他バーツバベットアニメーション / 2D コンボジット + 編集 / 支給データ加工・コンバート / 3D 画面運動コンテンツプログラム / PC 間連動プログラム / 統合テスト・耐久テスト / ハードウェアセットアップ / 操作マニュアル作成 3D 空き</p> <p>春夏秋冬 CG アニメーション製作 / タッチイベント用インタラクション / アニメーション製作 / 画面レイアウト作業 人物切出し / 人物バベットアニメーション / 選曲 / 音効 / 翻訳料 / 操作マニュアル作成 3D 空き</p>
	AV-9_ 奥州藤原氏トピックモニター	<p>50 型タッチパネル一体型ディスプレイ / 壁掛け金具 / パワーアンプ / スピーカー / エンベデッド PC / HDMI 信号同軸延長器 送受信 / USB ツイストペアエクステンダー</p> <p>映像等製作：企画 / 構成 / 企画 / 構成 / 藤原四代イラスト作成 / アニメーション制作 / BGM・効果音 / 翻訳料（藤原 4 代 & 出土資料紹介 2 種） / 編集</p>
	AV-10_ 平泉館炎上	<p>ライティングプロジェクター / メディアプレーヤー / マイクロ SDHC カード / GPIO コネクタ / HDMI 信号同軸延長器 送受信器 / パワーアンプ / スピーカー / センサー / オーサリング費</p> <p>映像等製作：ディレクション / 企画 / 構成 / 画面グラフィック製作 / 炎上シーン・文字制作素材制作 / 2D アニメーション / 2D レンダリング / 入稿データ出力 / 選曲 / 音効 / 操作マニュアル作成 3D 空き</p>

(オ) 体験・展望展示

項目		素材 / 仕様等
展示 造 作 工 事	D6-1_ 発掘ラボ紹介パネル	STベース/ST丸パイプ脚/ST天板・※カットアクリル材はガラスで計上
	D6-1_ 発掘ラボ紹介パネル	STベース/ミラー取付補強金物・※カットアクリル材はガラスで計上
	D6-1_ 発掘ラボ紹介パネル	STベース/テンプレート/775角バー・※カットアクリル材はガラスで計上
	D6-1_ 発掘ラボ紹介パネル	STベース/アクリル展示ケース・※カットアクリル材はガラスで計上
	D6-1_ 発掘ラボ紹介パネル	STベース/アクリル展示ケース・※カットアクリル材はガラスで計上
	D6-2_ 床下展示	SUSフレーム/12+12透明コート強化合わせガラス下面マスクシート貼/木製ガラフ/脱着式バネ
	D6-3_ 案内サインスタンド	ST加工 A-BE
グラ フ イ ツ ク	G04-35_ 柳之御所遺跡を守る・整備する	塗装タック、ラミネート加工、巻き込み/t30木フランジバネ加工費
	G05-2_ 発掘からわかったこと紹介パネル	ラミネート加工、マシンカット/自立金物、背面塗装
	G05-3_ 発掘の様子紹介パネル	ラミネート加工、マシンカット/自立金物、背面塗装
	G05-4_ 発掘の道具紹介パネル	ラミネート加工、マシンカット/自立金物、背面塗装
	G05-6_ ハンズオン展示解説パネル	ラミネート加工、マシンカット/自立金物、背面塗装ラミネート加工、マシンカット
	G05-7_ 床下展示キャビション(かわらけ出土)	自立金物、背面塗装
	G05-8_ 床下展示キャビション(陶磁器出土)	塗装タック、ラミネート加工
	G05-9_ 柳之御所遺跡マップ	塗装タック、ラミネート加工
	G05-10_ タイムスリップグラフィック	塗装タック、ラミネート加工
模型 造 型	M-11_ 土器パズル	ベース:木加工染色仕上げ/ベース部:3Dオブジェ、出力、塗装仕上げ
	M-12_ かわらけ出土状況床下展示	ベース:木加工染色仕上げ/ベース部:3Dオブジェ、出力、塗装仕上げ
	M-12_ かわらけ出土状況床下展示	出土状況造形製作/出土物は支給
映像音響機器 /ソフト	AV-11_ 発掘調査への道	企画 / 構成 /撮影(平泉町) / 素材借用料(写真等) /翻訳料 / 選曲 / 音効 / 編集

○柳之御所史跡公園条例

平成 22 年 3 月 29 日条例第 20 号

(設置)

第 1 条 柳之御所遺跡の遺構及び遺物の展示等を行うことにより、平泉の文化に関する県民の理解の増進に寄与するため、柳之御所史跡公園（以下「公園」という。）を次のとおり設置する。

名称 位置

岩手県立柳之御所史跡公園 西磐井郡平泉町

(行為の許可)

第 2 条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真を撮影すること。

(3) 公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 知事は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第 3 条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

(4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。

(5) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

一部改正〔令和 3 年条例 36 号〕

(許可の取消し等)

第 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 条第 1 項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第 2 項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。

(2) 第 2 条第 2 項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により第 2 条第 1 項の許可を受けたとき。

(4) 公園の管理上必要があると認めるとき。

(5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償等)

第 5 条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 12 日条例第 36 号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（後略）（令和 3 年 11 月規則第 68 号で、同 3 年 11 月 20 日から施行）

○柳之御所史跡公園条例施行規則

平成 22 年 3 月 29 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柳之御所史跡公園条例（平成 22 年岩手県条例第 20 号。以下「条例」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第 2 条 岩手県立柳之御所史跡公園（以下「公園」という。）の休園日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休園日以外の日において臨時に休園し、又は同項の休園日において臨時に開園することができる。

(開園時間)

第 3 条 公園の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間においては、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開園時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔令和 3 年規則 70 号〕

(許可の申請)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による柳之御所史跡公園内行為許可申請書を知事に提出しなければならない。

(許可の条件)

第 5 条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) 行為を終了したとき、又は条例第 4 条の規定に基づき許可を取り消されたときは、知事の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいていき者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で公園内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入園させないこと。
- (4) その他公園の維持管理のためにする知事の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第 6 条 公園に入園した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに知事に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 19 日規則第 70 号）

この規則は、令和 3 年 11 月 20 日から施行する

○平泉世界遺産ガイダンスセンター条例

令和3年7月12日条例第36号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例をここに公布する。

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例

(設置)

第1条 県民をはじめ広く国内外の人々の平泉世界遺産（世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産をいう。）その他の平泉の文化遺産に対する理解を深めることにより、これを将来の世代に継承するとともに、文化の発展に寄与するため、平泉世界遺産ガイダンスセンター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
平泉世界遺産ガイダンスセンター	西磐井郡平泉町

(指定管理者による管理)

第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他センターの利用の促進に関する業務

(行為の許可)

第4条 センターにおいて、資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。第7条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) センターの全部又は一部を独占して使用すること。

3 知事又は指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付付することができる。

(行為の禁止)

第5条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(3) 静肅を害し、他人に迷惑をかけること。

(4) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

(5) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。

(6) 喫煙し、又は指定された場所以外の場所で飲食をすること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(許可の取消し等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第2項(知事がセンターの管理を行う場合に限る。以下この項において同じ。)の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。

(2) 第4条第3項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けたとき。

(4) センターの管理上必要があると認めるとき。

(5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の規定は、第4条第2項(指定管理者がセンターの管理を行う場合に限る。)の許可について準用する。この場合において、前項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第7条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、資料について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第6条第2項の規定は、令和5年4月1日から施行する。(令和3年11月規則第68号で、同3年11月20日から施行)

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間においては、第4条第2項中「指定管理者(知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。第7条第1項において同じ。)」とあるのは「知事」と、同条第3項中「知事又は指定管理者」とあるのは「知事」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第2項中「準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と読み替えるものとする。

○平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則

令和3年11月19日規則第69号平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則をここに公布する。

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）。

以下「条例」という。の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月末日（12月にあっては、28日）。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときはその前日（4月にあっては、その前々日）と、4月30日が月曜日に当たるときは4月27日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から10月31までの期間 午前9時から午後5時まで。ただし、入館時間は、午後4時30分まで

(2) 11月1日から翌年3月31までの期間 午前9時から午後4時30分まで。ただし、入館時間は、午後4時まで

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。

(撮影等の許可)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める様式による資料撮影等許可申請書又は別に定める様式による資料貸出許可申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、条例第4条第1項の規定による許可をしたときは、別に定める様式による資料撮影等許可書又は別に定める様式による資料貸出許可書を交付するものとする。

3 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

4 資料の貸出しを受けた者が、当該資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに、別に定める様式による資料汚損（損傷、亡失）報告書を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

(物品の販売等の許可)

第5条 条例第4条第2項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式によるセンター内行為許可申請書を所長に提出しなければならない。

第6条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。

(2) 条例第4条第2項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第6条第1項の規定に基づき許可を取り消されたときは、所長の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。

(3) めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でセンター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。

(4) その他センターの維持管理のためにする所長の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第7条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者（第4条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）は、速やかに所長に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和3年11月20日から施行する。

平泉遺跡群調査整備指導委員会設置要綱

(趣旨)

第1 史跡柳之御所遺跡、特別史跡無量光院跡等、奥州藤原氏に関連する平泉遺跡群の調査研究・整備等に関する指導助言を得るため、平泉遺跡群調査整備指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 指導委員会は、教育長に対し、次の事項について指導、助言を行う。

(1) 国指定史跡柳之御所遺跡、特別史跡無量光院跡をはじめとする平泉遺跡群の発掘調査に関すること。

(2) 平泉遺跡群の史跡の整備復元活用・保存管理計画等に関すること。

(3) 平泉文化の調査研究等に関すること。

(4) その他調査研究・史跡整備等に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3 指導委員会は20名以内の委員によって構成し、委員は、文化財に関する専門家、有識者のうちから教育長が委嘱する。

2 委員の任期は委嘱の日から翌年3月31日までとするが、任期満了の日までに本人から辞退の申出がない限り、翌年度も任期を更新するものとし、その後毎年任期満了期間までに辞退の申出がない時も同様とする。

(運営)

第4 指導委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 指導委員会は、必要に応じ教育長が招集する。

2 委員長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6 指導委員会のなかに個別の専門的な事項について検討するため、若干名の委員の構成による、専門部会を置く。（別表1）

2 専門部会の委員は、指導委員のうちから委員長が別途委嘱する。

3 各専門部会には委員長が指名した部会長を置き、副部会長については各部会長が指名する。

4 専門部会は、必要と認める場合は関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

5 専門部会の運営及び必要な事項は教育長が別に定める。

6 専門部会の部会長は専門部会で協議した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会並びに専門部会の庶務は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課及び平泉町世界遺産推進室において処理する。

第8 この要綱に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年7月18日から施行する。

平成15年8月7日、平成29年3月17日、平成29年10月5日一部改正。

岩手県文化財調査報告書第163集
柳之御所遺跡
第I－2期保存整備事業報告書

発行日 令和4（2022）年3月31日

発 行 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL. 019-629-6488

印 刷 有限会社 平電子印刷所

〒970-8024 福島県いわき市平北白土字西ノ内13番地

TEL. 0246-23-9051
